

第 3 回臨時会

平成30年 5 月21日開会

平成30年 5 月21日閉会

第 4 回定例会

平成30年 6 月 8 日開会

平成30年 6 月21日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○5月21日

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第30号から第37号までの8議案一括上程	4
日程第4	質疑	13
日程第5	討論・採決	18

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成30年 第3回臨時会 (5月)	議案第30号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例等の一部を改正する条例)	原案承認	5月21日
〃	議案第31号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認	5月21日
〃	議案第32号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成29年度三股町一般会計補正予算(第6号))	原案承認	5月21日
〃	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	5月21日
〃	議案第34号	平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	5月21日
〃	議案第35号	工事請負契約の締結について(平成30年度町営住宅東原団地B棟建築主体工事)	原案可決	5月21日
〃	議案第36号	工事請負契約の締結について(平成30年度町営住宅東原団地B棟機械設備工事)	原案可決	5月21日
〃	議案第37号	工事請負契約の締結について(平成30年度町営住宅東原団地B棟電気設備工事)	原案可決	5月21日

◎第4回定例会

○6月8日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	27
日程第2	会期決定の件について	27
日程第3	議案第38号から議案第49号までの12議案及び報告3件一括上程	28

○6月12日(第2号)

日程第1	一般質問	34
6番	内村 立吉君	34
5番	堀内 義郎君	45
3番	福田 新一君	58
1番	森 正太郎君	79

○6月13日(第3号)

日程第1	一般質問	114
10番	池田 克子君	114
11番	山中 則夫君	126
2番	楠原 更三君	143
8番	指宿 秋廣君	166

○6月14日(第4号)

日程第1	総括質疑	186
日程第2	常任委員会付託	188
日程第3	質疑(議案第46号及び第47号の2議案)	189
日程第4	討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)	189

○6月21日(第5号)

日程第1	常任委員長報告	192
日程第2	質疑(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案)	195
日程第3	討論・採決(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号	

	から第49号までの2議案)	196
日程第4	意見書案第2号上程	201
日程第5	意見書案第2号の質疑・討論・採決	202
日程第6	議員派遣の件について	203

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成30年 第4回定例会 (6月)	議案第38号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案 可決	6月21日
〃	議案第39号	三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案 可決	6月21日
〃	議案第40号	三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	原案 可決	6月21日
〃	議案第41号	平成30年度三股町一般会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第42号	平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第43号	平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第44号	平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第45号	平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第46号	教育委員会委員の任命について	原案 同意	6月14日
〃	議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案 同意	6月14日

平成30年 第4回定例会 (6月)	議案第48号	農業水路等長寿命化・防災減災事業事務の委託に関する都城市との協議について	原 案 可 決	6月21日
〃	議案第49号	三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の締結について	原 案 可 決	6月21日
〃	意見書案 第2号	地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)	原 案 可 決	6月21日
〃	報告第1号	平成29年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第2号	三股町土地開発公社の平成30年度事業計画及び予算		
〃	報告第3号	三股町土地開発公社の平成29年度事業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	内村 立吉	1 職員採用試験について	① 本町では、都城が導入した総合能力試験について、今のところ実施しない方針であるということであった。今後も町村会の方針でやっていくのか。 ② 平成30年度は、統一試験を7月と9月計2回実施可能となったことについて伺う。 ③ 学歴に関わらず、各自治体の人材像、重視する能力、受験者層等に応じて問題集を選択できるようになったことについて伺う。 ④ 問題集は、問題の種類と難度によって3タイプ5種であることについて伺う。	町 長
		2 都城救急医療センターの負担額について	① 平成27年3月議会一般質問の中で、都城市は、西諸県2市1町にも負担金のあり方について交渉に当たっているとの解答。その後の経過は、負担金の見直しについて伺う。	町 長
		3 多面的機能支払の交付金について	① 多面的機能支払いの広域協定の取組は、平成19年農地、水、環境保全対策事業から始まり、多面的機能支払いと平成29年度まで事業を行ってきた。平成30年度からの広域協定について伺う。	町 長

2	堀内 義郎	1 通学路の見守りと安全確保について	① 過去5年間における町内での不審者声掛け事案の件数と時間帯は。 ② 通学路の点検やルートの見直しは行っているのか。 ③ 登下校時における通学路見守りに関する活動体制はどうか。 ④ 特に下校時における見守り活動について、高齢化や共働きに伴い地域での安全確保はできるのか。	教育長
		2 木材利用促進基本方針に沿った木質化について	① 町営住宅東原団地における地域材の利用促進について、A棟の取組とB棟はどうか。 ② 木造率の目標設定について、現状での木造率と目標年（平成32年度12.9%）までの取り組みは。 ③ 五本松住宅を解体する際に発生する木材について、資源の有効利用は図れないか。	町長
		3 多面的活動組織の広域化について	① 広域化に伴うメリットとデメリットは。 ② 運営委員の体制と交付金について、流用、日報の取り扱い、日当の支払いはどうか。	町長

3	福田 新一	1 学力向上対策 (文教厚生委員会研修に備えて)	① 全国学力テスト(H29年度)の調査結果を「文教みまた」という立場からどう捉えるか。 ② 結果に対し何か具体的な対策を講じたのか。 ③ 県内での結果順位を町のホームページで公表してはどうか。 ④ 「特別の教科道徳」の導入効果をいかに達成していくか。	教育長
		2 新規就農につながるシステムづくり (真剣に手を打つ時)	① 基幹産業である農業持続のため新規就農者をいかに確保、育成するか。 ② 厳しさを含め、就農に希望と自信を持てる導きプランを。 ③ 好事例の分析と特化推進を。	町長
		3 特産品づくり推進事業の強化 (地方創生の実現に向けて)	① 「どぶろく特区」の認定を最大限に活かし事業の強化を。 ② インバウンド推進事業へ参入できないか。 ③ シルバー人材センターの新規事業で取組めないか。	町長
		4 町政の目標「自立と協働で創る元気なまち三股」の本質	① できない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考える。 ② 平等・公平より優先順を重視する。 (交通事故防止対策) ③ 結果を出すまで粘り強く取組む。	町長

4	森 正太郎	1 三股町長の次期町長選挙への出馬意向の表明を受けて	① これまでの任期を振り返り、主要な施政方針、対応する政策の進捗を問う。 ② 今後のまちづくりの方向性と意気込みを問う。	町 長
		2 子育てにやさしいまちづくりについて	① 小中学校のトイレの洋式化の現状とニーズ、今後の展望を問う。 ② 小中学校のトイレのバリアフリー化の現状を問う。 ③ 小中学校のICT化の状況と今後の展望を問う。	町 長
			④ 「ノーメディアデー」運動の意義と、本町での取組みを問う。	教育長
			⑤ 学校環境衛生基準の改正を受けて、小中学校の教室の温度の計測を行わないか。 ⑥ 学校給食について、アレルギー対策はどうなっているか。 ⑦ 学校給食センターの改修、更新の予定はあるか。	町 長
			⑧ 全国で広がる学校給食費無料化の動きについて、どうとらえているか。	町 長 教育長
			⑨ こどもの貧困の実態調査の実施について、検討の状況と今後の日程を問う。	町 長
			3 まちドラ！ 2018について	① 参加者数、県内外、年齢別の内訳を問う。
		② 感想と課題について問う。		町 長 教育長
		③ 町の魅力化、活性化の軸に置いて、さらに町内に周知すべきではないか。		町 長
		4 町営住宅について	① 東原住宅A棟に入居された住民の声はどのようなものがあるか。 ② 建築予定のB棟に、今の入居者の声を生かすべきでは。	町 長

4	森 正太郎	5 養護老人ホーム清流園について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現状を問う。 ② 民営化のメリット・デメリットを問う。 ③ 民間譲渡の公募が行われたが、現地見学・説明会などを経て、法人の注目度はどうか。 ④ 養護老人ホームは三股町になくはないものだが、民間譲渡について、存続は担保されているか。 	町 長
---	-------	------------------	--	-----

5	池田 克子	1 まちづくり基本方針について	<p>① 「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」が掲げられております。その内容について、具体策を問う。</p> <p>② 共働き世帯が増えている中で、通販を利用されている方が多くなっている。留守でも、受け取れる宅配ボックスは利便性が大きい。先進的に取組めないか問う。</p>	町 長
		2 所有者不明の土地問題について	<p>① 地籍調査における所有者不明の土地は、何筆あったか問う。</p> <p>② 調査後の不明土地に対する対応をどのようにしているのか問う。</p> <p>③ 今後、所有者不明土地にならないようにする対策を条例化してはどうか問う。</p>	町 長
6	山中 則夫	町政運営の諸課題への取組みについて	<p>① 農家の所得向上のため、施策を考えているか。</p> <p>② 五本松住宅跡地の今後の計画は。</p> <p>③ 樺山（2地区）、宮村（3地区）の農地を宅地化する努力をすべきでは。</p> <p>④ 職員の意識改革の指導は行っているのか。</p>	町 長

7	楠原 更三	1 地域活性化について	(1) 自治公民館活動の面から ① 自治公民館活動に期待することは。 ② 自治公民館の適正な規模をどの程度と考えているか。 ③ 自治能力を高めるための施策にはどのようなものがあったか。 ④ 「自治公民館の基本的な考え方」の中にある「地域住民の総意」等の解釈について。	町 長 教育長
			(2) 地域づくり推進事業の面から ① この事業の29年度の実施状況と成果についての周知状況 ② 30年度の申請状況は。	
			(3) 活性化への取組状況に対する周知状況 ① 現況は。 ② 地域活性化の動きを知らせる掲示板として、町のHPは活用できないか。	町 長
		2 地元就職を進める施策について	(1) 地元就職支援に対して行政の役割をどのように考えているのか。 (2) 「発見たんけん都城市三股町 どんな仕事があるのかな」について ① 三股町教育委員会の後援内容は。 ② この冊子の活用を具体的にどのように考えているのか。	教育長
		3 梶山城跡整備事業について	今後の活用予定	町 長 教育長

8	指宿 秋廣	1 下水道の加入促進について	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道の加入率の推移はどうか。 ② 加入金の免除期間の効果はどのように推移したか。 ③ 今後加入促進に向けての会議（公共下水道運営審議会）は、何回開催されたか。 ④ 他の自治体でも同じ悩みを抱えていると思うが、協議会のような協議機関は存在するか。 ⑤ 今後さらなる促進策を協議しているか。 	町 長
		2 役場職員の処遇の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ① 正規職員の早期退職者の人数とその理由はどうか。 ② 再任用職員の処遇はどうか。 ③ 退職後に他の自治体に再就職した職員はいるか。 ④ 早期退職者や他自治体への再就職を止めさせるために本町役場の勤務の処遇改善策は検討しているか。 	町 長

三股町告示第24号

平成30年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年5月16日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年5月21日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

議事日程

平成30年5月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第30号から第37号までの8議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第30号から第37号までの8議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（10名）

2番 楠原 更三君	3番 福田 新一君
4番 池邊 美紀君	5番 堀内 義郎君
6番 内村 立吉君	7番 福永 廣文君
8番 指宿 秋廣君	9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君

欠席議員（1名）

1番 森 正太郎君

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	鍋倉 祐三君
会計課長	-----	川野 浩君			

午前10時00分開会

- 議長（池邊 美紀君） ただいまから平成30年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、内村君、11番、山中君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

- 議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る5月16日に委員会を開催し、本日招集されました平成30年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について4件、平成30年度補正予算1件、工事請負契約の締結について3件の計8件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日

1日限りとし、提案される8議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される8議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第30号から第37号までの8議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第30号から第37号までの8議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成30年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号から第33号までの4議案については、全て去る平成30年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第30号「三股町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が第196回通常国会において可決され、平成30年3月31日に交付されたことに伴い改正を行ったものであります。

改正の主な内容としましては、個人の住民税につきまして働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除、公的年金等控除制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うものです。

また、たばこ税につきましては、税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置の仕組みを3年延長することなどであります。

次に、議案第31号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ、5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第32号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額104億6,033万6,000円から歳入歳出それぞれ1億1,665万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,368万3,000円としたものであります。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は実績及び実績見込みにより、法人町民税3,227万4,000円などを増減額したものであります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などは、交付決定による特別交付税1億8,169万4,000円などを増減額したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により老人ホーム入所者負担金などを増減額したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定により施設型給付費負担金などを増減額したものであります。

繰入金は、充当事業の減により、ふるさと未来基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金を減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金の取崩額を2億7,500万円減額して、基金の確保を図ることなどであります。

町債は、実績により畑地帯総合整備事業などの減、餅原線歩道整備事業の増で、総額2,310万円を減額したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか1,209万6,000円、戸籍住民基本台帳費の地方公共団体情報システム機構事務費負担金244万5,000円などを減額したものであります。

民生費においては、社会福祉士、総務費の障害者自立支援給付費828万3,000円、児童運営費の施設型給付費3,880万円などを減額したものであります。

衛生費においては、予防費の個別健診委託料ほか1,325万9,000円、母子衛生費の妊婦・乳幼児健診委託料790万6,000円などを減額したものであります。

農林水産業費においては、実績により農業振興費の農地中間管理事業機構集積協力金497万5,000円などの各種事業費を減額したものであります。

商工費においては、実績により商工振興費の中小企業等特別融資制度補助金153万8,000円などの各種補助金などを減額したものであります。

土木費においては、公園管理費の各施設草刈り等委託料ほか293万8,000円、住宅管理費の修繕料550万円などを減額したものであります。

消防費においては、非常備消防費の消防ポンプ自動車購入ほか158万5,000円などを減額したものであります。

教育費においては、実績により小中学校費の要保護及び準要保護児童生徒援助費合わせて579万2,000円、体育施設の勤労者体育センター改修工事費1,158万5,000円などを減額したものであります。

公債費は、利子の決定により不用額320万円を減額したものであります。

諸支出金は、見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金に1,500万円、公共施設等整備基金に1億3,474万5,000円、減災基金に2,000万円積み立てるため増額し、ふるさと未来基金は寄附金の実績。

墓地公園管理基金は実績の確定により減額し、また予備費は収支の調整額7,784万3,000円を増額したものであります。

次に、第2表地方債補正について主なものをご説明申し上げます。

畑地帯総合整備事業、高才第1地区について90万円減額し、限度額を900万円とするなど7件の事業を減額し、餅原線、歩道整備事業については90万円増額し、限度額を810万円に変更したものであります。

次に、議案第33号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額35億5,353万6,000円から歳入歳出それぞれ2,103万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,249万8,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税、県支出金は増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金、諸収入の減額が主なものであります。

歳出については、保険給付費、諸支出金の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第34号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、中央浄化センター増築基本設計による概算事業費の算出に伴い、所要の補正措置を行うものであります。すなわち歳入歳出予算の総額7億9,640万2,000円から歳入歳出それぞれ1億5,859万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,781万2,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金及び町債を減額し、歳出については下水道事業費を減額し、予備費を増額するものであります。

次に、第2表継続費については、3カ年事業の総額及び年割額を規制するものであります。

また、第3表地方債については、限度額を補正するものです。

次に、議案第35号、議案第36号及び議案第37号の「工事請負契約の締結について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案については、国の防災安全社会資本整備総合交付金を活用して、東原団地B棟建設を施工しようとするものであります。

本建設の建築主体工事については、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る5月9日に条件つき一般競争入札を実施し、機械設備工事及び電気設備工事については、指名競争による総合評価落札方式での入札を同日実施し、落札者を決定したものであります。

議案第35号の建築主体工事については、吉原・井ノ上特定建設工事共同企業体が4億284万円で落札し、議案第36号の機械設備工事については、中尾設備株式会社が5,355万7,200円で落札し、議案第37号の電気設備工事については、有限会社幸栄電気が4,968万円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、8議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 議案第30号「三股町税条例等の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

改正分が14ページ、新旧対照表が40ページ及び非常にわかりにくいですので、本日お配りしてあります概要版、それと参考資料をもとに、改正の主な3点についてご説明いたします。よろしいでしょうか。

まず、第1点目ですが、参考資料1ページの個人住民税についてですが、給与所得控除、公的年金等控除をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げて43万円とし、給与所得控除は上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げ、控除の上限額を

220万円から195万円とするものです。

また、公的年金等控除は、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限額195万5,000円を設定し、基礎控除について合計所得金額が2,400万円を超える場合から遡減、2,500万円を超える場合は消失する仕組みを設けるなどの制度改正を平成33年度分以後の個人住民税について適用するものであります。

町税条例に関連する部分としましては、概要版にあります第24条第1項で障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げ、第24条第2項で均等割非課税限度額に10万円を加算し、第34条の2及び第34条の6で、基礎控除額及び調整控除額に所得要件、前年の合計所得金額が2,500万円以下の創設、附則第5条で所得割非課税限度額に10万円を加算する改正となっております。

第2点ですが、参考資料2ページ、3ページのたばこ税についてですが、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、たばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

町税分は、たばこ1,000本当たり5,262円を平成30年10月1日に5,692円に、さらに6,122円、6,552円と3段階で引き上げ、国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ計3円、1箱20本当たり20円ずつ、計60円の引き上げとなります。

また、平成31年4月に予定されている旧3級の紙たばこにかかわる税率の引き上げを平成31年10月実施に延期するものであります。それと加熱式たばこにかかわる課税を、重量0.4グラム、価格約20円を1対1の比率で、紙巻きたばこに換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものであります。

町税条例に関連する部分としましては、第92条で製造たばこ区分の新たな創設、第93条の2で製造たばこのみなし規定の新設、第94条で加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算方法等の規定の整理、第95条でたばこ税率の3段階引き上げ、平成27年改正条例附則第4条で旧3級品の紙巻きたばこにかかわる経過措置の期間変更の改正となっております。

3点目は、固定資産税の土地にかかわる負担調整などの特例措置の適用期限を3年延長するものであります。

町税条例に関連する部分としましては、附則第11条から附則第15条までの改正となっております。このほかにつきましては、地方税法等の改正に伴い所要の規定を整備したものであります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、議案第34号「平成30年度三股町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

初めに継続費の補正についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。あわせて説明資料の、きょうお配りをしました説明資料の1ページをごらんください。よろしいでしょうか。（「もう一回」と呼ぶ者あり）議案書の4ページ及び説明資料の1ページをごらんください。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中央浄化センター増築事業におきまして、当初予算書の第2表継続費では、平成26年度に作成しました下水道事業計画に基づき概算事業費を6億4,270万円と算出し、継続費の総額として計上しておりましたが、平成30年3月に成果品として納入されました基本設計による補助事業概算事業費総額が資料の1ページのとおり8億4,700万円と算出されました。赤の1というふうに示しているところがございます。30年から32年度までの3カ年の継続費の総額を2億430万円増額し、8億4,700万円とするものであります。

増額の理由としましては、人件費及び資材の高騰、導水管、曝気装置の見直しが主なものでございます。

補正後の事業費に対する財源内訳としましては、国庫補助総額4億5,468万円、起債総額を3億5,308万8,000円、その他の分の総額としまして3,923万2,000円を予定しているところがございます。

年割額の内訳としましては、資料の2ページをごらんください。平成30年度の事業費を1億1,400万円、31年度に3億9,500万円、32年度に3億3,800万円を予定しています。参考までに年度ごとの国庫補助額も記載しておるところでございます。資料の1ページと2ページの赤の番号と2ページの番号は、同一箇所を示しているものでございます。

次に、歳入歳出の補正についてご説明いたします。歳入は議案書の12、13ページ、歳出は14、15ページをごらんください。あわせて説明資料の3ページをお開きください。

歳入の国庫補助金においては、浄化センター増築事業分として1億5,125万円を計上していましたが、先ほどご説明いたしました資料の2ページの30年度事業費に対する国費として6,126万円が見込まれるため、8,999万円を減額し、国庫補助金総額を1億9,026万円とするものでございます。

町債においても、浄化センター増築事業分として1億1,600万円を計上しておりましたが、30年度事業費の減により6,860万円に減額し、町債の総額を2億360万円とするものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

下水道事業費の工事請負費として浄化センター増築工事費2億8,000万円を予定しておりましたが、下水道事業団に工事の委託を行いたいため、工事請負費2億8,000万円を減額し、

委託料に30年度の事業費1億1,400万円を増額補正し、公共下水道費の総額を4億4,891万4,000円とするものでございます。

なお、下水道事業団との工事委託に関する基本協定の締結については、6月議会での提案を予定しているところでございます。

予備費においては、下水道事業費の減に伴い歳出減を歳入額に調整するため、下水道事業費の特定財源のその他財源分741万円を増額し、予備費を791万円とするものでございます。

説明資料の4ページに増築工事のスケジュールをお示ししております。また5ページには、計画平面図を添付しておりまして、計画平面図の赤斜線部が今回30年、31年、32年度の3カ年の実施工事をする箇所を表示しているところでございます。

この説明は以上です。

○議長（池邊 美紀君） 次に総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、続きまして議案第35号、議案第36号及び議案第37号「工事請負契約の締結について」補足説明をいたします。よろしいでしょうか。

この3案につきましては、5月9日に東原団地B棟の建築主体工事、機械設備工事及び電気設備工事の入札を実施いたしまして、落札者と工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第35号「建築主体工事」についてご説明いたします。

入札の参加形態につきましては、2社で構成する特定建設工事共同企業体、いわゆるJVでの参加としたところでございます。

代表者の主な資格としましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点850点以上であること。平成10年度以降工事概要と同種の建築工事において元請もしくは共同企業体における代表者としての施工実績があること。宮崎県内に建設業法に定める本社または営業所等が所在することなどいたしました。

構成員の主な資格としましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点値700点以上である町内の建築業者、建築のAランクとしたところでございます。

資料にありますように、資格を満たす7つの共同企業体が入札に参加いたしまして、その結果、予定価格4億2,433万2,000円に対しまして、落札価格4億284万円、落札率94.94%で、吉原・井ノ上特定建設工事共同企業体が落札したところであります。

吉原建設株式会社につきましては、ご存じのとおり都城市に本店を構え、建築、土木、一式工事を主な業務としておりまして、総合評点値は1,242点、同種の施工実績としましては昨年の東原団地A棟の建築主体工事を今回と同じ特定建設工事共同企業体で、契約金額3億7,412万4,000円で請け負っているところでございます。

次に、議案第36号及び議案第37号の前に今回東原団地B棟の機械設備工事及び電気設備工事の入札に導入しました低入価格調査制度についてご説明いたします。別途こういう資料がお配りされているかと思えます。

この2つの工事につきましては、総合評価落札方式で入札を実施いたしました。国土交通省より総合評価落札方式による入札には、最低制限価格の設定ができないことの指摘を会計検査院から受けた地方公共団体があることから、総合評価落札方式による入札においては、ダンピング受注防止の徹底のため、低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入について要請があったところでございます。

資料の1ページをごらんください。低入札価格調査制度では、左上に3つありますけども、予定価格、調査基準価格及び失格判断基準価格を算定して入札を行います。調査基準価格につきましては、最低制限価格と同様の算定で設定をいたしました。失格判断基準価格につきましては、入札審査会において入札額の回5社の平均に0.95を乗じた額とすると決定し、入札結果に基づきまして算定いたしました。

それでは、2ページをごらんください。入札の価格の結果でありますけども、議案第36号「機械設備工事」におきましては、有限会社野元設備が、失格判断基準価格、上から4段目になりますけども——の入札比較価格4,855万8,661円を下回ったため、失格となったところでございます。

次に、議案第37号「電気設備工事」においては、算定しました失格判断基準価格が調査基準価格を上回ったため、失格判断基準価格を調査基準価格と同額とし、失格者はございませんでした。今回の低入札価格制度の周知につきましては、各社指名通知を受け取りにこられる際に、1社ごと制度について説明を行い、実施要綱もホームページの入札案内に掲載しております。

また、引き継ぎについても対応いたしております。この資料の3ページ以降に実施要綱を添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、議案第36号「機械設備工事」についてご説明をいたします。議案の資料ですけども、資料にありますように7社が入札に参加し、その結果施工能力や地域貢献度などを点数化した技術評価点と価格評価点の合計点数が最高点29.18でありました中尾設備株式会社が、予定価格6,400万800円に対しまして、落札価格5,355万7,200円、落札率83.68%で落札したものであります。

次に、議案第37号「電気設備工事」についてご説明いたします。資料にありますように7社が入札に参加し、その結果、施工能力や地域貢献度などを点数化した技術評価点と価格評価点の合計点数が最高点20.13点でありました。有限会社幸栄電気が予定価格5,190万4,800円に対しまして落札価格4,968万円、落札率95.71%で落札したものでありま

す。

工期につきましては、3議案とも全て平成31年2月28日までとなっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 都市整備課より議案第35号、議案第36号、議案第37号の東原団地B棟の建築について補足説明をさせていただきます。

まず、お手元のほうに図面のほうが配布してあるかと思えます。こちらのほうA3の横長のやつですけど、こちらのほうが左側のA棟につきましては、平成29年度完了しております、今回右側のB棟及び真ん中に茶色い色であります集会場と外構の駐車場等を整備するものであります。

B棟の建築主体におきましては、鉄筋コンクリートづくり階数3階建て、建築面積928.43平米、延べ床面積2,011.18平米、住戸数といたしましてはA棟とか同じで2Kが20戸、2LDKが15戸となっております。駐車場は59台を確保しております。

また、今回は集会場として木造平屋建て、建築面積93.58平米、延べ床面積89.44平米を建設するものであります。屋外施設といたしましては、敷地内排水工事、敷地内の舗装工事、外構、フェンス等、あと敷地外の側溝工事を行うものであります。

続きまして、議案第36号の「機械設備工事」につきましては、B棟の機械設備工事といたしまして、衛生器具設備、便所、洗面台等。続きまして、給水設備、排水設備、給湯設備、ガス設備、換気設備。また集会場におきましても同じく衛生設備等工事いたすものであります。

続きまして、議案第37号「電気設備工事」におきましては、東原団地B棟の電力・電灯設備ということで、屋内の配線、屋外の配線、照明設備、情報設備といたしまして電話配線設備、テレビ共用線設備。防災設備といたしまして、自動火災報知設備、住宅内火災報知設備。集会場につきましても幹線コンセント設備、電灯設備、街灯設備を今回工事するものであります。

続きまして、もう1枚関連といたしまして、A4の1枚紙で東原団地家賃説明資料というのがお手元にあるかと思えますので、こちらのほうについては家賃についてAのケースということで、五本松団地から東原団地に移転していただく方の家賃については、一定期間5年間で今の公営住宅の家賃から徐々に家賃を引き上げていき、新しい公営住宅の家賃になるように、家賃の段階的引き上げ、激変緩和措置を行います。この処置を経て6年目の家賃から新しい公営住宅の規定により算出した家賃を支払うこととなります。

表Aのほうに東原団地2K家賃1万6,400円の場合ということで、初年度、2年度、3年目、4年目、5年目、6年目ということで、段階的に家賃が引き上げる形となります。

また、Bケースといたしまして、五本松団地から稗田、唐橋、山王原、南原、唐橋第2団地に

移転していただく方の家賃については、住み替え時における入居名義人または当該配偶者一代に限り減免申請により一月の家賃を5,000円とすることとしております。

②のほうで、五本松団地の方の移転先ということで、平成29年4月現在で入居者が74戸ありまして、平成29年度に移転された方が移転先東原団地、これA棟のほうですけど、こちらのほうが29戸、こちらがケースAになります。

続きまして、稗田団地から南原団地、こちらのほうが7戸ですけど、こちらのほうがケースBという形になります。

続きまして、中原団地に1人、こちらがケースAです。施設養護老人ホームとこちらのほうに2戸、民間のほうに5戸ということで、民間のほうは実家とか家を買われたりという方がいらっしやいます。29年度実績として44戸の方が転出していただいております。

平成30年度移転予定ということで、こちらのほうは東原団地のほうに17戸、東原団地以外に13戸、計の30戸ということで、こちらのほうにつきましては平成29年12月に東原団地の移転確認調査ということで、A棟、B棟合わせての部屋の抽選会というか、希望を聞きまして決定をしたときの結果に基づいております。

また、今後の最終移転確認により変更になることがありますということで申し添えておきます。以上、説明を終わります。

日程第4. 質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、質疑を行います。

質疑は専決処分及び平成30年度補正予算の議案と工事契約の議案の2つに分けて行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

それでは、まず議案第30号から第34号までの5議案、専決処分及び平成30年度補正予算の議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 議案第34号ですけども教えていただきたいんですが、この中に事業団というのが出てまいります。日本下水道事業団ということでしょうか。これは何なのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 日本下水道事業団のことですが、私営を目的とする民間団体とは根本的に異なり、下水道整備を促進する地方公共団体の共通の目的を追求する役割を担った団体でございます。

日本下水道事業団は地方共同法人と言われておりますが、地方公共団体が主体となって運営す

る法人のことでございます。

ちなみに下水道事業団の職員は、一般の公共事業団、福岡市職員等が派遣されている事業団でございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） その関連ですけれども、そうしたことによって今回最初は自分とこでやりますよとしたわけですね。そのメリットというのが……

○議長（池邊 美紀君） マイクをちょっとあげてもらえますか。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 年度途中で変えたということなので、何でこのメリットがあつてこうしたんですよというのが、説明なかったというふうに思うんですが、その経緯等をなぜこうしたのかというのを教えてほしいです。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道事業団への委託については、地方公共団体と日本下水道事業団が協定を締結しまして、下水道事業団に地方公共団体を行う下水道事業の一部を委託することであり、委託を受けた下水道事業団は地方公共団体にかわって設計、発注、工事の監督、検査、さらには会計検査院への受検等、発注者たる地方公共団体が行うべき一連の業務を実施いたします。

また、発注するメリットとしましては、これまでに蓄積した計画設計ノウハウとともに、整備を重ねてきた標準使用、標準単価や見積もり査定によって建設工事を適正に縮減することはできるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ということは、町が今から先はこの委託料で払うので、指名の関係、それから補正予算の関係、全てその事業団が言われるままにやりますよというふうになるんですかね。要するに委託するということになると、それに伴う支出が出てきますよね。要するに想定外と言ったほうがいいですかね、補正予算をもう一回組まないかんですよとか、もしくはその事業が行う事業団が発注するときによって、多分大手になるんでしょうけれども、その請負業者は、それに対するメンテナンスはどうするとかいう話が、自治体としてはそれは全部クリアできるということでこういうふうになったんですかね。要するに、棄権というのはないんですかと聞いているんです。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道事業団への発注は、3カ年の共同協定を結びまして、継続費の8億4,700万で委託契約をする契約としております。工事内容の変更等につきまして

は8億4,700万より減額になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それは今から補正を考えて、3カ年分の契約を結ぶと今聞こえたんですが、そうするとそれは、ここに3カ年という形で継続は全部出てきていて、こういうふうになる。要するにそれも全部、30、31、32年、平成は続かないんですけども、今で言うと平成30年から31、32年まで。2018年から19、20年までという形で、3カ年分の全部契約を終わらせるということで理解していいですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） そのとおりでございます。この予算の議会承認後に6月議会で協定についてご説明するところで、提案するところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 確認な。そしたらこれがもし通ったとしますね。通ったとしますね。そしたら、次に今度は3カ年分の契約をしますよとなるということは、もしそれが否決になったら、支出できませんということになるんですね。支出項目がなくなっているわけ、委託ですよと、こうやっているわけ。

要するに、本日一日限りの会議の中でそれを確認したら、次の議会にはもう絶対イエスと言わないかんということになるわけですね、そうでしょう、支出項目なくなるんだから。ということでもよろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今回の議会で提案しました8億4,700万の継続費について否決された場合ということなのでしょう……

○議員（8番 指宿 秋廣君） そうじゃない。可決したとしますよねと。そしたら次のときには、事業団で出てくるんでしょう、契約したのが。そしたら、それはもう否決すること絶対できないちゅうことになるんですね。柔軟て書いてあるわけだから。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 委託契約の議案を提出する予定としておりますので、契約締結の否決（発言する者あり）今回は予算の計上だけでございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今回の増築現場を見に行ったんですけども……

○議長（池邊 美紀君） 議案番号を明示してください。

○議員（3番 福田 新一君） 34号。

○議長（池邊 美紀君） 34、はい。

○議員（3番 福田 新一君） その中でやはり下水道のろ過について、非常に沈殿方式というか能力によって敷地というのが決まってくると思うんですが、今三股町の人口というのは2万5,000となっておりますけども、将来的に例えばそれが減っていった場合に、能力があり過ぎて非常に効率的じゃないちゅう、そういうことは考えられないんですか。そうなったときにはどういうふうな処置をしますというか、その案があったら教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 以前9月議会でも、全員協議会でご説明いたしましたように、今回の2池目のOD槽の増築については、35年度にはいっぱいになると。30…1池目で30…1池目のOD槽がいっぱいになるという計画がありますので、今回32年度までに工事を、2池目のOD槽を整備したいというふうに考えているところでございます。それ以降につきましては、今後も管路のエリアが広がっていきますので、接続率も向上するという計画を持っておりますので、今後2池目以降3池目につきましては、また将来の予想を推計しまして計上していく予定としておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第30号から第34号までの5議案に関する質疑を終結します。

次に、議案第35号から第37号までの3議案、工事契約の議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 本体工事の中で絵が出てきているんですけども、集会場の絵はないですね。どっかに私が見落としているんですかね。資料の要求をしたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 濟いませぬ、集会場の平面図については、今回つけ忘れておりますので、追加して資料のほう提出したいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 本会議を休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時06分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

補足説明をお願いします。都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 大変失礼いたしました。集会場につきまして、今立面図のほうと平面図のほうをお配りさせていただきました。改めまして、集会場のほうが木造平屋建て、建築面積93.58平米、延べ床面積89.44平米となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑はございませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 東原団地の件なんですが、移転先が出ています。30年度移転予定、計30戸とありますが、終了予定はいつなのでしょう、移転終了の予定は。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 31年の3月末を予定しております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 要するに何戸残っているんです。この30年移転予定を除いて何戸残っているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 30年度移転予定が30戸ですので、この30戸で全て移転という形になります。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 議案第36号と37号ですね、今回総合評価方式ということ……

○議長（池邊 美紀君） マイクを濟みません、あげてください。

○議員（11番 山中 則夫君） 36号ですね、37号もですけど、総合評価方式入札ということになっていきますけど、今回こういうことに、この入札制度を導入したら、どういうわけがあるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 東原団地のA棟については、指名競争入札で行ったところでありますけども、過去に塚原団地とか、やはり総合評価方式で行っている場合もあります。いろいろ意見等もお聞きしまして、やはり地域貢献度とか社会貢献度とか会社の技術等も踏まえた上で決定するほうがいいんじゃないかということで、今回導入させていただいたところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） そうすると、将来のことですけど、主体工事の総合評価方式ということも考えていらっしゃるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 実際工事の形態といたしまして、主体工事についてはJ Vということで、町内のAランクの業者とのJ Vということで、当然大手と組むことによって技術の授受と
いいですか、それも期待されますし、主体工事については、その方法のほうがよろしいのかなと
思っているところでございます。

機械設備と電気工事につきましては、やはり金額等によって指名する業者等も多くなりますの
で、そこではやり町内と町内外とかも入ってまいります。その中でやはり町への貢献度等とか、
そういうものを踏まえた上で導入ということになりましたので、主体工事については町内Aラン
ク全てに参加資格を与えた上でJ Vを組むということでやっておりますので、主体工事について
はこの方法でもよろしいのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 総合評価方式の件で少しお聞きしますが、この評式の要綱です
か、これ、要綱。要綱が平成30年4月1日から施行するというふうに改正になっております
けども、要綱の改正はどこを改正されたんですか、教えてほしい。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 総合評価のほうでよろしいでしょうか。総合評価のほうは、今回改
正ということで、先ほど補足説明で申しましたように、本町の要綱も最低制限価格の表示をして
いたところでありまして、そこを低入札価格制度と低入札価格（発言する者あり）評価制度です
ね。というふうに変更を加えたところでありまして、前のときにはここの変更、その部分であり
ます。（「ここだけ、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第35号から第37号までの3議案に係る質疑を
終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第30号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する
条例）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第30号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第31号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり承認されました。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成29年度三股町一般会計補正予算（第6号））」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第33号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第34号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号「工事請負契約の締結について（平成30年度町営住宅東原団地B棟建築主体工事）」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号「工事請負契約の締結について（平成30年度町営住宅東原団地B棟機械設備工事）」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号「工事請負契約の締結について（平成30年度町営住宅東原団地B棟電気設備工事）」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時17分休憩

〔全員協議会〕

午前11時22分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で、平成30年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 内村 立吉

署名議員 山中 則夫

三股町告示第30号

平成30年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月4日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年6月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年6月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第49号までの12議案及び報告3件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第49号までの12議案及び報告3件一括上程
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	鍋倉 祐三君
会計課長	川野 浩君		

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、森君、10番、池田さんの2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期設定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月4日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成30年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されました議案は、条例の改正等3件、平成30年度補正予算5件、人事案件2件、その他2件の計12件、このほか報告3件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は本日から6月27日までの14日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案では1件提出されており、本日の全員協議会の場で議論調整し、その結果を最

終日に追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第46号及び第47号の人事案件2件につきましては、委員会付託を省略し、第7日目の6月14日に、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月21日までの14日間とすることとし、議案第46号及び第47号の2議案については、委員会付託を省略し、第7日目の14日に全体審議で措置することにいたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第38号から議案第49号までの12議案及び報告3件一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第38号から議案第49号までの12議案及び報告3件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成30年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第38号「三股町町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法が可決公布されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資を支援するものであります。具体的には、生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロにする時限的な特例措置を創設するものであります。

次に、議案第39号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童支援員の資格要件の拡大に伴い、厚生労働省令で定める基準に準じ、所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第40号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年4月1日より、指定居宅介護支援事業者の指定権限を県から町に移譲されたことに伴い、厚生労働省令で定める基準に準じ、所要の条例制定を行うものであります。

次に、議案第41号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額103億円に歳入歳出それぞれ2,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,332万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

県支出金は、事業決定等により農林水産業費県補助金、総務費委託金の増額補正をするものであります。

諸収入は、派遣職員に伴う納付金、コミュニティ助成事業の決定による雑入の増額補正をするものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、産業廃棄物処分委託料、交通指導員の退職に伴う退職報償金などを増額補正するものであります。

農林水産業費は、事業内定により、産地パワーアップ事業費補助金などを増額補正するものであります。

土木費は背負い式プロア購入に伴い、組み替えするものであります。

消防費は、水門等操作委託の決定に伴う委託料を増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティ助成事業の決定に伴う補助金などを増減額補正するものであります。

次に、議案第42号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億6,865万7,000円から、歳入歳出それぞれ185万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,680万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の

増減を行うものであります。

次に、議案第43号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億5,841万2,000円から、歳入歳出それぞれ71万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,769万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第44号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,967万9,000円から歳出予算それぞれ185万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,782万4,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第45号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億3,781万2,000円から歳入歳出それぞれ922万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,858万7,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の減額及び予備費の減額を行うものであります。

次に、議案第46号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

教育委員は、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」の選任が望ましく、また「委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならない」とされております。

現教育委員の黒木敏行氏が、6月14日付をもちまして退任されることになりました。1期4年間の本町の教育行政に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

その後任といたしまして、種々検討の結果、中村俊郎氏を最適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第47号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者、または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するようになっております。

当該委員の柳橋一彦氏が、9月21日付をもちまして退任されることとなりました。1期3年間、町政にご協力をいただき、その崇高なるご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

その後任につきまして、種々人選の結果、渡邊知昌氏を最適任者と認め、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号「農業水路等長寿命化防災減災事業事務の委託に関する都城市との協議について」ご説明申し上げます。

本案は、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機能的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を講ずるため新設された農業水路等長寿命化・防災減災事業の活用による都城盆地農業水利事業造成施設の管理に当たり、その事業事務の委託に関し別途規約を定め、都城市と協議することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、日本下水道事業団との間で、三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定を締結しようとするものであります。

基本協定の締結については、去る5月29日に随意契約により、8億4,700万円で仮協定したもので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、12議案について、それぞれ提案理由の説明を申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を呈しております。

報告第1号「平成29年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「三股町土地開発公社の平成30年度事業計画及び予算」、報告第3号「三股町土地開発公社の平成29年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、まず議案第46号「教育委員会委員の任命について」説明いたします。

中村俊郎氏につきましては、昭和51年3月に、立教大学理学部を卒業され、同年4月日向高等学校に奉職され、5つの高等学校に勤務、平成24年3月に、都城泉ヶ丘高等学校を最後に定年退職、その後5年間、都城泉ヶ丘高等学校に再任用として勤務されまして、平成29年3月に退職されております。

教育委員の任期につきましては4年となっております。

次に、議案第47号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明いたします。渡邊知昌氏につきましては、昭和48年3月に、都城工業高等専門学校を卒業されまして、昭和53年11月に三股町役場に入庁、平成14年4月、会計課長、平成25年3月に、税務財政課長を最後に退職、同年4月から三股町シルバー人材センターの常務理事兼事務局長を務められ、平成30年3月に退職をされております。

なお、委員の任期につきましては3年間となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時20分休憩

〔全員協議会〕

午前10時23分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時23分散会

平成30年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成30年6月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月12日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前9時58分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位、1番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。質問番号1番、内村です。5月26日に、南九州は梅雨入りということでした。6月議会は雨の多い時期でもあります。ことしも大雨による大きな被害がなければと思っている次第であります。

6月3日に土砂災害に対する防災訓練が第6地区で行われました。当地区は、数年前ですけれども大きな土砂災害が発生したところでもあります。突発的に発生する土砂災害に対して、地域の皆さんが自らの命は自らで守るという意識を持つことが大切であるということでした。

また、災害防止講座の中で、いつどこで災害が起こるかわからないということでした。どのようにしたら状況をつかむということが大切という講話がありました。自分自身と身近な方の命を守ってくださいということでした。

そんな中で、12月議会と3月議会、本町における職員採用試験について質問をしてきました。

まず、都城市が導入した総合能力試験SPI3を本町も導入する考えはないかというようなことで質問をしてきました。その答弁の中で、総合能力試験を導入すると、公務員試験対策は不要になるということでした。すぐれた人材の確保ができると聞いていますが、しかし、今のところ総合能力試験の導入は考えていないということでありました。都城市の状況を注視していきたい。そしてまた、宮崎県町村会の様子を見ながら検討していきたいというようなことでありました。

平成30年度町村職員採用統一試験説明会において、町村会の方針が決定したということで3月議会の一般質問の中でも報告の答弁をいただいております。その中で、今回はその内容について、一つずつ伺っていきたいと思います。

まずもって、本町では、都城市が導入した総合能力試験について、今のところ実施していないということでありましたけども、今後も町村会の方針でやっていくのか。県内の町村会は、全町この方針でやっていくのか伺っていきたいと思います。

あとは質問席にて質問をしていききたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま職員採用試験の本町の今後の方針についてのご質問について、次のように回答させていただきます。

町村会が使用する日本人事研究センターの試験は、地方公務員の採用試験として開発されたものであり、地方公務員として必要とされる能力、すなわち職務遂行上求められる能力を測定できるよう設計されたテストとなっております。

一方、SPI試験は、民間企業で多く用いられており、主として受験者の思考、判断力などの基礎能力を図るものとなっております。

本町が採用する試験センターの試験は、時事的事項の理解、地方に関する基礎的な知識、文章や英語を理解する能力及び論理的な思考力を問う問題などとなっており、採用試験は標準職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもって、その目的とするという地方公務員法第20条の趣旨に沿ったものであると考えております。

また、統一で実施するため、運営面や試験問題の取りまとめなど町村会が行うため、町村事務の軽減も図られ、またコスト面でも一人当たりの受験料をSPI試験と比較した場合、町村会の試験が安価となっております。

このため、今後も町村会の方針で採用試験を実施していく予定であります。

また、町村は町村会の試験を全体的に実施していくのかという質問ですけれども、この町村会の試験以外で採用試験をするというのは聞いておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 公務員の中の規定みたいなもので、方針でやっていく、そして町村会の中で方針でやっていくというようなことですが、これは町村会の場合は協定書みたいなものはできてないわけですね。そして、申し合わせの中で、町村会の中でもうやっていくというような方針でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 宮崎県町村会の組織自体が、県内の町村で集まって組織運営する団体でありますので、試験についての特別な協定とか、そういうものを結んでいるわけではござい

ません。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） わかりました。

それでは、次に行きますけども、平成30年度は統一試験を7月と9月、計2回実施可能ということですけども、今までは1回だったわけですね。その中で、何でこのような形になったか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、2回のことについてお答えいたします。

平成30年度は統一試験を7月と9月の計2回実施可能となっておりますが、大卒者を対象とする上級試験を実施する団体におきましては、採用選考活動は卒業終了年度の6月1日以降に開始することという日本経済団体連合会の採用選考に関する指針と大学との申し合わせがあることから、早期の人材確保の観点から早期実施の要望があり、今年度から町村会が7月の日程を追加して行うものとなっております。

なお、本町では、高校卒業程度を対象とする初級試験のみを行いますので、従来どおり9月、1回実施を予定しております。高校生は、全国高等学校校長会、主要経済団体、文部科学省、厚生労働省の協議により、毎年度一定の方法と時期が決められておまして、今年度は9月16日以降に採用選考を実施するということになっております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 大学卒業の人たちと色々なことの兼ね合いの中でこのような形にやっていくということですけども、2回実施可能ということは、これは一人の人が2回実施できるということではないわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 上級と初級ですので、2回可能ということではないと思っております。

なお、今回、他の町村調べたところ、初級においても7月に、高校新卒者以外を対象にして検討しているところもあるようでありますので、その辺、ちょっと今後どういうやり方をするのか、当然、初級2回試験をすることにおいて、審査をどうやって行っていくのか、その辺もちょっと見させていただきたいなどは感じているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今のところはそういう状況としてはまだ今から先の動向を見ながらやっていくというような方向だと思いますけども、7月と9月だったら、7月に受けるんだったら二次試験がありますよね、二次試験は10月ごろですかね。9月だったらすぐ試験を受けら

れて、また通知を出されるわけですが、そこらあたりの間隔というのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 先ほど申しました初級試験2回行う団体があるということでありました。当然、7月に実施して9月も実施するということであると、試験問題も違います。それをどうやって同じ問題で競争しないものを定めるのか、それとも7月と9月、それぞれで考えて人数で割り振ってやるのか、そこ辺をちょっとどういう方向でやるのかというのを見させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） わかりました。まだいろいろ検討する課題があるというようなことみたいですが、それぞれ今から先の動向をいろいろ、いろんな状況とかいろいろ見ながらやっていくという状況だと思います。

それでは、学歴にかかわらず、各自治体の人材像、重視する能力、受験者層等に応じて問題集を選択できるようになったということでした。このことについて、ちょっと理解にいろいろと苦しむわけですので、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） これまでの教養試験につきましては、地方公共団体の職員として職務遂行に必要な能力を検査することを目的としておりました。これに加えまして、多様な人材の確保、民間志望者も受験でき、応募者をふやしたい、町が重視する能力に合った試験を行いたいといったニーズ等、各自治体からのニーズに応えるために、今回問題集を問題の種類と難易度によって3タイプ、5タイプ、5種類から選択することとなったところであります。

これについては先ほどありました試験勉強が少なくても、ある程度対応できるというような内容も含めた形で、今回町村会のほうで試験の内容の見直しを行ったということでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろと就職難である、今は売り手市場というようなことがどんどん言われちゃって、どこも採用についていろいろと人間確保に大変だというようなことを言われておって、その中で結局幅広くそういう人員集めをするというようなことに私はそういうことだろうと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回の試験の種類を選択につきましても、ある程度昔は教養試験等の準備作業にかなり時間を要するというと言われておりましたけども、その辺を軽減する対策等も含めながら、検討された内容となっていると聞いております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） まだ結局はこのような方向でやっていくということですが、いろいろと町村会の中で話し合いの中でいろいろとしながらやっていく、いろいろな状況を見極めながらやっていくという方向性だと思いますけども、それでよろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 当然、職種によって選択問題というのは限られてくるわけですが、やはり3種類、5種類の中から本町の採用試験の条件に合った問題を選んで実施していくということになります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 先ほど、まだ質問の中に、3タイプとか5種類とかありますけど、問題集は問題の種類と難易度によって3タイプ5種類であるというようなことでもありますよね。このことについて伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回、昨年度と違って、種類がつけられた問題についてお答えいたします。

問題集の内訳等につきましては、新教養試験、スタンダード1と2の2種類と、ロジカル1と2の2種類、ライトの1種類で計3タイプ5種類の問題となっております。先ほど申しましたその中から自治体を選択して実施していくということになります。

このうち、スタンダードとロジカルは知識分野と知能分野から構成される40題、5者択一の試験でありまして、従来の教養試験と共通性の高い試験であります。ライトはこれらとは異なる新しいタイプの試験となっております。

スタンダードは、従来の教養試験と共通性の高い試験ということで、知識分野20題、知能分野20題、難易度は1と2の2段階に設定されております。スタンダード1は大学卒業程度以上の受験者を対象とした問題での利用が推奨されておまして、スタンダードの2が高校卒業程度以上の受験者を対象とした試験となっております。

ロジカルにつきましては、知能よりも論理的思考力の知能を重視する試験でありまして、先ほど20題、20題だったんですけども、知能分野が27題、知識分野が13題、難易度はスタンダードと同じ1と2の2段階に設定されております。ロジカル1と2の難度設定、大卒程度、高校卒業程度というのはスタンダードと同一となっております。

ライトは、公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい試験解答時間が75分、形式は4者択一式としてコンパクトな試験となっております。主に新規学卒者を対象とした試験であります。民間企業志望者でも受験しやすい試験であり、また職種を問わず利用

できるものとなっております。

ライトは、基礎的な能力を検証するための試験となっておりますので、専門試験や適性検査などと組み合わせての利用が推奨されているところであります。

以上が、3種類5タイプの内容となっております。（「3タイプ5種類ですね」と呼ぶ者あり）ですね、3タイプ5種の内容となっております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 3タイプ5種類、スタンダード、ライト、ロジカルだったですかね。その中で、試験を受けるときにはそういうことは明記されるわけですかね。結局、募集が今回三股町はこうして募集しますというようなことで、それを採用人数の中にこういう3タイプのロジカルとかスタンダードとか、これを明記されて募集をされるわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 試験を実施する場合は、事前に試験実施要領というのを公表いたします。その中で町がどれを選んだかということで、例えばロジカルであれば、時事社会人文に関する一般知識を問う問題が何題、文書理解とか判断力、こういうものが含まれる問題が何題というような形で実施要領の中でうたって、これは募集のときに一緒に出しております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） スタンダードとライトとロジカルとって、結局専門的になりますよね、これ、どっちかといったら専門的になる。でしたらこういう人の中で、こういう人から採用しようとか、スタンダードの人から採用しようとか、ライトのほうから採用しようとか、ロジカルの人から……、そういう結局専門的にもなってくると思うんですけど、種類選べるというのは。

そういう中で町としては今年はこの人材が欲しいんだったら、こっちのほうから採用しようとか、そういう5名だったらスタンダードから3名とか、ライトのほうから1名とか、そういう区分的なことはあるんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今のところ、今回スタンダード5種類あるわけですが、先ほど申しましたとおりスタンダード1とロジカル1は大学卒業程度になりますので、高校卒業程度ということになりますと、どちらも2のタイプになると考えております。

町といたしましては、募集試験の実施要領をお示しする際に、どの試験を使いますよということで、先ほど言いました今回の云々だよ、こういう問題ですよということで指定をいたしますので、受験者が選んだりとか、町が3種類をお示しして、それをそれぞれ受けられますよというような試験の受け方ではなくて、今回うちはこのタイプで試験の募集を行いますということで

公表するということにしております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 結局そういうことは考えなくて、この中で3種類ありますけども、この中で採点の中で、合格された方が結局二次試験のほうに進まれるというようなことでよろしいわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 町がお示した試験を受けていただいて、その中である一定の合格者が第一次試験の合格者ということで、当然次の二次試験等に進んでいくということになるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） わかりました。

続きまして、都城の救急医療センターの負担額について、27年の3月議会で質問をしております。3市1町定住圏構想の中で負担するというようなことになっているという回答でありました。その当時も西諸県は2市1町に負担金にどのようなかということを確認しております。

その中で、負担金については呼びかけているがという質問をしていますけど、交渉に当たっているがなかなか進展していない。今後も交渉を続けていくということでありました。その後の経過はどのような状況であるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 今の質問に対してお答えしたいと思います。

都城救急医療センターの負担金は、ご存じのとおり都城市との協定書に基づき、センターの指定管理者である都城市に、本町、志布志市、曾於市が利用者数に応じて負担金を支払っております。

ところが、西諸県2市1町については、協定書が交わされていないので負担金の支払いはございません。都城市は27年度移転以降も毎年、年に4回ほど2市1町の課長処遇レベルだそうなんですけども、交渉を続けております。西諸県2市1町の利用状況を説明し、理解を求めるように努力はしております。西諸県2市1町の利用状況を説明し、理解を求めるように努力はしております。現在のところは協定書の締結には至っておりません。したがって、負担金の見直しは行われておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 負担金の見直しは行われておりませんというようなことですが、この前3月議会だったですかね、救急医療センターへのこのいろんなことに対する説明が行われたわけですが、その中で、まず指定管理料について、医師会が負担しているため、指

定管理料に指定算定方法の見直しが必要ということで、でましたね、1つ。

それと、診療報酬と収入予定額は過去5年間の最低額と最高額を除いた3カ年の平均額から割り出しているが、実際得る診察報酬は平成25年度以降減少を続けており、従来の算定方法で予定額とする収入が見込めないという状況になっている。このため、診療報酬と収入予定額の算定方法について見直しをするというようなこともありました。

そして、指定管理料の算定方法について、指定管理料は実際より低めに抑えられたため、夜間センターの経営が厳しいということを言っていました。

そんな中で、まず診療日数が1日増えたことによる負担委託料の増、地域別受診者数の減少ということが一番問題じゃないかと思っております。この医師会の問題についても、4つの項目ありますけども、初期緊急医療事業ですか、平成29年度から30年委託料が5,713万9,000円増えているんですけども、この中で以前も私が27年にしたときに、25年度の負担金が3,076万だったわけです。今回30年度が6,287万1,000円となっているわけですけど、倍になっているわけです。この中で、検討をやっているというようなことの前の答弁をいただいているわけですけども、今の話の中でそういう話というのは出てないわけですか。そういう西諸県2市1町にそういう伺いというのはたてられていないわけですか。例えば都城のほうでいろいろ会議があって、会議の中でこういうこと話をして、要望持って行きましょうという話はないわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 市議会レベルとかそういう意味ですか。

○議員（6番 内村 立吉君） 三股町も入っているわけですよ、その会議等には。

○町民保健課長（横田 耕二君） 会議のほうにはオブザーバーとして、今年から入らせていただくということにはしておるんですけども、現在のところ、まだそういう会議には入っておりませんし、という状況ではございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 以前にも質問をしております。

県の報告によると、西都市と児湯郡3町が宮崎市の夜間緊急医療センターの一部を負担しているというようなことが新聞に書かれております。西都市も夜間緊急施設はありますけども、住民の一部が宮崎市の医療センターを利用する場合もあるためだと言われておる。

当時の宮日新聞ですか、小林市の地域医療対策室担当者は、協議に応じるとしつつ都城圏域の自治体は、定住自立圏構想の中で丁寧な議論を尽くして、今の負担がつくられているというようなことを指摘されております。

その中で、えびの市と高原町は西諸全域で足並みを揃えて対応していきたいというようなこと

を考えとったわけです。そんな中で、こういうことをこの前3月議会も出ましたけども、いろんな今回のこの平成30年度の指定管理料の案というのが出ましたけども、今までの医師会が負担していたのを、結局地域に割充てるといような形だと思いますけれども、こういうことに対して、今後も結局都城圏域はどんどん負担額が多くなっていくと思うわけです。西諸は医師会がその当ても医師会は梅北のほうにあって、曾於一円志布志のほうが減ってくるのではないとも言われておりました。その中で医師会が移転して、現在の位置に建てられて、そういううまくどりに西諸、えびの市のほうが増えているわけです、その当ても。その当てもそういうことを私は言っております。そういうことも新聞に書かれていたわけです。

今後もそういうようなことの話し合いというのは出される予定ですか、今後も話し合いの中で三股町としてどのように考えられていますか。

○議長（池邊 美紀君） 町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 三股町としては、あくまでも都城市の指定管理病院であるので、直接どうのこうのとは言えないかとは思いますが、その場にオブザーバーという形で参加させていただいて、三股町としての意見をできれば反映していただけるように努力はしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） やっぱり金額がどんどん増えているわけですから、これは今後こういう、多分都城市のほうでも市議会の中でこういう意見が出るとと思います、その当時、このことに対して。

今後もそういうことを踏まえた上で、やっぱり都城市が先導をとってやっているというようなことですが、それだったら三股町もやっぱりこういうことがありましたというようなことを会議の中で言ってもらって、ぜひ見直しといひますか、こういうことの中でやっていたら、これから先もどんどんまた患者数が減って、そういう形になろうと思いますので、コツを踏まえてよろしくをお願いします。町長、どうですか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都城夜間救急センターの指定管理料等の予算関係、また見込み等が数字が出ているわけなんですけれども、その中で今現在3市1町で負担しております。それが5市2町になった場合はどれだけ三股町が減り、そしてまた曾於市、志布志市、都城市が減って、そして、小林、えびの、高原が幾ら負担しなくちゃならんかという数字とも出ております。

そういうのを踏まえまして、この都城夜間救急センターの関係について、また、医師会病院もそうですけれども、それについてはこのお医者さんの招致関係で一緒になって行動をとっています。宮大に行ったり、そしてまた熊大、そしてまた福岡大、一緒にこの病院経営、そしてまた夜

間救急の医者確保、そういう取り組みと一緒にさせていただいておりますので、しっかりとこのことは、やはり本町の中でも議論がありますというお話はさせていただきたいと。そういう協議会ございますので、そういう中での発言をさせていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひこういう声を届けていただきたいと思います。

続きまして、多面的機能支払の広域協定について伺っていきます。

この事業につきましては、平成19年から農地、水、環境保全対策事業というものから始まって、多面的機能支払ということで平成29年度まで事業を行ってきております。

今後、三股町広域協定ということで、有効期間は町長の認定のあった日から平成35年3月31日までとするというようなことが協定が結ばれております。

協定委員会の内容としまして、三股町土地改良区6団体、多面的組織10団体、16組織で協定書が結ばれております。10年……11年たったわけですかね。この協定につきまして、県内各地区こういう形をとっているのか、まず伺っていききたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 県内の多面的機能交付金事業の広域的な運用につきましては、三股町が県内では初めてだと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 三股町が初めてということですが、それでは、11年目になりますけども、この中で今まで10年間いろんなことをやってきて、その中でこういうことであるわけですが、何で今さらということも言う人もいます。やっぱり今までやってきた方針でいいんじゃないかと言う人もおったけど、協定の中で、話し合いの中で協定ができたという方向だと思っております。

協定のいい面といいますか、ここら辺が広域協定のいいところじゃないかなということがあったら、そういうここ辺が広域協定の生かせる仕事じゃないかということがあったら聞かせていただきたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 広域運用化の目的なんですけども、大まかにいいますと、事業事務の簡素化、そして交付金の有効かつ効果的な運用というのでございます。

メリット、デメリットということで申し上げますと、3点ございます。

1つは、各種申請事務、検査の一本化により事務負担の軽減が図れるということ。

2点目が、多面的機能支払交付金の必須項目につきまして、各活動組織で満たすべき要件を、広域化によって一本化で要求を満たせばいいという点でございます。そのことによって広域組織

の分担が可能になるということです。

3点目なのですが、交付金の不足、そして反面また多く余る金額が発生した場合に、組織間での交付金の流用が可能になると、この3点をメリットとして考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろと広域協定の利用状況の、こういうふうにも有効的にできるといような状況だと思いますけども、今までは各地域の組織の中で会長がおって、副会長がおって、書記がおって、会計がおって、監査がいて、地域に監査もいたわけです。監査がいて、そして監査を受けてその書類をこちらの役場に持って来て、みどりネットの方も来られて書類のチェックだったわけですけども、この問題につきましては、いろいろとご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、いろんなことも言われておりましたけども、以前にも何回か質問したこともありますけども、やっぱりそういうなったら、今後はチェックの仕方にも非常に責任がある。結局地域に今度は監査がいないから、今度は一挙に事務所で管轄やってやる。そん中で一緒にやっていくということですから、その責任の重大さというのが感じられて思うわけですけども、そこ辺のことはどう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） この広域化の運用につきましては、今年の4月の27日、広域運用につきましては、三股町広域協定運営委員会というのを設立させていただきました。その中には会長を含め、副会長、そして会計、監事、そういった役職等も設置させていただきました、その中で事務的なもの、お金の使途等についても十分チェックをしていくという機能は持たしておりますので、事務的な効率化という点では何ら問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 何ら問題はないということですけども、これから先、広域協定の会議の中で、やる側としていろいろと問題になるようなことがあったら、また話し合いの中でこういう状況があるんだとなってくると思いますけども、この多面的機能は地域を、ものすごく幅広くいろんな方にいろいろやっていますから、地域の方も地域を、水路とか景観事業とか、すばらしい事業でありますから、今後も進めてもらってすばらしい事業にさせていただければと申し上げてあります。

きょうは質問してまいりましたけど、これで終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより、10時45分まで本会議を休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 2 番、堀内君。

〔5 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5 番 堀内 義郎君） 皆さん、おはようございます。発言順位 2 番、堀内です。それでは、早速通告していた質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

通学路の見守りと安全確保についてお聞きいたしますが、先月にも新潟県において、女子児童が登校中に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。大変心の痛む思いでありまして、謹んでお悔やみを申し上げます。この件については、他人事ではないと私は思っているんですけども、県内や町内でもいつ起こり得るかわからないと思われ、常日ごろから登下校時の指導を通して警戒や巡回など続けていく必要があるかと感じております。

先月の地元新聞紙の紙面には、こういった記事が掲載されました。県内不審者声かけ 5 年で 809 件とあり、通学路見守り強化へとありましたが、こんなにもあるのかとびっくりしているんですけども、幸いにも県内では悲惨な事件等は発生しておりませんが、まずは町内において現状はどうか、また、結果によってはより一層取り組むなどの検討が必要かと思っておりますので、過去 5 年間における町内での不審者声かけ事案の件数と時間帯はどうかをお聞きいたします。

あとの質問は質問席にてお聞きしますので、よろしくお願い致します。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） それでは、過去 5 年間の現状についてお答えいたします。

各小中学校から教育委員会へ報告があった不審者声かけ事案件数ですが、平成 25 年度は 1 件、平成 26 年度は 4 件、平成 27 年度は 3 件、平成 28 年度は 8 件、また、29 年度は 7 件でありました。

時間帯につきましては、小中学校ともに下校時、夕方の発生件数が多い状況となっております。

学校から報告があった際は、町内全ての学校へファックスやメールを通して事案情報を送信しまして、周知及び指導を行っておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5 番 堀内 義郎君） 今、答弁があったように、25 年で 1 件で、年々大体発生件数が増えているかと思っておりますけども、これちょっと残念なことかと思っておりますが、この前ネットで県内の不審者声かけ事案ということで検索したんですけども、たくさん出てきてこんなにあるのかと、

先ほど言いましたけども驚いているんですけども、年々増えていることではございますので、ちなみに確認のために小学校でも確認したんですけども、三股町外の都市部でもちょっとあったということをお聞きしておりますので、私はないことに越したことはないんですけども、今後も見守りやパトロールの警戒続けて、より強化をしていかなければならないかと感じております。

次の質問になりますけども、こういったことを受けて通学路の点検やルートの見直しは行っているかをお聞きしますけども、私が、ちょっと過去の話になるんですけども、子供のころについては保護者だったころ、年に1回の通学路の点検を行っていた記憶があるんですけども、どちらかというところ今の時期、大雨とか用水路の排水があふれたり、そういったどちらかというところ危険箇所を点検するというところで、不審者までちょっとなかったかもしれませんが、そういった歩行に対して支障のある箇所を点検、あるいは通学路を歩きながら子供と一緒に清掃、空き缶を拾いながら行っていた記憶があるんですけども、今現在において通学路の点検、ルートの見直しは行っているのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 通学路の点検やルートの見直しについてお答えいたします。

通学路につきましてはP T Aによる通学路点検が行われるほか、警察、道路管理者、交通安全担当者、教育委員会で構成されました通学路安全推進会議において策定されました通学路交通安全プログラムをもとに合同の点検を年1回実施しております。

また、点検結果を踏まえて必要な場合は通学ルートの見直しも行っております。

ただ、今おっしゃったように不審者に対しての見直しというのは、どこで出るか、どこが一番多いかというところまでなかなかです。町の中でもあるものですから。だから、いわゆるきれいな環境をしておくということが、影にならない、そういったことが大事だと思います。そういった意味では、地域の協力も必要かなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 現在も通学路点検を保護者と一緒に行っているということではございますけども、通学路に防犯灯が何カ所か設置してあるんですが、その点検というか、そういうこと通学路を兼ねて点検しているのか、もしよかったらお願いいたします。行っているのかどうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 防犯灯以外に通学路の安全のための外灯が設置されております。そういったことにつきましては、各P T A、あるいは地域の方、あるいは子供からの要望があつて、つい先日も梶山小学校でちょっと暗いんですがつけていただけませんかというような要望があつ

たりして、見に行つて状況を判断しながら要望はしておるところなんですが、随時教育委員会では定期的に点検というのはなかなかですので、そういった声を大事にしているところです。今後また検討していきたいと思ひます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 防犯灯については新しく設置とか、地域の方が子供会でも要望すると思うんですけども、今現在ある防犯灯の電気が消えてるとか、そういったことがときたまありますので、そういうこと含めてまた点検のほうをお願いしたいと思ひますけども。

ちょっと話はそれるかもしれませんが、この前2地区の座談会でも通学路についてちょっと話が出たんですが、要するに櫟田から上米に行く農道沿いですか、そこがちょっと草が生い茂っているということでありまして、この通りにつきましては壮年会で年1回の草刈り、クリーンアップ三股に合わせて点検はしてるんですけど、この通りというのがなかなか道幅が狭くて、人通りもなかなかないということでありまして、側溝との段差があるということ意見が出ました。都市整備課長確認されたかどうか、もしよかったらお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） この第2地区の座談会で出られたご意見の場所については、現地のほうは確認はしております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） この通学路については、地元でも管理しているんですけども、側溝とかそういったことはなかなか行政の協力がないと安全確保はできないと思ひますので、よろしくをお願いしたいと思ひます。

次の質問になりますけれども、登下校時における通学路見守りについての活動体制についてお聞きします。どうとられているのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 登下校時における通学路見守り活動体制についてお答えいたします。

見守り活動につきましては、平成17年に勝岡小学校を皮切りに、地域安全推進会議が全ての小学校区において結成をされました。その後、10年以上経過し、現在におきましては自治公民館の役員や民生委員、老人クラブなどボランティアで自主的に活動されているのが現状であります。

平成28年度に教育委員会が実施した実態調査によりますと、三股小学校で21名、三股西小学校で21名、勝岡小学校で27名、宮村小学校で7名、梶山小学校で8名、長田小学校で6名の方が見守り活動をされておりました。

また、当時の活動を見守り隊の方々と子供たちとの対面集会という形で継続している学校もあ

ります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 見守り隊とか活動について教育長から答弁があったとおりですけれども、下校時の子供が帰る道についてちょっとお聞きしたいんですけども、登校する際の通学路を帰らなければいけないのかどうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 子供たちの通学路というのは、あなたはこの道をずっと通って学校へ行きなさい、この道を通って帰りなさいという指定はございません。この道はだめですよとかいうのはありますけども、そこまで細かく各家庭1軒1軒、子供たち一人一人に通学路を指定しているわけではございません。だから、変わる可能性があります。特に小学生だと中学生もそうですけど、寄り道、帰り道の興味関心でいろんなところを曲がったりすることは十分にあるかと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） わかりました。特別な決まりはないということで、見守り活動については、教育長からあったとおりで勝岡小学校から始まって10年以上経つということでございますが、各地域公民館においては、各組織の役員さんが率先して子供会とか敬老会ですか、役員なんですけど、見守り用の防犯帽とか旗とか腕章などを預かって子供と対面式を行うということで、今後ある程度の確保はできるかと思うんですけど、役員さんにおかれましては、大体1年交代でかわるとというのがほとんどかと思えます。子供が顔を覚える間もなくかわっていくことがあるんですけど、私もちょっと先週交差点に立って見守っていたんですけども、ある男性の方がちょっと後から来られて、お話聞いてみたら名札してたんですけど、中学校の先生たちと朝7時過ぎに立ってたというんですけども、お話したら中学校では登校の指導というか、保護者と先生が最近になって始めたということをお聞きしたんですけども、そういうことを始められたのかどうか、お聞きいたしますけども。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教員が一緒になって始めたかどうかということでしょうか。

最近、私が三股中の校長をしておった時代にもそれはやっておりました。PTAと一緒に、各いろんなところに行ってという、年間ずっとじゃありませんけども、ある期間、限定した期間にそういった交通安全をメインとして、挨拶とかそういったところを兼ねた形で登校中におはようと言って見守りする。下校はありません。朝だけは、私が三股中に来たのが平成22年度ですけども、そのときは既に始まっていたので、その前からずっとやっていると思っています。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 保護者とかは交通安全の指導にあわせて、それは助かると思いますが、先生が交差点で始めて、地域に出向いて立ったの初めてだと思って一応確認のためお話ししたんですけども、登校時についてはいろいろとこういった取り組みというか、見守りの体制が図れるかと思うんですけども、下校時についてはなかなか、先ほども言いましたように不審者の情報があるということです。下校についてはちょっと手薄になるかと思うんですけども、今、青色パトロールカーですか、そういうのが巡回しているんですけども、これは定期的に巡回されているのかどうかを。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） おっしゃるとおり下校時の見守り活動というのは、どの地区でも手薄になっております。勝岡あたりはやっていただいているのが現状です。

青パトにつきましても、勝岡の見守り隊の方々が、教育委員会にある青パトを借りに来ていただいて、町内を巡回していただいているのが現状です。それと、町の役場職員の見守りナイト、ナイト——騎士、この方々が行政職員なんですけども、毎週ありませんけども青パトで巡回をしていただいているというのがあります。ボランティアです、勤務時間外ではございますけれども、そういったものもあります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 青色パトカーはいろいろと警戒とかそういうことも活躍できると思うんですけども、中には小学校においては保護者が積極的に下校時定期的に見守っている学校もあるかと思いますが、そういったことは本当いい取り組みかと思っているんですけども、次の質問に入っていきますけども、先ほど言われました特に下校時においてですけど、見守り活動が高齢化や共働きに伴い、地域での安全確保がちょっとできるのかどうか、ちょっと心配なのでお聞きしますけども、見守り活動については、先ほどありましたように勝岡小学校を中心に始めましたが、各学校ボランティアで見守り隊が発足しているということでありまして、どちらかというと見守り隊はボランティアということで無報酬で、私が小学校のころもあったんですけども、無理なく、気長に、散歩がてらというのが一番いいと思うんです、時間に制約されなくて暇どきでもちょっと帽子かぶって行けば、そういった警戒とか見守りになりますよということで行っていたんですけども、十数年経っていくといろいろ社会情勢も変わってきて、高齢化、今まで見守り隊で活躍していた人も今後はちょっとどうかなという声も聞きます。

また、保護者が共働きでなかなか安全確保ができないということをお聞きしますけども、そういったことを含めて、今後のことについて安全確保ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 高齢化や共働きに伴いまして、地域での安全確保ができていないかとの質問ですが、以前は老人クラブなどご高齢の方々が中心的役割を担っていただきましたが、現在の状況を見ますと青少年指導員や自治公民館あるいは民生委員の方々を中心に取り組んでおられます。

そのほか、先ほど言いましたけども青パトによるパトロール活動などボランティアにより実施されていますが、児童に係る凶悪犯罪がたびたび発生する中、どの程度の見守りを実施すれば安全が確保されるのか難しいのが課題です。

今後も保護者を中心に、行政、学校、地域が連携し、児童生徒の見守りを続けていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 見守り隊やボランティアということで、地区によってはちょっと人手を確保お願いするのに、ちょっと限界があるというところも聞きます。また、高齢化に伴いちょっと無理かなというのを聞くんですけども、学校の取り組みとかいろいろ青パトの活用とか、そういったことを含めて見守り隊だけというか、見守り隊が中心になって見守るというのもちょっと限界が今後あるかと思いますので、人での見守り以外にいろんな防犯灯も先ほど言いました、その充実とか、あと看板とか防犯カメラが一番いいんですが予算がちょっとないと思しますので、看板の設置ということで、駆け込み110番もちょっとあるかと思います。

以前、町のほう、PTAのほうで看板設置ということで、不審者が出そうなところ、通学路に「不審者パトロール中」という看板を何基か設置したことがあるんですが、それらもちょっと活用していただいて、人の巡回とあわせてやっていただければ、不審者に対する抑止力というか、こういった取り組み、巡回はしていますよということになるかと思うんですが、そういった看板とか、そういった設置について、もしよろしかったら意見ををお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 看板の設置については、近年ずっとやってはいないところなんですけども、学校独自で立てたりするところがあります。こんだけ広いエリアですので、抑止力ということで看板の設置を含めまして地区の方々も散歩をしていただく、帽子を被っていただく、あるいは自転車にパトロール中とかいうのを付けて買い物に行っていただく、そういったことが非常に抑止力につながるのではないかなというふうにも思っているところなんです。そういった意味では、行政だけではなくて、地域の方々が一緒になって外を歩いていただくということも非常に効果があると思います。だから、何か不審者の、誰かがそこにおると、そういったことにやっぱり気になるわけですので、やっぱり散歩をしていただく。健康を兼ねて皆さん散歩しましょうというそういう地域の運動にもつながると非常にうれしいなというふうに、夕方の時間帯とか朝の時

間帯です、そういったのが地域挙げて子供たちを見守っていただくというふうな雰囲気につながると非常にうれしいなというふうに思っているところです。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 一番いいのが、地域にご理解いただいて、さっき言ったように散歩とか、帽子かぶってがいいんですけども、ちょっと限界があるのかなという感じしていますので、そういった看板の設置とかそういうのも含めて、あわせて見守っていければ、より効果が出るのかなと。事件という事件が発生しないだけでいいんですけども、不審者の事案があるということで、ここまたよろしく検討方をお願いしたいと思います。

次の質問に入りますけども、木材利用促進基本方針ということでお聞きいたします。

木材利用促進基本方針に沿った木質化についてですけども、三股町は地域材の利用を推進することを目標に、平成23年に三股町木材利用促進基本方針を制定しました。

以前建設した塚原住宅においては、できるだけ内装材について県産材の活用を基本としているところでありましたが、現在建設された町営住宅東原団地について、地域材の利用促進とA棟の取り組み、B棟の取り組みは、どう取り組んでいくのかお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 木材利用促進基本方針に沿った木質化について、東原団地についてのご質問ですけれども、町営住宅東原団地においては、鉄筋コンクリートづくり3階建てで建設しておりますので、木材利用は多くありませんけれども、塚原団地と同様内装につきましては、木材利用促進基本方針に沿った木質化に努めているところでございます。

地域材の利用については、構造材を都城地域の木材店より出荷されたことを確認しているところであります。

A棟においては、今申し上げたとおり内装の木質化に努めており、B棟においても同様の計画をしております。

また、B棟建設工事の中では集会場を建設することになっております。集会場は木造平屋建てとしておりまして、約18.7立米の木材を使用する予定になっておりますので、地域材の利用をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） この前、設計図をちょっと見させてもらったんですけども、東原団地A棟、B棟のつくりはほとんど同じだと見てよろしいのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今おっしゃられたとおりA棟、B棟についてはほとんどつくりは同じとなっております。ただ、2Kと2LDKですか、その配置が入れかわっている状態であ

ります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） A棟、B棟同じつくりということで、B棟については集会場に地域材を積極的に使いたいということで、ぜひ使っていただきたいと思いますが、以前建設された塚原住宅については、当時木材価格が低迷しておりまして、五、六年なりますか、立米当たり六、七千円の大変厳しい中で、ぜひ内装材に木質化図ってほしいと、地元材を使ってほしいということでお願いしたんですけども、最近は逆に、今度は木材の価格もちょっと上がっているんですけども、それ以上に職人さんの人件費とかそれが上がってますので、A棟については3月議会でも視察させていただきました。

感想としてはいろんなエレベーターの設置とか、お年寄り、障害者に配慮したつくりになっておるかと思っているんですけども、内装材についてもある程度使って、木質化図っていると思いますが、こういった人件費とかそういったのが上がっていますので、B棟についてはA棟と比べて質が落ちないように、できるだけ地域材を使った木質化をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけども、木造率の目標設定について、お聞きいたします。以前の質問で、木材利用促進基本方針制定において、木造率の目標を設定して取り組んでいるということでございましたが、現在での木造率と目標年、平成32年とありますけども、12.9%ということで、取り組みについてどういうふうに取り組んでおるのかをお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、まず本町の木材利用促進基本方針の制定に至るまでの経緯についてお答えいたします。

平成22年に、木材価格の下落等の影響から、森林の多面的機能の低下が懸念される中、木を使うことにより森を育て、林業の再生を図ることを目的とし、木材利用の需要が期待できる公共建築物をターゲットとした国の木材利用促進にかかわる公共物建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は都道府県方針に即して木材利用促進に関する方針を定めることができるとされております。

本町は平成23年8月に三股町木材利用促進基本方針を定めております。三股町木材利用促進基本方針では、建物災害共済委託契約台帳等に基づき試算し、公共建築物の木造率は平成22年度を8.6%とし、平成32年度の目標値を12.9%としております。現在の木造率は9.0%でございまして、平成22年度に比べ0.4%増加しております。

平成23年度以降の主な公共建築物は、国の森林整備加速化林業再生事業等を活用した三股町弓道場、そして三股町西部地区体育館があります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 現在の木造率が約９％ということですね。平成３２年度、ちょっと年号は変わるかもしれませんが１２．９％について、目標達成できるのかどうか、もしよかったら。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 私の部署で答えるべきかどうかはあれなんですけど、やはり公共建築物、そういった計画に基づいたそこに木材をどう利用していくか、そういった協議になるかと思っておりますので、この１２．９％の数値目標につきましては、当時策定時に２２年度の８．６％、国が示す現在値を５０％以上向上させなさいという設定の中で、この１２．９％という数字を出しておりますので、今後はこの公共建築物ですか、計画に基づいたところで木材の推進というところで考えていくべきと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 三股町が制定した基本方針、これによると、公共建築物における地域産材の利用目標ということで、地上２階建て以下の施設は積極的に木質化を促進するというところで、今現在町営住宅に取り組んでおられると思うんですけど、それはそれでいいんですけども、国が示した——林野庁というんですけども、林野庁が示した方針によりますと、３階建ての木造の学校等については、一定の防火措置を行うことで、準耐火構造とで建築が可能となったことを踏まえ、当該公共建築についても積極的に木造化を促進、ＣＬＴ（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるということで、町においては２階建て以下を木質化するという制約がかかっているかと思うんですけども、それにおいてなかなか進まない面もあるかもしれませんが、近隣の小林市が新しい庁舎を建てたというのはご存じだと思いますけども、これについて小林市については３階建ての庁舎を建てかえたということで、木材のまち、環境にやさしいまちということを全国に発信するというところで、積極的に木材化を図ったということですが、町においてもこういった制約の中でも努力はしているんですけども、今進めている五本松跡地の利用についてちょっと聞きたいと思いますが、町長にもしよかったらお願いしたいと思うんですけども、いろんな利活用についてはご意見が出ますが、こういったところの中で公共建築物、もし建てるとしたらぜひ木質化を今まで以上に図ってほしいと思いますが、そういった件についてもしよかったらお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この目標年次、平成３２年度１２．９％を達成できるかとなると、な

かなか今の本町の3カ年の実施計画等を見ると、そのような大きな建物、木質化の建物、そういうものが想定されておりませんので、厳しい環境かなというふうには思います。

今回の東原団地もCLT、そちらのほうも検討したんですけれども、非常にコスト高ということで、そしてまた新たにまだそういう施設が少ないということで、やはり鉄筋コンクリートというふうにさせていただきました。

今後の計画において、やはりこの五本松団地の跡地の再整備、そのなかでは木質化というものを十分頭に入れて検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 木材のまちというのを小林市以上にまたPRするのもいい方法かと思しますので、木質化の検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になるんですけども、先ほど言ひました五本松住宅の解体に際して発生する木材についてお聞きしますけども、利用促進基本方針の中に公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するための可能な限り木質バイオマス化を図るといふことが書いてありますが、資源の有効利用は図れないのかどうかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 解体する際に発生する木材の有効利用ということで、五本松住宅を解体する際には、解体工事仕様書に基づいて解体工事を行ってまいりますが、木材は特定建設資材廃棄物でありますので、再使用するか、または木材チップ製造などの再資源化施設の受け入れ基準に応じて分類し、再資源化するようになります。

これに従ひ、再資源化する計画書を提出してもらひまして、中間処分場での再資源化ということを確認することといたしておひます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） もちろん解体するためには業者さんのお願ひがあるかと思ひますので、木材たくさん使っている平屋建てじゃないかと思ひんですが、再資源化を目指すということでもありますので、ぜひ再資源化を図って有効活用、木材も限られた資源でありますので、再利用のほうをお願ひすることしながら、次の質問に入りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

多面的機能活動の広域化についてお聞きしますけども、前議員からありましたが、ちょっと重複することがあるかもしれませんけども、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

広域化については、平成29年の12月25日に早速第1回目の広域協定運営委員会設立準備委員会が開催されたと聞きますけども、現在10ある組織の中で、管理する地域の面積や交付金による活動の内容など、それぞれの地域ごとの特徴があると思ひんですが、広域化に伴うメリッ

ト、デメリットについてお聞きしますけども、メリットは先ほど答弁なさったということであり
ますけども、デメリットについてももしよかったらお答え願いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、多面的機能支払交付金の広域化におきましてデメリ
ットということでお答えしたいと思います。

まずは、報酬額の件なんですけども、その支払い関係が事務的なもの一本化することによりま
して、支払い関係をどうしてもまとめなくてはいけないということで、支払いの遅れとか、そう
いうものが発生するということです。

それと、投じた資材等の購入費、そういったものの支払い、そして作業時に出ますお茶代とそ
ういったものが、広域化によって従来の細かく動いてその支払いができていた部分が、ちょっと
期間をある程度置いた中での報告、その後の支払いという形になりますので、その辺が若干デメ
リットではないのかなというふうに捉えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） メリットについては前議員からありましたとおり、たくさんある
かと思います。

デメリットについても、いろんな10の組織を1つにするということにおいて、今後運営する
においてもちょっとうまくいかない面が出てくるかと思うんですけども、今後の広域化に伴っ
て私自身としてはメリットの方がちょっと多いんじゃないかとは個人的には考えております。

いろいろ私も保全委員会のほうで活動させているんですけども、次の質問の中に入って行きま
すが、運営委員の体制と交付金、あと流用、日報の取り扱い、日当の支払いについてどう変わる
のか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、広域協定運営、交付団体の広域化に伴います体制と
交付金について、お答えしたいと思います。

広域協定運営委員は、協定参加活動組織10団体と協定参加団体6団体からの代表者16名で
組織されております。

交付金は、広域協定運営委員会で管理する一つの通帳にて処理され、一連の事務事例を含め、
三股町土地改良協会の事務委託にて行っております。

日報、日当支払いについては、月締めでの日報をもとに、翌月の10日に支払いとなります。

また、交付金の流用については、必要と認められる事案について、広域協定運営委員会に諮ら
れ決定されるものでございます。

町の立場としましては、あくまで監督、助言、指導の立場にありますので、運用につきまして

は広域協定運営委員会の裁量によるものと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） まず、運営の役員体制についてちょっとお聞きしますけども、会長1名です、これは職務としての会長、あと副会長1名、代理、課長代理ということで、あと会計1名、経理に関する業務の処理、監査が2名とあるんですけども、この会計について、経理に関する業務の処理ということにちょっと、要するにお金とかそういった管理を行うのか、いろんな経理あると思うんですけども、もしよかったら内容についてお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 会計の内容というか、行動ということでしょうか。先ほど申しましたとおり、広域協定運営委員会の運用につきましては、やっぱり委員会のほうにお任せしておりますので、その内容等については運営委員会のほうで運用の仕方は決めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 日当の支払いとか、そういったことについては保全委員会のほうでもお金は扱わないということで、支払業務はしないということで、広域化のほうで今行っているんですけども、要するに保全委員会のほうが通帳と印鑑はもう広域化のほうに預けたということで、支払業務はなくなったと思うんですが、運営委員会のほうで会計とあるものですから、ここでちょっといろいろ現金とか扱ってもらうのもちょっと大変な苦労だなどと思って質問したんですけども、運営委員会で諮るということでもありますので、これは置いておいて、要するに流用についてになるんですけども、流用については先ほど言いましたようにメリットの中に含まれて、活用ができるということではありますが、28年度の話になるんですけども、この日は台風の被害が多くて保全委員会でも交付金が足らなくなるのではないかとということがありました。

大きい災害とか被害については行政等が協力していただいたんですけども、それ以上に細かい修繕とかそういったがあったんですけど、今回流用ができるということでありましたので、1年度は利用についての繰越金ですか、これを残すという形になるかと思うんですけども、まず利用についてできるということは、今後活動することについてはいいんじゃないかと思っております。

日報についてもですけども、事業を上げてから即翌月の、5月に実施した場合は6月に日報とか日当の支払いということでもありますけど、日当の保管については5年間ということを決まっておりますが、今まで広域以前に取り扱った日報についても5年間の保存が必要なのか、もしよかったらお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 書類、そしてそれに関連するいろんな資料等についての保存につきましては、国の指定ですので5年間は保存していくというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先に前議員からありました19年度から始まったということで、日報についてもたくさん管理保存しているところがあるかと思います。写真についても何万件あるかと思いますが、5年間は必要かということではありますが、日当の支払いについてですけども、日当の支払いについては個人会員に対してあるいは業者について支払われてくるかと思いますが、業者についてはできるだけ地元業者を使うということで、保全委員会のほうについてもお願いしているんですけど、3社見積もり、それ以外の工事について、特殊な工事については町外以外の業者さんをお願いする場合があります。そのときに業者さんからの振り込みとかそういった入金について、広域化については1カ月後ということになるんですけども、そういった業者さんの指定について、いつまでの振り込んでくださいといったそういうことあったら、ちゃんと振り込んでいただけるんかどうか、もしよかったらお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） この広域化の運用につきましては、まだスタートして時間があんまり経っていないということで、やはり運用上には幾らかの問題点もあるかと思います。行政の立場からいいますと、先ほど申したように助言、指導という形でその団体を支援していく立場ですので、私のほうからこうなさいということとはできません。ただ、広域化運用委員会のほうには先ほど支援ということでは言いましたので、そういった支払い関係に発生する問題が出るということでもありますから、その辺の話もした上で、運営委員会ほうでやはり運用しやすいような形をつくっていただく、そういった話の場を設けていただいて、その中にいらっしゃる団体の方々を取り扱いやすいような形、それがすべきだろうと思っていますので、そういった話をもっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今回広域化につきましてメリットのほうが多いということを私も感じております。要するに、現金の取り扱いとかそういったことがなくて事務の効率化ができたということで、今後はこういった広域化についていろいろなメリット、デメリットいろいろ出て、それ以外に出てくるかと思いますが、要するに会員の活動しやすい、あるいは地域の保全によりつながるように広域化を目指して、行政とまたタイアップして取り組んでいただければいいかと思っていますので、よろしくお願ひしながら、今回、見守り隊、木質化と多面的機能についての質問

にかえさせていただきたいと思いますので、検討のほうよろしくお願ひしながら、質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 発言順位3番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 発言順位3番、福田新一です。今回も町議会議員として、町民の代表者の立場から短期、長期含め、町民生活向上のために質問してまいります。自分の一言一句は、とりもなおさず町民の疑問であり、意見です。また、確実な成果を出すための質問事項と考えていますので、率直な回答をお願ひいたします。

まず最初に、学力向上対策について伺います。これは、今回、全国学力テストにおいて、常に全国で上位にある福井県勝山市、そして日本の教育を考える先駆的な取り組みを実践している静岡県岡田町の吉田町に、この夏、文教厚生常任委員会で視察研修を予定しています。その視察研修を踏まえての質問です。貴重な視察研修ですから、無駄のない研修にするため、「文教みまた」の教育を教育長の率直な回答をもとに、本町の基本思想を捉えて研修に臨もうと思っています。

全国学力テストは、何のためにあるのか。これに対し、テストというどうしても子供の学力のレベルを見るものと一般的に捉えがちです。ところが、子供の問題ではなく学校側の教育を問題にしているようです。学力向上をテーマにすると、学力偏重だとか、人間性教育が重要だなどの指摘を受けやすいと思いますが、学力、人間性のどちらにバランスを置くかという話ではありません。義務教育である小中学校で、効果的な授業が行われています。不十分だったとしたら、その原因は何か。その上で学力を上げるためにはどこを直す必要があるのか、そうした問題を探るのがこのテストの目的のようです。

そこで、資料1ページに入れましたが、「平成29年度「全国学力・学習状況調査」三股町の結果について」というのを添付しました。一番上にありますのが小学校、教科に関する調査の結果、国語A、B、それから算数A、Bあります。その下が中学校、同じように強化に関する調査の結果ということで、国語A、B、数学A、Bとあります。全国が左のほうの斜線なんですけど、ちょっと灰色っぽくなっています。真ん中、これが宮崎県、右が三股町、こういった全国、宮崎県、そして三股町、これを比較されているんですけども、三股町においてはこのような棒グラフで表示されております。平成29年度全国学力テストの調査結果を、「文教みまた」という立場からどう捉えられますか。

以下の質問は、質問席から行いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 平成29年度全国学力テストの調査結果を、教育研究所から見て、

「文教みまた」という立場からどう捉えるかと、についてお答えいたします。

本町では、町教育研究所を中心に、平成26年度よりみまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究を全学校で取り組み、基本的な授業モデルの構築やタブレットパソコンを初めとしたICT機器の活用などさまざま授業改善に取り組んでまいりました。

その結果につきましては、平成29年12月議会でもお答えいたしましたが、そこにある資料のとおりなんですけども、小学校において国語A、算数Aの主として知識を問う問題では全国、県の平均を上回る結果でした。

一方、国語B、算数Bの主として活用を見る問題では、わずかながら全国平均を下回っておりますが、県平均を上回っている状況であります。

また、中学校においては、国語、数学とも全国、県の平均を下回る結果となっておりますが、前年度の結果と比較すると、県との差はかなり縮まっております。このことから、小中学校ともに確実に学力向上が図られているというふうに捉えておるところです。

「文教みまた」という観点からですが、本町では役場駐車場の入り口、あそこでけすけども、に大きく3つのスローガンが掲げてあります。その中の一つに、文化と人間性を培う文教の町三股町と掲げてあります。つまり、人間性を大事にしているということでもあります。

そこで、全国学力テストの意識調査を分析してみると、学習状況での生活習慣に関する項目では、将来の夢に対する肯定的な回答の割合が、小中学校ともに全国より高い傾向にあり、自己肯定感あるいは思いやりを持つことの大切さを感じている割合も高いという結果から、心身の健全な成長が図られているということが言えると思います。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 当初申しましたように、このテストというのは、子供たちの学力を見るのではなくて、その奥にある授業態度とかそれについて、見直すところをどうやって見直していくかというのを見るということで当初申しました。今、教育長のおっしゃったとおり、文教みまたという立場からのお話もありました。

その次に、以前、三股町教育研究所の行事に1回参加いたしました。あれに参加いたしましたときに知ったことなんですけども、確か、毎週火曜日ですかね、授業が終わった後にやられるということで、非常に研究に熱心に取り組まれて、宮崎県でも三股町ほど一生懸命やっているところはないというふうにお聞きしております。

そういった中で、ことしの平成30年度というのは、また9月に結果出るんでしょうけど、とりあえずこの29年度の結果に対して、研究所の中でそのテストに応じて授業対策はどうだったかというふうな議論というのはされたのでしょうか。もし、そういうのがありましたら、そのときの内容、具体的な対策をどういふようなのを講じたんだというのがあったら、教えていただき

たいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 結果に対しての具体的な対策ということでお答えいたしますが、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては9月に分析を行いました。分析結果につきましては、10月の定例教育委員会での報告とともに、町校長会においてより具体的な結果分析の説明を行いました。

各学校に対しては、自校の結果分析をもとに指導方法の工夫、改善などの学力向上対策をお願いしたところであります。

特に、今回は一昨年度まで全学校で取り組んだみまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究をしっかりと継承し、みまたんモデル——みまたんモデルというのは、授業の流れ、パターンです。家庭学習の手引きの活用など全職員が同じベクトルで学力向上対策が進められるよう指導したところであります。

また、町全体の結果分析したものを保護者、地域向けに作成し、先ほど言いましたように、昨年11月6日に町のホームページにて公開したところであります。

さらに、県が推進する学力向上の重点支援校として町の2校を指定しまして、年間3回、県と町の指導主事で編成する支援チームが学校訪問し、授業参観を行うとともに個別のミーティングを繰り返し行うことにより授業改善に向けて具体的な指導支援を行ったところでございます。

また、町の具体的な対策といたしましては、昨年度、年度途中ではありましたが、教師が子供と向き合う時間を確保するために、学校支援員を配置しております。学校で行ういろんな作業に対して支援をすると、南九大生が来てくれております。三股中、三股小、三股西小、勝岡小学校に配置しております。

そのほか本年度になりましてからは、学力向上のためには図書の活用、本を読む機会を増やすということもとても大事だということから、学校司書を全ての学校に配置しております。

それと、学習指導要領が英語の授業が増えるということから、本年度からALTを1名増加しております。

そういった町独自の対策としてはやっております。

先ほどの授業態度うんぬんということにつきましては、そういったことを全て含みまして、今の研究したものを継続してやるということで、もちろん三股町では児童生徒憲章を授業の始まりから終わりまで全てその憲章を小学校から中学校まで一貫してやっております。それを継承していくと、伝統教育を守るということでそれを大事にして授業を進めておるというところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 続いて、資料2ページにつけたんですけども、先ほど教育長の話の中でもありました昨年に比べると県のレベルに大分中学生の成績が近づいてきたとか、前年度に対する比較とかいう答弁もあったんですが、2ページにつけた資料というのは、実は吉田町という今回研修に行こうと思っているところの地区なんですけども、そこの特徴というのが、こういったふうに、例えば三股町は棒グラフで科が比較されておりました。

そしてまた、三股町の評価という内容については、またちょっと逆戻りしますけども、1ページの下に置いてあります、例えば同程度だよとか、ほぼ同程度とか、やや高いとかそういった評価になっているんですけども、この吉田町の評価に対しては、具体的に全国との平均正答率の差ということで、数値で全国、そして静岡県、その町、吉田町、そして差がこんだけというのが数値で出されております。

この平均正答率というのは何かというのを調べてみましたら、正解した人の数を全体の参加した人数で割った率ですか、そういった数値のようです。

そして、その数値を今度下のほうに小学校とありますけども、それぞれの科ごとに折れ線グラフで書かれております。25年、26年、27年、28年、29年というふうに、こういうふうに推移していますよということが表示されています。

ですから、こういうのを見ると、中学校のほうに書いてあるんですけども、これ見たときに三股町の比較と比べたときに、非常にこっちのほうがやはりみんなわかりやすいといえますか、非常に具体的に訴えているなというふうに思います。

そこで質問なんですけども、もう一つ、非常に興味が私持ったのが、3ページを開いてください。3ページに今度は平成26年度小学校6年生、それから29年度中学校3年生、この推移がもちろん数値であって、下にグラフがあるんですが、これはよく考えてみたら小学校6年生から、そして今度平成29年の3年生ですから、同じメンバーですよ。だから、同じメンバーが26年の6年生、そして29年の中学3年生、だから、同じメンバーの推移というのがこういった出てくるんです。

ということは、この後に何が続くかということ、お前たちは小学校のときはよかったけど、中学校になって落ちてるねというのは、明らかにこういうのは出てくるんです。

ですから、こういった表示を出すと、非常に興味も沸くし、また逆にこういうのに対しての先生方のいろんな取り組みというのも非常に具体化してくるんじゃないかと思うんですけども、こういうのに対して文部科学省というのは、全国学力テストの公表というのは、各教育委員会の判断に任せるといふふうになってるみたいですけども、どうでしょうね、教育長、県内での結果順位というものを、町のホームページで公表するというのはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 県内での結果順位を町のホームページで公表してはどうかというご質問ですが、文部科学省では全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いの配慮事項としまして、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響に十分配慮することが重要であるとしております。

このことを踏まえまして、本県では新聞やテレビ等を通して県内の3つの教育事務所単位における教科区分ごとの平均正答率と結果分析を公表するとともに、ホームページ上で県全体の正答数や得点分布、具体的な問題例等を公表しておるところであります。

本町におきましても、国や県の考え方と同様に小中学校ごとに教科に関して、全国や県の結果と比較したグラフとその分析を、また、児童生徒の生活習慣や授業に関する質問紙の結果の分析を保護者、地域向けに作成し、昨年11月6日に町のホームページに公開したというところがございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 順位の公表というのはできないということだと思うんですが、ちょっと私、今までの議会を振りかえってみたんです、調べてみたんです。そうしますと、この全国学力テストの結果と対策というこの関するテーマを、今までの議会で平成25年の9月議会、そして平成28年12月議会、平成29年6月議会と上がってきています。

しかしながら、明確かつ具体的な政策はないように思えるんですけども、資料3の下にあります三股町児童生徒憲章、「わたしたちは「文教みまた」の児童生徒として次のことを守ります」、6項目あります。各人がこれを真面目に素直に行うことにより、授業中の集中度がまして、学力向上につながるということでしょうが、あるベテランの教員の話で、このごろの会話の中ですけれども、この道徳というのと学力というのは不思議と並行するものだと。

ですから、私、今回真剣に考えた中で、学力向上というのだけを捉えて、勉強、勉強というんじゃないくて、そういった道徳心、人間性もだよというのは必ず並行してついてくるんですけども、それを持ったときに、学力を伸ばそうという姿勢の中に、例えば授業の中で先生の集中のさせ方、そしてまたいろんな質疑応答、相手にものを伝えるときの主語、動詞の使い方とか、敬語の使い方とか、いろんなそういうものを学ぶことによって並行して上がっていくんじゃないかなと思いました。

参考までに、三股町児童生徒憲章に対し、学力テスト上位の秋田県を見ても、秋田わか杉っ子10か条というのがあるんです。そのことちょっと添付はしてませんが、そういうのを比較するような次元ではないんですけども、例えば「秋田わか杉っ子学びの10か条」というのを基本に秋田県では展開されています。

1か条をちょっと紹介しますと、こういった「秋田わか杉っ子学びの10か条」というのがネットで出てきたんですけども、この10か条のまず1、「早ね早おき朝ごはんに家庭学習」これが1で出てきます。そして、「規則正しい生活がスタートライン」というのが補足されております。また、この10か条の最後のほうに「学んだことは生活で学校ですぐ活用」、これの補足は「活用できて本当の生きる力」ということで補足されておりますけども、これを見たとき、本当にこういうのを三股町の児童生徒憲章と比較するとかそういうものじゃないんですけど、ちなみに私ちょっと今読んだ1か条から10までの1と10読んだんですけども、こういうのを教育長、どう考えられます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 全国学力・学習状況調査の中には、先ほど言いました意識関係の調査があります。その結果を全国順位で見たときに、秋田と宮崎県がよい子が育つ、いわゆる意識調査の結果から、秋田県と宮崎県が1位と2位で毎年入れかわっているぐらいで、宮崎県もとても素晴らしいんです。よい子が育つ県ということで意識調査、先ほど言いました肯定感高いとか、早寝早起き、読書、地域の行事に参加するとか、挨拶をするとか、そういったことで宮崎県は毎回ベスト3に入っている。秋田県を抜いたこともあるんです。

ただ、学力の問題がそこに、そのうちついてくるんだろうと思っていますけども。秋田わか杉っ子学びの10か条、具体的には、今初めて見ましたのであれなんですけども、宮崎県もこういった同じようなものは実はつくっております。だから、そういったことを絡めながら、それぞれ学校独自で生活の7か条とか10か条というのはつくっておるところです。とても素晴らしいことだと思います。基本の早寝早起き朝ごはん、こういったことはとても大事なことです。だから、家庭と一緒にこういっただけのものでは取り組まないといけない。学力は家庭と一緒に取り組まないといけないということが言えると思います。そういった意味では、この学びの10か条、宮崎県も引けを取らないことはご紹介したいと思っています。こういったものはつくっております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。原稿なしに私本当に思うことは、やはり子供たちと本当に先生方が、早い話「あんたちょっと邪魔だから」とか言うんじゃないで、成績関係なく下は下の子でもう一步上がるように、上は上でもっと上を目指すようにというように、そういった目をかけていくということは、一つはそういうのにつながるのかなという気もしましたが、私さっき紹介しました例えば吉田町のグラフですよね、ああいった公表の仕方についてはどう思われます、教育長は。ああいう表示の仕方というのはどう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） いわゆる追跡調査ですよね、その子が6年生から中1になったときどうかという追跡調査は実はしております。ただ、それをこういった形で公表はしてないんですけども、町内の分析として、教育委員会活動の調査はやってはおるところです。おもしろい結果が出ます。

確かに、これ吉田町のでしたっけ、6年生から3年生だったら下がってますよね。こういった実際には下がるということは何でだろうということは、いわゆる今後の授業の対策を立てるときに非常に効果的な資料になるとは思っております。

今後、これを公表とかどんな使い方をするかについては、また今後検討していきたいと思えます。本町ではやってはおります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 具体的に表には公表されてませんが、実際そこまで突っ込んでやってらっしゃるということですので、またそれをいかに生かすかというのは、我々も今度行って来て勉強してきたいと思えますが、この全国学力テストの結果の最後の締めくくりに、子供たちの健やかな成長のためには、今教育長おっしゃったとおり家庭、地域における学校へのご理解と協力が欠かせませんとあります。

よって、公表することによって、私は基礎学力等の問題について、町民の関心が高まるのではないかなと思えます。家庭、地域も一緒になって取り組むには、より具体的な県、そして国との差が公表されて、ましてや近年の推移も理解できた方が取り組む意欲も湧くのではないかなと思えます。

それと、もう一つ、それが表に出ることによって、吉田町は今度は、例えば三股町でしたら小学校が6つありますよね。その同じ町の小学校比較というのも出しているんです。となると、いいところがあるとする、そこの特徴というのもみんなでいろいろまた分析できるでしょうし、やはり分析によって次の手が、確実な手が打てるんじゃないかなと思うから、強く今公表すべきじゃないかなと言っているんですけども、その辺、健やかな成長というこれにこだわると、「文教みまた」としての考え方も本当に把握した上で研修に行ってきたいと、学んできたいと思っております。

本当に私ごとであれなんですけども、子供たちの時期時期において、今の事件もいっぱいそういうのがありますけども、1回こんなことがあったんです。私はどっちかといいますと、非常にくそ真面目な田舎の百姓の長男坊だったんです。自転車で泉ヶ丘に行くとき、雨の日に靴がぬれるのが嫌で、靴はビニールに入れて、前かごに入れてスリッパで登校したことがあるんです。そしたら正門である先生にとめられて、「お前みたいな者がいるから学校の風紀が乱れるんだ」と言われたとき、全然自分を言うこともなく理解しようもしない、全く担任でもない先生にそれ

を言われたときに、何か言い方悪いですけども、どっちかという真面目にやってないほうのグループ代表みたいな感じで言われたときに、次にその先生と会うときにやはり「先生、おはようございます」とか挨拶できなくなりましたよね。

だから、健やかな成長というのは、やはりちょっとしたところを一方的にもの言ったりとか、そういうのも非常に大事なことかなと、僕が高校生のときですけども、小学校、中学校、いろんなそういう時期的にはそういう心遣いというか、思いやりというのは基本にあるんじゃないかなと思います。何かそういったものを学び取って来れるんじゃないかなと思っておりますので、また報告したいと思います。

続きまして、今度小学校、来年から中学校もですけども、特別の教科道徳というのが導入されましたが、この道徳、教科として扱う道徳というのが導入された目的、そしてまた、その教科となると担任の評価というのが必要になってきますけども、道徳の評価を担任がどういうふうにするのか、いじめの問題がテーマと聞いていますけども、そこら辺の導入効果をいかに達成していくかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 特別の教科道徳の導入効果をいかに達成していくかについてお答えいたします。

文部科学省が検定した教科書を使用している特別の教科道徳は、本年度の4月から小学校で始まったばかりであります。この特別の教科道徳の導入の背景であります、昨今のいじめ問題への対応の充実や児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な指導を行うことなどを狙いに導入されました。

この導入効果を達成するために、各学校においては道徳教育推進教員を中心とした校内指導体制の確立に努めているところであります。

また、評価につきましては、数値による評価や他の児童生徒との比較による評価は行わず、記述式でその児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます評価を行うこととしております。

なお、中学校におきましては、来年度からの導入に向けて準備を進めているところです。

本町といたしましても、小中学校間の連携や小学校間の連携も重要であることから、本年度8月には町小中学校の全教職員が参加し、特別の教科道徳をテーマに研修を行うことにしております。

このことを通して、今後道徳科の導入、効果の達成に向け、町全体で取り組んでいくといった機運を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 本当にこのごろ、先ほども議員から出ましたけども、新潟の小学校2年生の女の子の殺人とか、それとか先日ありました新幹線の中でむしゃくしゃしたから誰でもよかったとかいうあの辺の犯人の顔を見たとき、普通会ってこの人は異常な人だと見抜けない、本当普通の人であられるというのは、ちょっと背筋がぞっとするようなことがあるんですけども、そういった背景もきっとあるんでしょうか、道徳を強化として取り入れていくということが。今、ちょっとありましたけども、そういうのに新しいのに取り組まれるときに、先生方への研修とかいうのは具体的にされているんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど言いましたように、町全体での研修は今年の夏休み中にやろうとは思っていますが、各学校独自に今度この評価としての道徳が入っているということについてはもう29年度、昨年度中からいろんな各学校独自で講師呼んだり、学校内でやったり、研修は進めているところではあります。

道徳の授業というのは、過去もずっと続いておりますけども、今回は教科としての取り扱いということで若干違うと。文科省が検定した教科書を使うというところが若干違う。で、評価があるということです。

道徳というのは、道徳の授業の時間だけでやるものではない。学校教育活動全体で道徳性は培うものであって、道徳の時間はかなめということ、整理統合するという考え方を、朝から夕方まで道徳的なものは学んでいるという、日常的に道徳的なことは指導していると、先生方はです。学校ではやっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） これより13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時00分休憩

午後1時30分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 午前中、教育長の答弁で、尻切れとんぼになってしまいましたけども、せめて今年の平成30年度の9月の全国学力テストの公表は、ぜひ今までどおりというんじゃないなくて、今申したようなことも公表も含めて、ぜひまた議論していただき、一步前に進んだ公表をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

新規就農につながるシステムづくりというところで質問していきたいと思いますが、本町の基幹産業である農業に関しては、基盤の整備や就農援助などいろんな政策があると思います。

今回、まずは新規就農者の確保、育成をどうやって確実にするか考えてみたいと思います。

人材不足が大きな問題です。最優先だと思います。基幹産業が成り立たなくなってしまう。農業をやりたいと思うとき、相談する窓口というと、やはり役場の農業振興課ではないかと思えます。そのような相談がどれぐらい農業振興課のところにあるのか、またどのような、よければ内容もどういう内容で来ているかというのを紹介したいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、新規就農の相談ということで、農業振興課のほうに就農相談窓口がございますので、その実績等について報告させていただきたいと思います。

平成28年度以降でございますけども、相談件数は20件ございます。うち畜産関係が12件、そして施設・露地野菜関係が7件、果樹が1件でございます。

新規就農の相談につきましては大きく3つ、親元就農、そして新規参入、従事就農がございますけれども、就農意欲を確認する事項としましては、資金、そして土地、あと技術、知識、経験、そして本気度をチェックしまして、その状況に応じた対応、進め方を指導助言しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 以前、議会の中で紹介したと思うんですけども、佐賀県在住の中学生が、将来三股のじいちゃんとの農業やりたい、そのために都城農業高校に進学したいということで、どのような手続をとったらよいかという相談を受けました。この子は農機具扱いが非常に得意で、田植え機からエンジン堀りやらコンバイン、そういったのが得意で、農機具メーカーのヤンマーとかクボタ、井関、あの辺の展示会とかあると、農機具のオペレーターとして小学生とか中学生が非常にファンが集まるということで、それから声がかかるぐらいの人気者なんです。

そこでの話が、農業高校のほうにそういうお伺いしたところ、逆に今度農業高校のほうからの問題として、生徒の家庭が農業家庭である生徒というのは、農業高校に来ている生徒の1割も満たさない。農業高校といえども家が農業しているところは1割もないというのが現実だということです。

そして、何といたっても高校生に農業の体験をさせながら、農業の苦勞、喜び、そして地域のつながりというのを知ってもらいたい。そういった願望のもとに都城農業高校がデュアルシステム

というのを打ち立てたと。それは何かというと、簡単に言うと学びながら働く、働きながら学ぶというこのシステムなんです。

資料の4に入れましたけども、実はこれ、いろんな内容があるところをデュアルシステムというタイトルでA4 1枚に集約してもらった資料です。テーマがあつて、ゴールがあつていろんな問題があるんですけども、非常にこの1枚に集約された体系といたしますか、流れがありますので、また熟読していただければと思います。まずテーマとして都城農業高等学校の卒業生が一人でも多く地域に定着し、地域産業を活性化させ、若者による地域社会の創造、地域創生を具現化する。そしてまたゴールというのがそこにあります。

次の欄に問題点というのがあります。この問題点というのが、地域における問題点、そして教員における問題点、生徒における問題点、ちょっと1つ出してみますと、例えば地域の問題として挙がっているのは人材流出・人材不足、そして地域における人材育成が極端に不足している。学校教育との連携不足。

教員のところは非常にきつい書き方されていますけども、教員のところの問題点、技術力・指導力・発想力低下。地元農家等との技術的、情動的な差の拡大・学校農場への閉じこもり。そして経営的視点が欠如した農業教育・儲かる農業、夢のある農業教育の展開に乏しい。

生徒の問題としては、さっき申しましたように男女共通とも9割以上の生徒が非農家出身であるという。女子としては、農業で活躍している女性についての情報が不足。就農の選択肢を持たない。

そして、中ほどに、やはり学校、行政、産業界、ここががっちり手を組んで人材育成に入っていく。

期待できる効果、これは地域の効果としては、学校教育への貢献意識の向上。また、一番右のほうには新規就農につながる一つの流れが書かれております。先進農家研修とか、農業生産法人への就農とかあるんですけども、要するに高校生の心をしっかりつかまないと、どうしてもやっぱり離れてしまうよと、そういうのを具体的にデュアルというのは要するに何か並行してとか、二重とかそんな意味があるみたいですが、もう一回言うと働きながら学ぶ、学びながら働く、これを感じてもらって、高校生のこのハートをがっちりつかもうという、そういうシステムのようなのです。

三股町にいろいろ協力してもらっているということで、ぜひ紹介してということで話しましたが、こういうのに対しては本町の取り組みについてはどういうふうな考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 本町としましても、就農相談の中に一番あるのがやはり期待という中に農業を始めたいという相談があるわけなんですけども、期待とともに裏側には不安もあ

るところがあるかと思います。その中で私が非常に感じているのは、やはり自分が目指す就農形態の中で、やはり実際経験、体験をする中で自信をつけてもらいたいというのが一番のかなと思います。そういった自信をつける場所、そういったものを提携できるようなことを行政としても今後考えていかなければいけないのかなと、そこに自信がついた中で就農の道を選んで、持続的に続けていただきたいというところがやはり必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、農業振興課の課長おっしゃったとおり、例えば牛が非常に高いです。いいことばっかり頭に想像すると、ぜひ三股で畜産をやりたいと、そういう相談もあると思うんですが、ちなみにちょっと専門の方に聞いたところ、例えば牛を30頭買ってスタートしたいと思ったときに、約2,000万ぐらいかかるんですか、そして牛舎を建てるとなるとやはり2,000万ぐらい、土地をとると、そして合わせて6,000万、7,000万スタート時点でかかってしまう。果たしてそれが成功するだろうかというのを考えると、そこまで全くゼロでスタートするというのは非常に不安というか、いいほうにばかり考えてスタートする人にはやはり厳しいんだ。そこにはやっぱり厳しさを含めた就農、希望もありますけども厳しい、そういうのを経験しながら、「よし、お前誰が見てもいけるぞ、それは」という自信をつけたそういうプランをぜひ具体化して行ってほしいと思います。

今、振興課長のほうからもちょっとありましたけども、ぜひそういうプランを提出して、検討していただいとお見せしていただきたいと思います。今、具体的に話せることはその辺までですね。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今話せる点としては、今話した内容のとおりです。今、部署内でも新規就農と、担い手を育成するという点についてどういった方法があるのかという点については、課題を投げかけているところでありまして、その中の一つとして、この新規就農を支援するシステムというところについては、今言ったように現場での体験をもとに自信を持たせる。そこでやはり就農の道を開くというところが一つの大きなところなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ぜひ実現に向かって検討して行ってほしいと思います。

農業は英語でアグリカルチャーと言います。職業で農業だけがカルチャーがつきます。カルチャーというのは文化です。なるほど農業を通して人との交流の中に文化が生まれるというのは想

像できます。

先日、三股畜産センターで、7月、8月の競り市の対象に和牛品評会が行われました。その中で8月の競り市対象の優等3頭に樺山が選ばれました。樺山の3頭が優等に選ばれるということは、それほど珍しいことではないんですが、何と非常にびっくりしたのは、珍しいというのは表彰式に出た3人が3人とも若手の新顔だったんです。企業や介護職からの転職です。この世代がグループをつくってというのも、一人は介護職を辞めた人、一人は娘婿がきている。3人とも新しく始めたわけでも、彼らがグループをつくって活性化を図っていくとなると、三股町和牛生産部会というのは非常に将来が楽しみだなと感じました。

本町内において、さすがに和牛日本一の宮崎県の地区だけあってサークル活動というのも非常に交流が活発のようです。特に樺山においては品評会のあった、2カ月に1編品評会があるんですが、その品評会があった日は地区の公民館で反省会が行われ、その反省会の中でお互いに例えば受精の適期は子牛のいつぐらいがいいとか、子牛の育成、そして手入れの方法、そして忌憚のない意見交換、牛の餌やるふね、ふねとは昔の言葉ですから、食台とは言いませんね、牛のふねの高さも成長に合わせてやっていかないと、姿勢が変わってくるよとか、非常に我々も参加すると勉強になる意見が飛び交っております。

そういったアドバイスしながら、競り市等においては、競り市が始まるとなりますと、やはり自分のところは出なくても出るところがあると、やはり協力して引き出し手伝ってやったり、またちょっと高齢化のところはそういう若者たちが引いて出たりとか、非常に見てて爽やかで、将来が何か安心だなというような風景が目に見ることがあります。

そういった意味でいきますと、今度3人始めたんですけども、3人始めた親というのもやはり同じチームでやっていますから、やはり親のよさを見て、そして子が後を継いでいくというか、さっき言いました新規就農というのも出したんですけども、どちらかというこの後継者というのがまず確実かなとそんな気がしました。

この3人が今度スタートしたということを見ると、恐らくこの3人に続いていくのが、ちょっと想像するには、彼もやるんじゃないかなと想像つく人が何人かいます。ですから、そういった今度スタートした3人の働きを確認して、そしてその3人が若者をまた引き込むような、そういった何か先ほどの課長のシステムじゃないですけども、そういった新規就農もそうですけども、後継者というのは先ほどの不安というのはある程度取り除かれますし、確実に収納していくメンバーです。

ですから、個人の援助とかいうんじゃなくて、彼らを核に若者が集まるようなそういった各種の研修会とか交流の場とか、また今はやりのIT化による管理の勉強会、こういうのを推進していったらどうかと思うんです。

ちょっとまとめますと、そういった始めた3人に対する援助だけではなくて、というよりもそれらを核に、もっと若者たちが集まっていく、そういう集まる場というのを提供する、そういったものに援助したらどうかという考えを今持っているんですけども、これについていかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほど新規就農という件でお話させていただきましたが、後継者の育成というところも含めてなんですけども、そういった地域の担い手を育てるという上では、個人個人というところに補助的なもので支援する方法もありますが、もう一つ大事なのは、やはり地域で育てるという感覚が大事かと思います。

先ほどの和牛のことで事例で挙げられたんですけども、実質今和牛の世界では20代、30代の若い世代が和牛のほうに携わっていきたいということで従事されているのが多く見受けられます。そういった方々がそういった和牛の世界に飛び込めるという一つの理由は、一つは和牛の中に和牛研究グループというグループがございます。このグループは、和牛生産者の中でも非常に若手で組織されたグループでありまして、高齢化の経営者たちを支えている、一躍を担っている。

そういった和牛研究グループの方々がやはりそういった新しい人材が地域に入って来たときに、受け入れやすい環境、その集団の環境づくりをやっているという点が一つ大きな力を発揮しているのかなというふうに見受けられますので、今福田議員が言われたとおり、やはり地域という視点から考えたときに、そういった集団というところの育成というのは、力を入れていかなければいけないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 前もって出した通告に書いてある激しさと厳しさを含め、就農に希望と自信を持てる導きプランをとということと、好事例の分析と特化推進をとというのは、今申したとおりの内容でございます。離れた話じゃなくて、実際目の前にあるそういうものに取り組むというのは、非常に伝染するというか、あそこもそうだわね、ここもこうだわねというのは意外と伝染しやすく、地域というのは意外とそういう力というのは目に見えんところに、樺山みたいなところもありますし、もっと本当は樺山じゃなくて三股町の畜産分業ということに進展していくんじゃないかと思います。そういったサークルを、ぜひつくっていただきたいなと思っております。

次の質問です。特産品づくり、特進事業の強化ということで、これは、地方創生の実現に向けて捉えた問題です。

特産品づくり推進事業の強化について、これは、規制を緩めて地域の活性化を目指す国の構造改革特区という国の政策の一つであるどぶろく特区のことですけれども、どぶろく特区の認定を最大限に生かして、事業の強化を図ってはいかがでしょうというテーマです。

実は、もう一回言いますと、この特区というのは、規制を緩めて地域の活性化を目指す国の構造改革特区という政策の一つであります。メディアによりますと、メディアといえますか、単に三股のどぶろくというのをネットで見ていると、日本最南端のどぶろく特区三股町と、平成16年に認定を受けています。

現在、本町では2軒のどぶろく農家が生産しています。2軒にとどまらず、先ほど申しました特区というのを生かし、どぶろくの里三股町というのを打ち出して目指してはどうでしょう。そうすることで米の利用拡大や、また農業の活性化につながるのではないかと思うんですけどもいかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 特産品づくりの推進事業の強化ということです、どぶろく特区の最大限の活用というお話ですが、今お話がありましたように、本町は平成16年にどぶろく特区に認定されまして、農家、民宿などにおいて酒税法の規制を外し、どぶろくを製造し、消費者へ提供できるようにしたもので、現在は2軒のどぶろく製造農家がどぶろくを生産しておるところでございます。

また、どぶろくを利用したスイーツや肉の加工品なども開発されておりまして、本町ブランドの特産品として定着しているところであります。

今後も、商工会や観光協会、霧島会などの団体と連携しながら、どぶろくやゴマを初め地元産の農畜産物を利用した新たな魅力ある特産品の開発や、販路の拡大等に取り組むことで、米の利用拡大や農業の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

特に、今年度から実践型地域雇用創造協議会を設立しましたので、6次化を含む農業の活性化に、より積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今さらなんですけれども、せっかく特区という条件をいただきながら2軒しかやってないというのは、やはり特区という国からの政策に対して受け側としてはもっと広めていいんじゃないかという問題じゃないかと思います。今、町長おっしゃったとおり、ぜひ6次化というテーマもつかまえて進めていったらいいと思います。

そこで、思ったんですけども、今、インバウンドということで大型船、大型クルーズ船が、観光客が来るんですけども、これに対するどぶろくのPRというのは何かされているんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） インバウンド事業において、どぶろくのPRですけれども、大体月2回ほど油津港にクルーズ船が寄港しているようです。毎回ではないんですが、そこにおいて合同の物産展ということで、港においてそこでPRはしているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 条件がそろったなと思いますので、ぜひどぶろくというのを2軒だけじゃなくて町で上げて、そしてそういう今おっしゃった大型船のそこら辺もPRしながら拡大図っていくときじゃないかと思います。

ところで、町長、この前、シルバー人材の総会に行ったときに思ったんですけども、あの中でやはりぜひ就労というのが大事だということで、皆さんぜひシルバーのほうに入ってお願いしますという話があったんですけども、そのときあそこで思ったのは、やはり今どぶろくというのを強化産業みたいにしていくと、シルバー人材も算入できるんじゃないかなと強く思いました。この前、それこそ発表のあった第7期の介護保険にしても、ついに都城を抜いて三股は2番目ということで高額になっています。そこら辺からもこっちのほうも効用もあるんじゃないかなと、どぶろく事業でシルバー人材を算入させてはどうだろうと、そんな思ったんですけども、これはまだまだ今からの計画だと思いますけど、こういう計画については町長どんなお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町は、先ほどありましたように平成16年にどぶろく特区ということでありますけれども、それから10年近くが1軒だけで、やっと我生庵の上石さんのほうが2軒目ということで、なぜ拡大しないのかとなると、やはり自分のところで生産する米でどぶろくをつくる。そしてまた、それを自分のところで提供するというようなことでございますので、ですからお店をしている、そしてまた農業をしておる、そしてそういう製造免許も取らなくちゃならんとなると、なかなかこのふたまた、みつまたまでやろうというところ、なかなか拡大しないと。非常にやはり厳しいという部分がございます。

そういう意味合いで、やっと2軒が誕生したというところでありますので、この2軒をまずは大事にしたいなというふうに思っています。

シルバーのほうでは、やはり今のところ本町の特産品であるプチヴェールとゴマのほうです、そちらのほうを新たに取り組んでいただけるということでございますので、まだどぶろくまでいくというのはちょっとハードルが高いのかなというふうに感じています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） そうです、この前シルバー人材センターの中でも出たのはプチヴェール、そしてゴマというのが出たんですが、あの計画表を見たときに、例えばそれを作物をつくるための段取りというのは、やっぱり1年、2年前からスタートしていますので、ぜひ町長、

頭の中にこのどぶろくを2軒ではなくて、もっと町で広めれるようなそういう企画もぜひ頭の中に置いておいてほしいと思います。

続いて、次の質問ですが、通告の内容としまして、町政の目標「自立と協働で創る元気なまち三股」、これの本質とは何ぞやということで上げました。

まず、1番目に、できない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考えるということで出したんですが、これは見方によっては、これは町長の回答が書いてあるんじゃないかと思うような内容にもなっています。

実は、資料5につけましたけども、これは町内あちこちで見られるんじゃないかという我が町、我が地区の問題なんですけども、ここにあって出したのは、こういうケースが本当に町内今からどんどん増えてくるんじゃないかということで出しました。高齢化社会の問題の一例として出しています。ともに考えようということで出しています。

状況を説明しますと、資料のとおり雑木が道路の上を覆って、通路の妨げになっています。そしてまた竹山で、道路や隣の田んぼにまでタケノコが出てきます。また、この道路というのは、非常に高齢者の電動車がよくここを利用する通路にもなっています。台風のときには、また写真のとおり、隣の家は全然別な家なんですけども、そちらのほうに倒れたりすると、またそこに被害が生まれるんじゃないかと、そういう状況にもあります。

そして、ここに高齢者が2人、女性の方が住んでらっしゃいます。見てみますと、郵便配達もずっと雑草の中に入って行って配達しているような状況もあります。こういった非常にこの状況というのが、毎年どんなことをされているかということ、例えば、一つは、自治公民館にここ入ってらっしゃらないんです。ありのままを全部発表していますけども、自治公民館にも加入されてません。

どういうふうな話になるかということ、この状況をまず役場に報告せないかんがということで、役場のほうに自治公民館長が報告に行きますけども、それこそ3年がかりで何も進展していない状況です。

役場においては、まずその問題を捉えるときに、これは都市整備課担当かなと、道路からいくと都市整備課かなと。ところがこの環境から見ると、やはり環境水道課の担当かということで迷われます。

そこで、私思ったんですけども、こういった問題というのは町内であちこち、本当これ一部であって、出てくるんじゃないかなと思います。3年がかりと言ったんですけども、館長になられるたんび同じことを繰り返されておりますので、こういう物件に対して、一つの案ですけども、例えばこういう問題があるというのを揃って、そしてそれに対して次に何をすべきかというのを、1回1回役場に来て聞くんじゃないかと、ちょっとしたマニュアルというか、フローチャート式で

こういう条件だったらこうしなさい、こういう条件だったらまずここに報告しなさいといった、そういったたたき台でも結構ですので、そういうものをつくるべきじゃないかなと思うんです。

やはり、いろんな問題がここにもあります。例えば外注に切ってもらえばいいがということで、外注に見積もりとると50万から費用がいくと。そうなると、町民の皆さん税金を50万、これをきれいにするために使えますか、皆さん納得しますかという、それはほかにもあるだろうというのが生の声じゃないかなと思います。

地域の人に聞きましたら、やはりそれは支部でせんないかんがという話もあります。いろんな答えも支部でせんないかんがと、また壮年でやろうという話も出ておりました。いろんな話が出るときに私思ったのは、やはりいろんな条件と、例えばそこに電線があるとなればそれは九電のほうに電話して伐採してもらいましょうとか、電話線があればこうしましょうとか、1回1回1から聞いて1から答えを見つけるんじゃないなくて、1つのフローチャートみたいな、流れ図みたいな感じで、この条件がそろったらこういうことをしましょうというような案内できるような、そういったマニュアルをつくっていただいたら、毎回毎回館長さんになられた人も同じ問題を繰り返さなくて、問題提起もしなくていいんじゃないかなと、今後、三股町において、そういう物件どんどん出てくるような可能性もありますので、そういうふうなマニュアルつくったらいかがという提案ですけども、いかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） このような事案で、29年度に環境保全係に寄せられました個人所有地内の草や樹木が伸びて困っているという相談が55件寄せられております。

近年では、空き地や空き家の増加など増加の要因と思われる相談、トラブルも増えてきているように思われます。このほかにも数多くの相談が環境保全係に寄せられていますが、全ての案件について現地の確認を行い、発生源になっている敷地の管理者に文書や口頭で連絡して対応をお願いしているところではございます。

すぐに処理していただけない案件については、相談後の問い合わせはありませんが、対応していただいた場合はです、対応していただけない案件については再度ご相談が寄せられます、3年に1遍、何年かに1遍相談が寄せられます。その中で、空き地の管理者が対応しないのであれば、役場のほうで対応してはどうかというご意見もいただいているところでございます。その際、町では個人所有地の草刈りはできない理由をご説明しているところではございますが、この理由を説明することに対して理由を探しているというように思われているのではないかなというふうに思っております。

個人で対応できない理由はそれぞれ違うと思いますが、経済的にできないのか、環境に關与する感覚の違いで対応されないのかを町では判断できかねないところでございます。

当然、全てのご相談に町の財源、つまり税金を用いて対応できれば解決すると思いますが、町民の理解を得るのは難しく現実的には無理であると思っております。

個人で対応できない案件については、公民館長さんのほうにもお願いをするんですが、近隣の方に協力を得て対応していただくことも一案であるというふうに考えて、お願いをすることもございます。

町で処理する場合にマニュアル化する、税金を使ってやるとなると、全ての町民に平等、公平に対応することは求められますので、ルールづくりが今後の課題かなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 29年度に55件のそういう報告というか相談があっているということですね。今、課長が話された内容を、半分でも「ああ、そういうことか」という内容がいっぱい含まれていたと思うんです。完全なそういうマニュアルというのは無理だと思うんですけども、そういった何といいますか、今おっしゃったこういうのはこうしなさいという、ありますよ、やっぱり、例えば身内が近くにあらへんかとか、やっぱりそれなりに調べていくルートもあります。一人なのか、それとも親戚がいないのかとかありますけども、要するに私が今言いたいのは、それを1からいつもスタートするんじゃなくて、こういう場合はこういうコースで対策するんだよ、こういう場合はこういうところに相談に行くんだよといった、そんな税金をかけてこういうマニュアルつくるよとか、そんな大がかりじゃなくて、なるほどそういうルートだよなと納得できるようなそういうのができると大分省けるんじゃないかなと思います。それを言っているわけで、それについてはいかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 議員のおっしゃるように、1件1件については親身になって、近隣にお知り合いの方はいらっしゃいませんか等の相談をされた方に、こういう方法もありますよという案内はしているところでございます。それは、文書によって、今この段階ですのでこういうふうにしてはどうですかという文書は持っていませんが、環境水道課の環境保全係のほうではそういうふうな伝達の方法は確立しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 課長、私言っているのは、今、課長の頭の中にあるそういうのを、もっとみんなにわかるように、ぜひ整理していただきたいということですので、ぜひ検討いただいて、こういうルートだなというのがわかるようなものをつくっていただければ助かると思います。お願いします。

次に、資料6ページに出しましたけども、これは非常に心温まる事例なんですけど、地区公民館の片隅にある馬頭観音の石碑の前にできた鳥居の写真です。5月の24日、自分で撮ったやつですけども、実はその地区で、それこそこのタイトルにあります「自立と協働で創る元気なまち三股」といういい事例で出したんですが、ここに鳥居をつくればという話が湧き出まして、だったら廃材で鉄のパイプも廃材があったらへんかなということで、工事現場の跡の廃材とかそういうものを集めてつくろうという、そこに行きました。ある人が柱となる鉄パイプを廃材から入手されて、そしてまた同じ地区に溶接する人、また塗装、そしてパイプの横に気の利いたさかぎですか、入れる壺までつくられた細やかさ、しまいには今度はしめ縄は自分が編んだということで、しめ縄まで編まれてそこにできたんですけども、非常にその地区に通るたびに、そこをみんなほほ笑ましく鳥居を眺めて通行している事例です。本当にまさに自分たちで自分たちの公民館をこうやって盛り上げていこうということで、一つの例で出しました。

それから、もう一つは、右のほうは、これは次のテーマにしたいと思います。いつも私出しますドローンですけども、ついに三股町に第1号のドローンを購入したということで、除草剤を散布するところを写真撮ったやつです。6月の7日、つい先日です。搭載重量が10キロまでオーケーということで、ただ、ちょっと問題というのは運転、飛ばせる時間が10分というのはそれは問題があります。

それと、次の質問ですが、役場の玄関前にある三股町の交通事故発生状況というのが看板があります。ワースト順位というのが表示がありますが、あれは先日お聞きしたら、事故件数を人口1万人当たりで算出した値で順位を出しているということです。

その順位で、私の記憶が確かだと、確か県内26市町村の中で4位というのが1回表示された時期があったかと思うんですけども、そうですかね、4位だったですかね。ああいう表示がされたときには、何か町としては対策打たれるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 毎月、その月その月で、警察の方で事故件数が1月から12月でカウントしておりまして、4位というのが恐らく1月から3月までの件数できておりますので、その順位についてワーストにいったどうのこうので特別な取り扱いというのはしていることではありません。

ただ、年に4回の交通安全運動とか、そういうものなり、カーブミラー等の設置については町のほうで行っているところであります。

また、事故件数というよりもあの件数のワーストは第一当事者、ですから事故が2人やった場合に、原因をつくったほうの第一当事者の人数の割合を1万人当たりで割り振るものとしておりますので、当然、三股町以外で起こした事故であっても、三股町民の方が第一当事者であると、

この数字のカウントに入ってくるという性格のものであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。それで、何回か要望ならっている物件で交通事故が発生するぞということを出るのは、実は先日5日の日でしたか、2地区で地区座談会があったんですが、また案の定、昨年と同じく同じ要望が出まして、昨年の要望に対しては、町の考え方というのは、記載されている内容は、上米公園に上がるのところなんですけど、「公園に上がるころはカーブが近くにあり、見通しが悪いので、ここを一番にと警察署長と交通部長にしっかり要望してきました。また、地区からの要望があったと強く申しつきたいと思います」と町長より回答いただいています。これが去年の回答でした。

また今年同じ物件がこれが出まして、結局何もまだ進展していないものですから、そのうち事故が起きるぞというのをみんなそういうふうに言われるんですけど、そこで、私いつまでにやるのかというのを、町の問題じゃないんですけど、いつまでやるのかというのを回答いただきたいと思います。何回も要望が出て、何も進展がないとなると、住民において非常に不信感を抱きかねません。町長、どうでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私が警察のほうにどうなるんですかと言いたいぐらいです。こちらからはお願いするしかないんです。ですから、地域の方々からもこういう声が出てますよということで、強くお願いするということで、また同じように上米公園、それから新坂のほうも、この2カ所しか町は今のところ要望しませんということで、強く要望はしているところです。

昨年の警察署長が今年の3月で定年退職されましたので、新しい署長になりましたので、ですからしっかりと伝えなくちゃならんということで、交通官のほうにもそこの責務を取っていただき、交通官にも直接お話しまして、署長にも直接しましたので、そのあたりをこの前の座談会また踏まえまして、またそれを伝えに行きたいなというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 3分前のチャイム鳴らなかったの、一応時間の確認をしっかりとさせていただきます。

○議員（3番 福田 新一君） 延長ですか。

○議長（池邊 美紀君） 延長はありません。

福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、おっしゃったとおり、上米公園というのはパークゴルフ場もどんどん人が増えてますし、遊具場も人気あるんです。春はやはり桜見が非常に多くて、非常にいいイメージでどんどん景観もよく、地区としてもどんどん盛り上げてしているところですので、ぜひ町長の今の言葉を信じたいと思います。私もまたそういうふうに伝えたいと思いますけれど

も、よろしくお願いいたします。

それと、数々の包括連携協定というのがあるんですが、もう時間の関係上、これについてはぜひ今包括連携協定結んでいる学校とかそういうところについては、後日でいいですので、今こういう計画をしているというのを、そういうのをもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。南九大、高専、そしてMUKASAですか、いろんなところ包括連携結んだとことこういうふうな計画で進んでいるという、そういうのをちょっと書面でほしいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 発言順位 4 番、森君。

〔1 番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1 番 森 正太郎君） 発言順位 4 番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、一般質問を通告に従いまして行ってまいります。

まず初めに、町長の次期町長選出馬表明を受けて、質問をいたします。

来る 9 月 22 日の任期満了に伴う三股町長選挙に、木佐貫辰生三股町長が出馬の意向を表明されたことが報道されております。日々、情勢が激動する中で、本町のこの行政のかじ取り役である町長の施政は、町民の大きな関心事であります。

そこで、これまでの 2 期 8 年の町長の任期を振り返りまして、どのようなまちづくりを目指してきたのか、その思いをどれだけ形にすることができたのか、お尋ねをいたします。

続きは、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成 22 年 9 月に町長に就任して以来、今年で 2 期 8 年を迎えようとしているところでございます。この間、議会を初め町民の皆様の温かいご支援、ご理解によりまして、予定し計画した仕事、事業について、大方遂行でき、また、できつつあるのではないかと考えています。心から感謝を申し上げます。特に、職員各位には新規の仕事等でいろいろと苦勞をかけていますけれども、精神誠意取り組んでいただいております、感謝に堪えないところでございます。

私は、町長選に当たり、5 つのプロジェクトをテーマに掲げ、第 5 次三股町総合計画前期後期基本計画を踏まえ、住民の安全安心福祉の向上を目指し、住みよいまちづくりのため、各種施策に取り組んでまいったところでございます。

実施した施策の一部を、具体的に紹介をいたしますと、まちづくりの基本スタンスとしまして、「自立と協働で創る元気なまち三股」を掲げていることから、まずは、まちづくり基本条例を制

定いたしまして、協働のまちづくりを今後取り組む、各種施策の基本といたしました。そして、行政改革の一環としまして、昼窓旅費の見直し、事務事業の外部評価、集落座談会などを実施し、見える行政、伝わる行政に努めているところであります。

安全安心なまちづくりとしまして、防犯灯のLED化、行政無線のデジタル化、消防ポンプ自動車の更新、避難誘導灯の設置などに取り組みました。農商工の活性化としまして、プレミアム商品券の発行や住宅リフォーム事業の創設、企業立地、特産品の6次化、ふるさと納税の推進に努めるとともに、みまたモノづくりフェア、まちドラ、パノラママラソンなどのイベントを開催することで、交流人口の拡大とともに、地域経済の活性化に努めてまいったところでございます。

子育て、学校教育の充実としましては、民間保育園の改築支援や長田僻地保育所を廃止し民間保育園の分園化、子供の予防接種の拡充、子供医療費の拡充、放課後児童クラブ室の設置、教育指導主事や心理士の配置、タブレット、書画カメラ、校務支援システムの導入、スクールバスの運用開始などに取り組んでいます。

高齢者に優しいまちづくりとしまして、集落館のトイレの洋式化、くいまーる路線の見直し、高齢者の居場所づくりとして、サロンの創設支援を。障害者、障害をお持ちの方々については、ワンストップ相談窓口として、元気の杜に障害者基幹相談支援センターを設置し、その充実について引き続き取り組んでいるところでございます。

環境美化としましては、剪定くずの堆肥化、太陽光発電の設置補助、環境基本条例の制定、公共下水道の区域の見直し、加入促進を、また、アスリートタウンを推進するため、アグレッシブ基本構想を策定し、西部地区体育館の建設、パークゴルフ場の増設、武道体育館、勤労者体育館の耐震改修、旭ヶ丘運動公園の陸上競技場の全天候型への改修、テニスコートの増設等に取り組んでいるところでございます。

その他の事業としましては、塚原団地や駅周辺整備、眺霧台21戸の分譲、長田公営住宅の建設、ふれあい中央広場の整備、弓道場の建設、五本松住宅の建てかえ、コワーキングスペースとして利用できる情報交流センターあつまいの建設、町史の編纂、梶山城の用地取得などに取り組んだところでございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、完了した事業、現在進めている事業、これから進めなければならない事業等もあることから、引き続き、気を引き締めてそれぞれの事業を前に進められるように、鋭意努力したいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 短い時間でざっと振り返っていただきまして、さまざま施策を行っていただいて、やっぱり三股は住みやすいねと言われること、私もちょくちょく聞きます。町

長の施政もあるかと思えますし、議会からの要望だったり、住民の声に反映されている部分もあると思えます。その中で、町長がまだ不足部分があるとお考えのところがあれば、あわせて伺いたいと思えますけれども、何かございますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今後のまちづくりの方向性というようなところでしょうか。（「じゃあ、それで」と呼ぶ者あり）これまでも同様、5つのプロジェクト、つまりまちむら元気わいわいプロジェクト、産業いきいきプロジェクト、少子高齢化すくすくプロジェクト、スポーツ文化わくわくプロジェクト、エコクリーンさわやかプロジェクトの5つのプロジェクトを基本にしながら、自立と協働で創る元気なまち三股を創造していきたいと、今後も考えています。

特に、中心市街地の活性化策としまして、五本松団地跡地の再整備は、本町の将来にかかわるプロジェクトであることから、町民の期待に応える魅力あるプランを提示できるよう、鋭意取り組んでまいりたいと思えます。

また、子育て支援への取り組みとしましては、魅力化の1つである、小中学校の教育の情報化、それとまた、小学生の学力の向上にも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。先ほど、学徒のお話等もございましたけれども、やはり小学6年生、中学校の学徒の成績を上げるためには、小学校の三、四年生のところを重点的に引き上げていくというのも1つの策かなというふうに考えています。

本町は、自然が豊かで生活の利便性の高い町でありますけれども、人口減少、少子高齢化、必ずやってくることから、地方創生として取り組むべき課題は多々あるというふうに思います。しかし、これらのいろんな課題に果敢に挑戦、チャレンジしまして、町民の皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるよう、安全安心、快適で、多世代が交流する活力あるふるさと三股をつくっていくために、さらに頑張りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。この町長のまちづくりの方向性というのは、一般質問の全てにかかってくるところだと思いますけれども、例えば、高齢化社会をこれから見据えて、今ある状況はやっぱり住みやすくしていくということももちろん大事だと思うんですけれども、今後やってくる、三股町も少子化の波、この少子高齢化の影響は避けられないだろうと言われております。

例えば、やっぱり暮らしやすさとか、暮らしが大変な人たちというところは、やっぱり状況が変わらない部分も、むしろ悪化していったりする部分もあります。身近なところで言えば、例え

ば、介護保険料が引き上げになって、都城市よりも高くなってしまったということもあります。

また、これから消費税が10%に引き上げられるのではないかと、この日本全国を覆うような、こういう不安もあります。町として、そういう不安に対して、何か取り組んでいくというようなお気持ちがありますか。これお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 少子高齢化は避けられないということで、少子化に対応する施策、または高齢化に対応する施策もそれぞれ取り組んでいくわけなんですけれども、今言われる、この介護保険が、県内で3番目というの大きな1つの三股町の解決すべき課題かなというふうに考えておまして、今、担当課のほうとも先進地を勉強しながら、本町でできること、そういうところまず地道にやっっていこうじゃないかと、そういうふうな研究をしようということで考えています。

それとまた、やはりこの住んでよかった住みやすい町というところは、やはり多くの、かゆいところに手が届くといえますか、今、介護保険にかかってないけれども、しかしやはり、もう高齢化して、なかなかごみ出しもできない、いろんなことが自分ではできない、そういった人たちにどうやって手を差し伸べていくのか、そういうふうなところの生活支援サービス、また、免許の返納等もございますし、そういうところの足の確保、そういう福祉に、生活弱者といえますか、そういうところへも十分配慮するような取り組みといえますか、そういうものもやっていきたいなというふう考えています。

先ほど言いましたように、少子化に対しては、できるだけ三股町は、若い人が今のところ多いわけなんですけれども、そういう魅力がある町、子育ての充実のさらに進めていく必要もあるのかなというふうに考えています。

そしてまた、先ほど言いましたけれども、やはり子育ての魅力の一つは、やはり学力の向上もあるかと思えます。そういうふうに学校教育を進めて、本町の魅力の1つにしたいなというふうに思えます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 先ほども申し上げましたけれども、この町長のまちづくりの意気込みというのは、この後の一般質問全部かかってまいりますので、その中で個別にお尋ねしていきたいと思えます。

2つ目の質問、子育てにやさしいまちづくりについて、これまさに、町長が掲げるこのまちづくりの、本当に根幹をなす課題ではないかなと思えますので、しっかりと聞いてまいりたいと思えます。

まず最初に、小中学校のトイレの洋式化の現状とニーズと今後の展望ということでお尋ねして

おります。

本町には6つの小学校と中学校があり、これらの学校は、子供たちの学習の場であると同時に、1日の大部分の時間を過ごす生活の場でもあります。生活環境の改善というのは、行政の大切な任務の一つではないかと思えます。

小中学校のトイレの洋式化の現状とニーズです。これどういうふうに求められているのか、また、今後どのようにしていくのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 小中学校トイレの洋式化の現状とニーズについてお答えいたします。

まず、小学校における洋式化は30%で、内訳は和式が112、洋式が49となっております。洋式の割合が一番低いのは三股小学校で、21%となっており、洋式の数は10カ所です。最も割合が高いのは勝岡小学校で45%となっており、洋式の箇所は13カ所でございます。

ニーズにつきましては、各家庭が今、ほとんど洋式ということで、小学校の低学年において、和式は利用しにくいとの声があり、特に新1年生においては、和式を利用できないという児童もいると聞いております。しかし、時間とともに徐々に慣れてきているというのが現状でございます。

今後につきましては、あと17カ所程度を洋式化したいと考えており、年次的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この17カ所というのは、どういう根拠というか、目標があって、具体的な目標があって17カ所なんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 学校にいろんな棟が、三股小では、北校舎、南とあるんですが、その棟の各階層、各階に1カ所最低付けたいと、どこかへ教室から出ていけば、その帰りのフロアに有るというような状態をつくるためには、あと17カ所設置すれば、そういう状況が保てるということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ニーズをお尋ねしたのは、やっぱり和式は和式で必要だという声もあって、当然、洋式のほうが今、ほとんどのご家庭が洋式トイレになっていますので、和式だとちょっと使えないという子供に対応するためには、洋式は全て見る必要があると思うんですけども、和式は和式で、例えばお尻を直接つけるのに抵抗がある子供がいるから、和式をなくすわけにいかないという話も聞きますので、そういう意味でちょっとニーズというか、学校から全部

洋式にしてほしいとか、今のままで十分だとか、半々ぐらいにしてくれとか、そういうニーズがあったらなというふうに、ちょっとお尋ねしたくてここに書いたんですけども、また今後、実際に使う人たち、現場の声がどうなのかというのを、しっかりちょっと把握した上で進めていただければと思います。

全ての建物に洋式が必要というのは、やはりそのとおりだと思います。建物だけじゃなくて、ワンフロアに1つとか、そういうところを目標にしていけば、洋式に座りたいから3階から1階まで下りていくとか、そういうこともなくなるのかなと思います。

ちなみに、中学校の体育館のトイレ何ですけども、あそこは例えば学校の生徒さんだけではなくて、学校の行事とか、体育館の使用の方が結構多いですので、早目に洋式化してほしいという要望があったんですけども、この中学校の体育館のトイレはどうなっていますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 校舎については、建てかえたときに大分洋式化したのですが、体育館については建てかえていませんので、まだ対応されてないんじゃないかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 対応されてないから対応してくれという話なんですけど、優先順位というか、その17カ所の中に入っているのかどうかはわかりますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申した17カ所は校舎のほうですので、体育館の数は入っていません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そういうところもちょっと細かく見ていただければと思います。

続きまして、小中学校のトイレのバリアフリー化の現状を問うということで出しております。小中学校のトイレのバリアフリー化、どんな子供でも使えるようなトイレはどれぐらい整備されているのか、今後、どのようにしていくのか、これもお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 小中学校のトイレのバリアフリー化について、現状をお答えします。あとバリアフリー化されているのは、あの三股西小学校と三股中学校の2校でございます。ほかの小学校におきましては、対象となる児童がいた場合に必要な改修工事をその都度、行っている状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 対象となるときに、児童が来たときにということだったんですけど

れども、その財源というのは、常に毎年度あるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 大規模改修でないと、補助対象とか交付金ありませんので、通常に対応をしているのは一般財源でやっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 中学校だったらそうぞうしやすいのかなと思うんですけども、小学校になるとやっぱり、単年度というか、すぐやらないといけないみたいな状況だと思うんですけども、その対応が可能なのかどうか、ちょっと端的に聞きたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今年度で申しますと、通常は予算化して来年度ということになるんですが、救急に必要ということでポータブルに、簡易的な洋式化とか、そういう今年度1件対応した事例はございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ポータブルなどで対応ということで、ちょっと財源のほうがやっぱり高額になると思いますので、計画的にやっぱり、順次あと5つ、1つの学校に1つあればいいという問題ではないと思いますけれども、やっぱりこの順次ちょっと対応していくように、今後、計画を立てていただきたいと思うんですけども、ちょっと検討していただくことはできませんか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 必要性を十分感じておりますので、計画的にやっていきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 必要性は感じてらっしゃるということですので、それちょっと期待して、今後見守っていきたいと思えます。

続きまして、小中学校のICT化の状況を問うということで、長田小をモデル校として、今、学校のICT化が進められております。現在の状況と今後どのように展開していくおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小中学校のICT化につきましては、平成29年度より複数年計画として、学校ICT教育環境整備事業に取り組んでおります。学校のICT化の現況についてですが、校務のICT化と学習のICT化という2つの念があります。まず、校務のICT化につきましては、平成21年度より教師1人に1台の校務用パソコンを配置しており、平成29年度

には、教師用タブレットパソコンに更新をしております。

次に、学習のICT化については、各小中学校にパソコン教室を設けて1クラス分の台数のパソコン配置を行って、事業単位ごとに交代でパソコン操作やキーボード操作といった学習を行ってきたところです。

また、平成29年度には、長田小学校に10台のタブレットパソコンを試験導入をして、パソコン教室のパソコンとして活用するとともに、普通教室での学習にも活用するための運用試験や研究を重ねてきました。さらに、教師用タブレットパソコンを教室に持ち込んで、大画面ディスプレイへ授業における資料提示を行うなど、校務面と学習面の2面活用も進んでおります。

今後の展望であります。平成30年度に学校ICT総合サポート保守体制を構築する計画です。構築する基盤や機器、体制としては、学校連携LAN経由の統合管理体制、遠隔操作によるサポートシステムなどです。

次に、学習面についてですが、今年度は22台の学習用タブレットパソコン試験機を導入をしまして、梶山小学校の4年生、5年生のクラスに一定期間配置する計画であります。この学習用タブレットパソコンは、平成32年度からの完全実施が予定されております。学習指導要領におけるアクティブラーニングの実践に欠かせないアイテムになるというふうに思われます。今後は、31年度より4カ年かけて取り組む予定の学校ICT教育環境整備事業の推進を図っていきます。

学習用タブレットパソコンの具体的な台数は未定ですが、文科省の掲げる、当面は4人に1台の配置であれば、約700台の学習用タブレットパソコンの配置が必要となってきます。今後は、運用設計を正確に行いまして、学習効果を上げるために必要な台数を導入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 昨年からICT化で、校務のICT化と学習のICT化とお尋ねしているところです。長田小でタブレット導入をして、授業でも使っているというところなんですけれども、例えば長田小の取り組みを、町に広げていくという予定は今、お尋ねしたところではないですね。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今年度、先ほど言いましたように、梶山小学校に20台程度、学習用タブレットパソコンを試験機として導入しまして、一応まだ、梶山と長田で、またその状況を見ていきたいというふうに思っているところです。

もちろん、先生方の教師用のタブレットを使った授業での使い方、これについては、いろいろな研究授業で、先生方に使い方について、あるいはタブレットを使った授業の展開の仕方、これ

も研究会でいろいろ広めてはいるところでは。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 例えば、梶山の4年生、5年生に配置するタブレットというのは、今、長田で使用しているような使い方で広げていくということですか。

今、29年度からICT化を進めてらっしゃると思うのですが、目に見える効果というのは、なかなか出てこないと思うのですが、やっぱりこれがその何かしらの期待があって、何かしらの効果を見込んで導入されていると思うんです。昨年の取り組みを見て、感じたことがあれば率直にお尋ねしたいと思うのですが、私は、例えば子供の成績がタブレットやったから伸びたということは、まあないと思うんです。

どちらかといえば、校務支援のICT化のほうは、やはり一定のその効果を上げることで、学校の先生がその校務に、今までアナログで行っていた校務をデジタル化してICT化することで、子供に使う時間が増えると、これはすごくいいことだと思うんです。それをぜひ、検証していただきたいなと思っているのですが、そういう観点からも、ぜひ見ていただきたいんですが、今、ちょっと29年度をやってみて、何か感想があれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） まず、校務支援ソフトにつきましては、先生方のパソコンにつきましては、先ほど言いましたように平成21年度で廃止し、運用は22年度から実施されております。

その中で、校務支援ソフトも入りまして、通知表だとか指導用録とか高校の入試関係の調査書とか、そういったことが全てICT化されまして、先生方の声としては非常に、ミスなく、スムーズに行われるようになったという声はたくさん聞いております。

もちろん、三股から今度は、三股以外の学校へ行かれた先生方、例えば都城に行かれた先生方が、三股町は良かったという声とか、そういった声もたくさん聞いております。校務支援ソフトにつきましては、かなり長くやっておりますので、そのよさは先生方はつくづく感じております。

最初は手書きがいいとか、たくさんいう声もあったんですが、今はそういった声は全く聞かれません。よさをいっぱい感じ取っていらっしゃいます。そして、それが今、タブレットにそれが全部、リースですからリースの交換時期にパソコンではなくて、それがタブレットで変わりましたので、校務支援のパソコンがタブレットでやっているということと、そのタブレットを授業に使えるということで、今後は学習支援にもそういう、生かされているということで先生方の校務支援のためのパソコンが授業にも持っていく、今までは授業に使いませんでしたので、書画カメラ等は使っていましたけれども、タブレットを使った授業が展開しておりますと、そういった意味で、先生方の使い方といいますか、タブレットになった関係で、幅広く校務支援と授業と

いう効果が出ておるといえると思います。

生徒に関しましては、まだ29年度の長田小学校の子供たちだけです。それが、成績にとかいうことを期待はしておるところですけれども、母体が少ないですので、すぐどうだっという結果はわかりません。今回の学力テストの結果が9月にわかりますけれども、それに反映できれば、楽しみは逃がしているところなんですけれども、子供たちのいろんな声から、授業が楽しい、よくわかる、そういった声は聴いております。楽しくなった、わかったって引きつけられるといった声です。

それを使って、今度はアクティブラーニングという形にもっていかななくてはいけないんですけども、それで対話的な学び、それを使って友達と対話的な話し合う、それをそのアイテムにも使っていけばいいんですけど、そこらあたりの授業の展開につきましては、教師のこれからの技術、レベルアップをしていかななくてはいけないなというふうに思っています。

そういう意味では、梶山小は若干人数が多いですので、そこら辺でまた検証していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） アクティブラーニングの話なんですけれども、主体的な学びで、双方向の学びということで、平成32年度から開始ということは、小学校によっては、タブレットを持っていない小学校もあるわけです、その時点で。ということは、タブレットが必須ではないということでもいいですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） おっしゃるとおりです。タブレットは必修なものではありません。タブレットがなくてもそれが主体的で、対話的で深い学びというのは、やっていくことが大事だというふうなことです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） はい、わかりました。今、お話を伺っていると、やはり町の進め方というのは、やはり探り探りの部分だと思います。慎重な姿勢ということで私は受けとめているんですけども、合っていますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） おっしゃるとおりです。1回タブレットをやって、それがぼんとできるものではありません。ことしはいわゆる管理体制のところをしっかりとやって、実際に入って遠隔操作、何かトラブルがあったら遠隔操作で修復するよとか、すぐフォローができるよとか、そういったことを今年1年かけて、整備の部分、LANとか、整備の部分、保守だとかいろん

なものをしっかり固めて、来年度から学校に広げていくと、今、その基礎固めを、今年は土台の基礎固めをしているというふうに捉えていただけるとありがたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。ICT化を急速に進めるということで、一気にやっって成功したというところあったし、我々、文教厚生委員会で見に行っって、視察してきたんですけども、そこはやっぱり、ただお金をかけてICT化の機材を買っってというだけじゃなくて、そのいろんなどころを含めて、非常に人間にもお金をかけて固めていっってされているんです。

だから、成功したところというのは、並行しているんです。ノート、先生も黒板に板書をするし、書き取りもするしで、並行してタブレットを使っった授業とアクティブラーニングの実践というのは行っっているんです。そういう余裕がなくて、とにかく機械だけ買っって出すということになると、やはり一番心配でもないんですけど、ぱっって手軽に心配されるのが、ノートや教科書がそのタブレットと機械に置き換わるんじゃないか、学校の先生と対面している授業が、画面の中に置き換わるんじゃないかという、やはり危惧が一般的に広がっているのかなと思うんです。

ですから、やっぱりそういうところを、書くところは書くと、先生も板書するところは板書するし、対話するところは対話するというのは、しっかってやるにはやはり機械を入れるだけではなくて、それ以外にもお金をかけなければいけないところがたくさんあると思います。そういう意味では、やはり一気に機械だけ揃えて、あとは頑張ろうねというのではなくて、やはり今、教育長がおっしゃったように、慎重にやっっていくというのは非常に大事ではないかと思っますので、これからもそういう方向でやっっていただけたらなと思っます。

続きまして、関連するんですけども、ノーメディアデー運動というのが今あります。この意義と本町での取っ組みを伺ったいと思っます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 近年、携帯電話とかスマートフォンを初め、インターネットなど情報化が進んでおりまして、これは学校現場においても同様であります。しかし、その一方で、メディア接触の低年齢化、長時間化が問題となっております。人間関係の希薄化や子供たちの生活体験、自然体験の不足などを引き起ししかねないといった問題を含んでいるというふうにご考へております。

このようなことから、ノーメディアデーを取り入れることにより、家庭や家族で長時間のテレビ視聴やゲームとの使用時間を親子で考へ、適切なメディアとのかかわり方を学ぶ機会にしたり、家族とのふれあいの時間を増やしたり、読書をしたりすることで、豊かな心を育む時間とすることができ、本取っ組みには意義があるものご考へております。

そこで、本町におきましては、学校保健会を中心に平成28年度から、小学校ではアウトメデ

ィア、中学校におきましてはノーメディアと題して、年2回、6月と11月でしたが、各1週間取り組んでおります。この取り組みは子供たちだけで取り組むのではなく、家族全体で取り組むことに意義があります。

子供たちはノーメディアであることで、家族同士で話げできた、時間を有効に使うことができたといった感想があり、同様に保護者からもテレビやスマホがないことで、子供たちと楽しむことを見つけられたといった感想を得られております。

今後も、本取り組みを小中連携して継続しながら、学校、家庭、地域へと広げていくことが必要であるというふうを考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、必要であるというふうを考えているということで、答弁いただきました。

ちょっと家庭のあれで申しわけないんですけども、例えば学校のICT化とこのノーメディアデーとの関連というので、今日はノーメディアだから学校でパソコンはだめよということはするんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 授業、これは家庭で取り組むということですね、家庭ではこれやりましょう。授業は授業として、授業の狙いを達成するために必要なメディアは使っていきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 何でノーメディアかというところで、さまざまな観点からこれあるんです。コミュニケーションの時間の配分というのを、メディアから人に移すというのが、今、教育長がおっしゃられた1つの意義だと思んですけども、保健部会、養護教諭部会ですか、学校の先生、養護教諭の先生からは、メディアからの光だとか、電磁波だとかを気にされている先生もいらっしゃるということを聞いております。

私が危惧するのは、メディアよりもインターネットへの接続、子供がインターネットによる害というのが、やはり防ぎきれないものじゃないかというので、こういうメディアから1回、メディアを考える日というのは、もっともっと広げていくべきではないのかなと考えています。

機械の使い方ということでなくて、やはりインターネットと接続する、SNSを介した犯罪とか被害というのがやっぱり増えています。大人でも、使い方しだいによっては犯罪に巻き込まれたり、個人情報流出したりという被害を受けているわけです。これが、大人でも使い方がちゃんとできていない、このインターネット、SNSというのと、子供が接触して、大人が守り切れるんか、私はまだそういう社会の成熟度に達してないというふうを考えていますので、ノーメデ

メディアデーと言っても、テレビとインターネット、テレビとスマートフォンと、またゲーム機というのとはまた、全然性質が違う、子供がこうむる被害の性質が違うということも、しっかりとまた検討していただければなというふうに思います。

本町でも、6月、12月に1週間ずつやっているということですので、またこれ意義を広げていって、どんどん取り組んでいただけたらと思います。三股の小学校の1つです。校長先生お一人から、このノーメディアデーのお話を聞きまして、やっぱり学校、生徒さんが多い学校だと、存続も心配だと。自分のところの子供さんには、やっぱり高校に入るまではスマートフォン、携帯電話、与えてなかったんですというふうにおっしゃっていました。

やっぱり、学校の先生の中でも、子育てされている方によっては、スマートフォンとかモバイル、メディアを使って、やっぱりコストパフォーマンスがすごくいいですね。ゲームを与えたり、スマホを与えたりするというのは、子供が1日3時間スマホを使ったら、その3時間は親がみなくていい、この3時間というのを、3時間を3時間って考えたら、これ時給にしたらすごい、いい金額やったなと思うんです。

でも、その時間をやはり、親は使うべきだ。使える社会にしていかなければいけないというふうに考えています。決して、できないことではなと思いますので、これからも広げていきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、学校環境衛生基準の改正を受けて、小中学校の教室の温度の計測を行わないかという質問を出しております。

今年の4月から、学校環境衛生基準の一部改正が行われ、教室の温度について、従来は10度以上か30度以下、この間の温度が望ましいとされていた基準が、17度以上28度以下が望ましいという見直しが行われました。文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルというのが出ています。これを見ますと、温度は健康的で快適な学習環境を維持するための指標のうちで最もなじみのあるものである、そうですね。

学校における温度に関して、これまでは、児童生徒等に負担をかけない、最も学習に望ましい条件は18度からやはり28度程度であるということが、基準の外で示されてきたということが書かれております。

これを踏まえて、健康を保護し、快適に学習する上で維持されることが望ましい温度の基準を、17度以上28度以下であることが望ましいとされております。この基準は、昭和39年度に指定されてからのそれ以来の改正ということを知っております。やはり、今この現代社会を生きる子供たちの能力を發揮させるためには、最新の基準に対応する必要があるというふうに考えると、三股町は学校ごとに児童生徒数の立地環境も、この町場の学校もあれば山間の学校もあります。それぞれ異なります。温度やその他の環境について、やはり大きくバラつきがあるという

ふうに、学校の先生からも聞いております。

最新の学校環境を把握して、その上で、最適な環境を子供たちに提供するという事は、先ほどこから出ています学力向上という観点からも大事な事じゃないかなと思います。

何度も出していますけれども、以前、文教厚生委員会で視察研修に行きました。熊本県の山江村、ここはICT教育の最先進地ということで見に行くと、学力が非常に全国平均を上回っているということで、見に行きました。やはりその学校、タブレットも使っているんですけども、各クラスに2つずつエアコンがあると、窓も大きい窓が高い天井で、すごく快適な学習の環境ができていますというふうには感じました。

学校環境の最適化を図るという意味で、小中学校の温度の計測というのを、個別に行う考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 議員のおっしゃるとおり、今年4月1日から施行されております学校環境衛生基準が公布されました。基準につきましては、今まで10℃以上30℃以下とされていたものが、17℃以上から28℃以下が望ましい温度というふうには基準がされたところであります。

これまで、本町では学校保健安全法及び平成22年に改定されました学校環境衛生管理マニュアルに則り、学校薬剤師による指導助言により、学校環境衛生の維持及び管理を行っております。

また、各学校においては学校保健計画を策定し、年間をとおして児童生徒の心身の健康を守り、安全安心を確保するために学校全体として取り組んでいるところでございます。その中で、温度につきましては、これまでの規定で年2回計測することとされており、6月下旬から7月にかけて1回、それから1月下旬から2月上旬に2回目実施しておりますが、日常的には保健室での計測のみでございます。

子供たちの学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理が重要であると考えております。本基準の一部改正に伴い、先に述べました学校環境衛生管理マニュアルも改定されることとなっていることから、国及び県の動向を注視しまして、今後検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 夏の暑い時期もあれば、やっぱり涼しい時期もあって、冬もやっぱり寒い時期とそうじゃない日というのがあります。今、教育長がおっしゃった年2回の計測で十分と考えていらっしゃるか、やはりやったほうが良いと考えていらっしゃるか、どちらですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 年間通して、その時期が一番寒い、この時期が一番暑いというのは、

もう今ございませんよね、時期によって必ず違いますので、年間回数を増やして、年間の気温を測定することが大事だなというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

ちょっと言いましたけれども、学校の生徒さんが多い教室と余裕のある教室だと、やはり体感温度も違うというふうに聞いております。学校の先生に話聞いても、やっぱりちょっと扇風機だけじゃねということも、クーラー入れてくれというふうに私は聞いていないんですけれども、扇風機だけじゃねというふうな声も聞いております。まず、その足がかりとして、今この教室の温度、湿度どうなっているのかというところは、ぜひちょっと、計測していただきたいと思います。

次の質問にまいります。学校給食についてです。本町では、7つの小中学校で給食センターによる給食が行われております。三股の給食というのは、いずれの小中学校も給食センターから比較的近くて、あったかいお昼ご飯が食べられるという評判でございます。献立によっては、その食缶が熱くて、熱くて食べられん、冷まさんと食べられんがねというふうな、それぐらいのほどということもあると。地元の食材を使用したり、食器とお盆に分かれていて、姿勢よく食べられるようになっているというふうに、ほかの地域から三股の給食の評判というのは非常にいいというふうに聞いております。

例えば、地域によっては1つのプレートにデザートとおかずと一緒に乗っていて、どうしても犬食いになってしまうとか、姿勢が悪くなってしまうというような給食を出していたところもございます。こういう面では、三股の学校の給食というのは先進的であるというふうに、私は感じております。

一方で、1つの施設でいっぺんに調理する場合は、子供たちそれぞれの持つアレルギーに対応できるのかなという不安をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、本町のアレルギー対策、どうなっているのかお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 食物アレルギー対応を進めていく上で、学校給食センターと学校の連携というのは不可欠であります。毎年度、各小中学校におきましては、食物アレルギー用献立表の配付が必要な児童生徒を調査いたしまして、個別に配付をするとともに、町のホームページにも計算をしております。本町の食物アレルギー対応給食については、学校給食センターの施設設備等が整っていないことから、提供できておらず、弁当を持参している児童生徒がおります。牛乳につきましては、配付停止を行っているという現状でございます。

本町教育委員会では、平成28年2月に学校における危機管理の手引き、アレルギー疾患用を策定しまして、各小中学校へ通知したところです。各学校ではこの手引きに沿って、配慮の必要

な児童生徒の実態把握に努め、保護者と面談を行いながら、緊急時の対応について確認し、個別対応カードを作成しております。

また、医療機関や消防機関との連携を図りながら、全教職員が参加して、アナフィラキシー補助治療剤であるエピペンの使用方法についての実践的な校内研修を実施しております。今後も、全ての児童生徒が給食時間を安全にかつ楽しんで過ごせるよう、安全性を最優先し、関係各所との連携を密にしながら、組織的に対応してまいりたい所存であります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 済いません、ちょっとわからなかったんですけども、アレルギー対応給食の献立表というのを私見たんですけども、あれは出ているけれども、対応できない子供がいるから弁当を持ってきているということですか、その弁当を持ってきている子供というのは、いるというのはどういう対応なんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 弁当を持ってきている子供は、現在3人なんですけど、その子はずっと弁当です。アレルギー対応献立表につきましては、細かく、実に細かく、料理名が書いてあるだけじゃなくて、材料が全てずっと書いてあります、調味料につきましても。材料が全て載っております。そういう献立ですので、自分の子供さんがこれが入っているよということを保護者が見て、だったらこれ食べたらいけないよという子供に指導をして、学校ではその給食を外して食べているというのが実情です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。アレルギー対応の給食を出している献立かと思ったんですけどそうじゃないんですね。あれは普通の献立を細かく、材料を書いたというものですか。ああそうですか、わかりました。給食センターの施設はやっぱりラインが、給食をつくるとなると個別のラインが、多分必要になると思うんです。学校給食センター、そういう対応するためにもということで、給食センターの改修の予定はあるかということ、次に出していますけれども、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校給食センターの改修更新の予定についてお答えいたします。

現在の給食センターは平成3年に建設したもので、比較的新しい施設ではありますが、既に26年が経過し、雨漏りなど修繕箇所も増えてきております。改修の時期を迎えているというふうに思っております。

平成29年3月に策定しました個別施設計画におきましては、2021年に大規模改修、2051年に建てかえ方針となっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 2021年の大規模改修の中で、そういうアレルギー対応ラインをつくれなにかという検討はされていますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 現段階では、そういった細かな内容についての検討はまだできておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） せっかくですから、そういう観点からも内容を煮詰めていただきたいなと思います。

続きまして、全国で広がる学校給食費無料化の動きについて、町でどのように捉えているかお尋ねいたします。

給食費を無料化する自治体が広がっているということで、昨年の調査によると、平成28年度で給食費を全額補助して無償化している自治体というのが、全国で63市町村ありました。平成28年度では63市町村ありました。平成29年度では20自治体がふえて、83市町村に広がっているということです。子育てしやすい環境をつくるというのを目指したことに加えて、その自治体では、給食は教育の一環として、食育という観点から、これは教育だったら行政が措置すべきだろうという観点から、無償化する自治体が増えているということです。

給食もやっぱり教育ということですから、健康上の、義務教育の立場からも教育給食を無償で行うべきではないかという考え方です。子育てしやすい町の看板を三股町は掲げておりますけれども、この流れについて、どのように捉えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 人口減少が加速する中、少子化対策の一環としまして、学校給食の無料化に取り組む自治体が少しずつ増えてきております。今、言われるように、私の調べでは、平成28年度は全国で58でした。九州で10市町村が取り組んでおり、県内では諸塚村が取り組んでいます。

本町は、子育てに優しい町として、精神的なさまざまな施策に取り組んできておりまして、今年10月からは中学生までの入院費無料化と小学生の通院費助成を始めます。この事業だけでも、毎年数千万円の費用が必要であり、財源の確保に苦労しているところでございます。給食の無料化、全額無料化に取り組むとなりますと、新たに年間1億3,000万円程度の財源が必要となります。子供の数が、現在も増えている本町においては、この財源の確保というところが、現在のところ大変難しいのではないかというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 給食費のこの無料化で、やはり一番ネックになるのが財源ということです。全国でやはりふるさと納税などを財源にして無料化しているところもあるということですけれども、例えば、財源を抜きにしても給食費を無料化することについて、どのように捉えていらっしゃるか、あればお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いつも給食費、給食センターの総会等でもお話しているんですけども、まず、原材料は保護者負担ですよと。それと運営については町が負担します。そしてまた、米穀、御飯のほうですね、米のほうの原材料費は町のほうで負担しますということで、今のところ、保護者の方、PTAの方々のご理解を得ているところでございます。今後、この保育料無料化、3、5歳ですけれども、そちらのほう消費税のアップとともに、この財源として充てられるということであれば、そのあたりのところとか、今後の将来的な本町での保育料の負担額がどれだけ減っていくのか、そういうところも視野に入れながら、学校給食無料化、あるいはまた一部助成、そういうようなことを今後の検討課題かなというふうには思っていますけれども、現在のところはこの財源の確保が難しいのではないかというふうには思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。また、今後もちよっとお尋ねしたいと考えています。よろしくお願いいたします。

続きまして、子供の貧困の実態調査の実施について、検討の状況と今後の日程を問うということで、12月の議会で、子供の貧困の実態調査のニーズ調査を検討しているということで、答弁をいただいておりますけれども、その後の検討状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 子供の貧困の実態調査の検討状況と今後の日程についてお答えいたします。

実態調査は、地域子供の未来応援交付金を活用し実施するため、現在交付金の申請を行い、交付決定をされたところです。交付決定により、子供の貧困対策等を総合的に推進する子供の未来応援開議の開催や、アンケート調査に関する準備を行っているところでございます。

今後の日程としましては、子供の未来応援会議において、調査内容や対象者の検討を行い、9月に認定こども園、保育園の保護者、小中学生と保護者、保育士、教職員、民生委員、児童委員等を対象とした調査を実施する予定としております。その後、アンケート調査の集計、分析を行い、子供の未来応援会議へ調査結果を報告し、課題や必要な支援策を協議する予定としています。

また、平成31年3月までに子供の未来応援計画書、仮の名前なんですけれども、計画書を策

定することとしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 調査の実施の主体はどこになるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 三股町の福祉課が主体となって、実施する予定です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 都城市が昨年行いまして、あそこは子供の貧困対策専門部会を設置して、そこで検討を行っているというふうに伺っております。そのような個別の会議、部会は作成はされないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 三股町も、先ほど述べました子供の未来応援会議で、調査内容や対象者の検討を行います。

また、これとは別に計画書を策定するに当たり、庁舎内の担当者、関係機関等の部署で部会を開く予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 12月の議会で、その会議をつくる際には、役場だけではなくて、当事者とか、その現場の方も入っていただいて、専門家の方も入っていただいて会議をしてほしいというふうな質問を行ったんですけれども、その子供の未来応援会議のメンバーというか、構成はどういうふうになりますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 子供の未来応援会議の構成メンバーは、保育会の代表、幼稚園の代表、大学の教授や自治公民館の連絡協議会、母子寡婦福祉会、民生委員、児童委員、社会教育委員やPTAの代表、子供会の代表、あとこども食堂やフードバンクにかかわっている方の代表と、あと母子保健や教育委員会等の代表者の方を考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） それぞれ、さまざまな分野でしっかりと話し合っていたきたいと。地域の方も入っていらっしゃるの、地域の目と地域の声とかも、十分、取り入れていただけたらなと思います。

教育課との連携というのはどうなっていますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 実態調査におきましては、アンケートを小中学生や保護者に依頼する関係で、教育委員会の協力がなくては実態調査できませんので、教育委員会とも連携していきたいと思います。

また、子供の未来応援会議、あと計画を策定する子供の貧困対策の専門部会等にも教育委員会のように協力を得ながら実施する予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ぜひ、実態をつかんで、支援につなげていただきたいと思います。

ちょっと、ショックな話があって、私の知っている方なんですけれども、恋人がいて、恋人のお父さんが生活保護をもらっているというので、自分の親から別れなさいと言われてたらしいんです。それ何で別れなさいって言われたかっていうと、子供ができたときに、生活保護もらっているお父さんの面倒をどうやってみるんだってというふうに言われて、結局もめたんですけれども、親と喧嘩しながらも別れたという話を、つい先日聞きました。

生まれた環境で、端的に言えば、その別れたほうはいいんですけれども、生活保護もらっている親がいる子供というのは、じゃあ、もう一生結婚してはいかんのかと、一生子供をつくっちゃいかんのかという話になってくると思うんです。私は、そういう社会にしては絶対にいけないというところで、ここでしっかりどういうふうな実態があるのかというのを、しっかりと見ていきたいというふうに思っておりますので、これからも連携して、ぜひ取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、まちドラについてお尋ねしてまいりたいと思います。

今年まちドラ2018行われましたけれども、この参加者の数と、県内外年齢別の内訳を問うということでお尋ねをしております。よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まずは、昨年のカクドラ、そして今年度のヨムドラに参加ご協力いただき、まことにありがとうございます。心より感謝申し上げます。大変、おもしろいストーリーで、議員の新たな才能を拝見させていただきました。

それでは、5月に行われました第7回まちドラ！2018に関しまして、お答えいたします。

今年は5月25日金曜日の夕方に、オープニングセレモニーでスタートしまして、3日間の日程で、さまざまなプログラムを行いました。

参加者の内訳としまして、まず、ヨムドラの出演者として公募した町民が26名です。25日夜に文化会館で行われましたカクドラに8名、そして26日と27日に町内4会場で上演されま

したヨムドラ、ミルドラへの入場者数が、延べで1,303名となりました。年齢別としましては、アンケートの分析をしたところ、20代から40代が60%でございます。10代やそれ以下の方々、そして50以上の方々も多くご来場いただきましたので、幅広い年齢層の方々楽しんでいただけたのではないかと思います。

また、来場者に半数以上が三股町内や、都城市近郊を主とする県内からのお客様でした。県外からは鹿児島や熊本、福岡などからおみえになる方もいらっしゃいましたが、九州内にとどまらず、鳥取、三重、東京など、遠方から来て下さった方もおられました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今回、このまちドラを取り上げるということで、大きな魅力がやっぱり一つあるなというふうに感じております。町内外の参加者同士の活発で濃密な交流というのが非常に行われております。反省会に出られた執行部の皆様もいらっしゃいますので、よくわかっていらっしゃると思うんですけども、地域の魅力とは何かと考えたときに、私、これ前々から申し上げているんですけども、有名なランドマークとかその景勝地といった観光資源の魅力とか、子育てがしやすいという行政の魅力とは別に、そこに住む人々の魅力というのが、地域に本当に1人の人を強く結びつける、またここに帰ってきたいなと思わせるのではないかなと考えております。

私も反省会に同席させていただいて、今、最初課長のほうから面はゆい情報が延べていただいたんですけども、私も、台本書かせていただきましたので、演じていただいた劇団の方とも交流をいたしました。その中で、三股に来れるのが楽しみだと、毎年。まちドラは自分が演劇を続けていく原動力になっていると、ここまでおっしゃる方もいらっしゃいます。これは、やはりこの三股町に住む町民として非常に感動的な言葉だなと考えております。

特徴的だなと思ったのは、役場の職員とその県外からの参加者という方が、非常に個人レベルでつながっていらっしゃる。今の教育長、現在の教育課長と、お世話になってますというご挨拶もあるんですけども、前の教育課長とか、前の前の教育課長とか、そういう人の名前が反省会の中で出てくるというのは、やはりいかにそういう人と人と、課長さんがきてるじゃなくて、鍋倉さんが来てるとか、前の課長さんでしたら渡具知さんが来ていると。そういうふうな個人レベルに非常に顔が見える交流ができていないかなと思います。

イベントの魅力だけでなく、それ以上にこの町の、町の人々の魅力というのが参加者を三股に引きつけるなど、感じております。ヨムドラというのは、半分はやはり町内の町民の方々が、いわゆる素人の方々が朗読をするわけです。何々さんがどどんうまくなっているよねというのを、県外から来た方がそれを見て、毎年のように町民の方が読んでらっしゃるところを見ており

ます。まさに、この地域にしかない魅力というのを、まちドラが毎年のように発信し続けているということで、町民の方にぜひ、このイベントの魅力を広く知っていただきたいというふうに思っておりますけれども、町長、教育長、この感想をぜひ、お尋ねしたいと思っておりますけれども、その際、課題ももしお感じになっていけば、お尋ねしたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まちドラについて、大変お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

まちドラは、本町独自の企画、取り組みということで、関係者の方々のご努力、ご尽力、ご支援に感謝と敬意を表したいなというふうに思っています。7回目を迎えて、定着した感がありまして、より多くの町民に楽しんでほしい、あるいは足を運んでほしいというふうな企画だと思っております。

ただ、現行の会場のスペースの関係、制約がありまして、観客数が限られていますけれども、今後、工夫を重ね、もっと多くの人に楽しんでいただける取り組みが必要かなというふうに考えています。

そういうことから、またまちドラを柱にしなが、また音楽とかほかのジャンルなんかも入れたところの、このイベントというのに発展するののも一つの考え方かなというふうに思います。いづれにしても、本町の5月の風物詩というふうに定着しておりますので、より発展していけるように、このまちドラを盛り上げていきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 感想といたしましては、九州内外から参加してくださる劇団関係者の輪が年々広がっており、年に1度、本町は劇団員の聖地になっている光景はとても素晴らしいなというふうに感じました。特に、町民チームに参加しましたメンバーが、全国で活躍している劇団員の方々と親しく交流ができる事業は、ほかにはない、大変意義ある事業であるというふうに思っております。また、今年三股町とともに、まちドラの主催者である、劇団こふく劇場さんが5月に県の地域づくり顕彰の大賞を受賞されたということもあり、演劇業界だけにとどまらず、各方面から注目されました。

その結果として、26日の土曜日はあいにくの天候だった。雨交じりでしたけれども、にもかかわらず、昨年よりも参加者数が増加したということで、主催者側としても大変喜ばしいことだというふうに思っております。

さらに、今回は協力団体のえきにぎが毎年行っている町カフェの場所を、従来の中央公民館近辺から五本松児童公園に移すとともに、駅劇場から中公劇場のみちなか途中ですけれども、みちばたステージを設けて、来てくださったお客様にさまざまな余興を楽しんでいただくという、新

しい試みをいたしました。こちらは大変、公表いただいたところであります。

今後の課題についてですが、先ほど町長も言われましたけれども、ヨムドラにつきましては、この会場の広さなどから、現状の6作品、3ステージずつが限界かなというふうには思っているところですが、ミルドラや町カフェにつきましては、まだまだ多くの方々に楽しんでいただけたらと思いますので、また今後、PRに力を入れていきたいというふうには思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。スペースの制約があるということで伺ったんですけれども、ディレクターの永山さんは、やはりいろんな形で人が増えれば増えるだけ、やはり工夫して舞台つくりますんで、そういうところでまた、協力していただければなと思います。

私が感じた課題というのは、歩きながら、例えば参加者じゃない人とすれちがったときに、きょう何やっているんですかというふうに声をかけられたり、参加した方と話をお伺いすると、初めて今年知ったというふうに、何とかさんに聞いて、きょうは初めて来たんですというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。まだまだ周知が足りないというか、周知していくべきではないかなと思ったり、あとはせっかく町中を歩くわけですから、その歩いている道中の中で、賑やかしののぼりなんか立ってたら、もっと参加していない方も、通り過ぎの方なんか、何かやっているというふうに、顔を出してくれたりもするんじゃないかなと思いますので、周知と宣伝というふうに、またこれからもさらに周知、取り組んでいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にまいります。町営住宅についてです。東原住宅A棟に入居された住民の声を聞きたいと思えます。

4月から供用開始された東原住宅のA棟なんですけれども、我々議会議員も視察を行いました。先ほどの質問の中でもありましたけれども、非常に明るくて、きれいな住宅だと使いやすいんじゃないかなという印象を受けましたけれども、ほかの町営住宅から転居された方、特に簡易平屋建てから来られた方なんかは、2階、3階ありますから、住み心地が随分違うのではないかなというふうに感じていました。

そこで、東原住宅、今A棟にお住まいになっている方々の声が、役場のほうに届いていればお尋ねしたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 東原A棟に入居されている方のご意見ということですけど、A棟に入居されてから、まだ約2カ月がたとうとしているところではありますが、まだ住民の声を聞く機会というのがあまりないところが正直なところでもあります。その中でも、温かく暮らせる、

衛生的になったなどの好意的な意見もありますし、収納スペースが狭いという意見等もございます。何分、まだ1年を通しての感想ではありませんので、これからいろいろな意見が出てくるのではないかと考えています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この時期にA棟の声というのを聞いたのは何でかという、次の質問につけているんですけども、建設用でのB棟に今、入居されている方の声を反映させるべきではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） B棟の建設におきまして、既にこの前の議会で議決いただきましたように、契約を済ませているところであります。

ところで、その中で入居者の声というわけではありませんけれども、A棟の廊下部の収納のしきり等がなかったことについて、職員の間でも検討いたしまして、その部分につきましては4段の棚をつくって、入居者の利便性を考慮するようにしております。

また、この部分については、A棟のほうにおいても同じ仕切り棚を今年度つくっていくことを計画しております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） うまく、そういうふうに改善する点があると思うんです。私、行って、住民の方の声を聞きました。まず、廊下がきしむところがあると、これ3階の住人の方ですけども、扉入ってお風呂場前の廊下がこれ住んだ当所から、もう既にきしんでいるというふうに伺っております。

また、網戸がゆるんでいると、このサッシの具合で、季節的なものもあるのではないかなと思うんですけども、虫が入ってこないか不安だと。これから温かくなってくる季節で、不安を感じているところだそうです。幾つかの部屋の方、共通して感じてらっしゃる問題が、蛇口が高いと。台所の洗い場の蛇口が高くて、水しぶきが飛ぶというのは、これ蛇口もうちょっと低くならなかったのかということ、これは何戸かの方がおっしゃっているというふうに伺っております。

また、これちょっと危ないなと思ったのが、風圧の問題かなと思うんですけども、扉が閉まるのが早い。買い物で手がふさがっている状態で、これも高層の方だと思うんですけども、扉を慎重に閉めることができない状態で、扉がバンって閉まって、手を挟んで、爪がちょっと変色しているというか、内出血されてと、骨折はされていないらしいんですけども、この扉がもうちょっとゆっくり閉まり、あそこ多分、アジャスターが付いていると思うので、その調整次第ではないかなと思うんですけど、もしかしたら、その簡平から上に移って来られた方だとすると、上のほうは風が強くて、そういうふうな風が強くて早く閉まるんじゃないかというふうなことを

おっしゃっております。

こういう点は、構造上の問題ではないですから、これからでもB棟の建設に反映できるのではないかなと思うんですけども、これから私が今聞いた話というのはごく一部ですから、今後ちょっと1回聞き取りをしていただくなり、あそこは、皆さん入居されている方は班に入っていますから、支部長さんから話を聞くなり、そういう機会を設けたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） そうですね。まだ入居して、うちのほうも入居から、今度新しい建設のほうにということで、なかなか体制のほう聞き取りまでいっていないというのが現状でありますので、また、入居者の方の話を聞きながら、軽微なものについては、対応を検討して、またB棟の設計の建設の中で、対応できるものには対応していきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その話を聞く機会というのは、せっかく支部に入っていますから、系統を立ててできるんじゃないかなと思います。

あと、ちょっとこれお尋ねしたいんですけども、五本松から来られた方というのが多いと思うんですけど、1つ、周りの住民の方と話をする機会がなくなったという声を聞いております。

あそこ簡平の場合は、縁側で座って、通りかかる方と話をする機会がおそらくあったのではないかなと思うんです。新しい住宅になると、やっぱりそのアパートマンションになると、そういう交流が非常に薄くなっているのではないかなというふうに考えておりますけれども、このB棟のほうに、先ほど集会場をつくるという話がありましたが、小集会場の周辺でも何か気軽に腰かけて、話ができるようなスペースというのは、つくる予定になっていますか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） B棟のほうはあくまでも集会場でありまして、腰かけるスペース等は、特段いまのところなかったではないかと思われま。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 腰かけるスペースはおそらくないと思うんですけども、何ていうか、住民の周りの方の顔が見えなくて不安だというふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃいますので、何か手立てをとっていただくことができないかなと思って、今話をしたところです。あと、あそこは前々からやっぱり、道が周り狭いんですけども、これからまたB棟ができると交通量が増えるのではないかなというふうに予想されますけれども、児童館のところから出てきた交差点、あそこを通るときにミラーはついているけど、見通しが悪くて、子供があそこは非常

に多く通るから結構危険だというふうに、今、聞いております。今後、新しい住宅ができたときにも危険度は増すのではないかなと思うんですけども、周りのそういう環境、交通安全について、何か付随する対策というのは考えてらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 外部の側溝の改修というのは、ふたをかけたりというのは考えていますけど、近くの交差点のところまでは、現在のところ検討をしていない状況であります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 当然、その住宅をつくって、世帯がそこにばんと入ってくるわけですから、当然、交通量も増えると。交通の危険も増えるというふうに考えて、何か先取りして対策打ったほうがいいのではないかなと思います。私もあそこ近所ですから、よく車通るんですけども、やっぱり子供さんが時間帯によってはすごくあそこいっぱい通ります。子供が多いのはいいんですけども、喜ばしいことですけども、それだけに危険も増えているということを、ぜひ、ひとつお考えいただければなと思います。

次の質問にまいります。養護老人ホーム清流園について。

今、町のホームページで、三股町養護老人ホームの民間譲渡の公募が行われておりました。6月議会開会日の6月8日が公募の締め切りになっております。これで、そもそも議会で、私たち議員はこの譲渡について説明を受けておりますけれども、議会の中で、この話題というのは取り上げてないんじゃないかなというふうに思っております。

そもそも、三股町立の養護老人ホーム民間移譲にすることになった、この経緯について、現状お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 養護老人ホーム清流園の現状についてお答えいたします。

養護老人ホーム清流園は、昭和38年に開設され、昭和47年から社会福祉法人やまびこ会へ管理運営を業務委託し、その後、昭和54年4月に現在地に建設移転され、現在地での運営も39年を迎えております。

また、管理運営につきましては、平成18年9月からは指定管理者制度に基づく業務委託を行っており、この間、やまびこ会へ4回の指定管理者の指定を行い、平成31年3月に終了予定となっております。やまびこ会においては、町と協議しながら、施設のさまざまな改修を行い、運営を行ってきたところです。

しかしながら、老朽化に伴う耐震性の問題や、近年においては入所者減ともなる減収により経営が難しくなっています。5月31日現在の入所者は47名となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 現状の中で伺いたかったんですけども、それを何で民営化しないといけないのかということで、次のメリットとデメリットを問うというふうに質問出しております。議会に昨年12月に今、お尋ねしたような説明があったところですけども、その際に配付された資料の中には、指定管理を続けていくデメリットというのはありました。老朽化した施設を改修できないというふうに伺っておりますが、民営化した場合のデメリットというのは、その資料の中に、恐らく書いてなかったのではないかなと思います。

改めて、何で民営化しないといけないのか、その民営化したらどういうメリットがあるのか、またデメリットも同時に、民営化した場合、どういうデメリットが考えられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 民営化のメリットとしましては、民間の事業者は、老人福祉施設や医療機関などの複合的なグループ経営を行っているところが多く、介護、医療の連携によりサービスの多様化に対応できると考えております。

また、より専門的な技術と経営ノウハウを有する民間事業者に経営を委ねることにより、良質なサービスの安定供給が可能になると思われます。

デメリットとしましては、入所者や職員の処遇の低下、食材、燃料、日用品の町内購入の減少、介護保険制度の利用を他の法人に変更した場合に、社会福祉協議会の収入が減少することが考えられます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、さらっとおっしゃったんですけども、入所者の処遇の低下というのが、デメリットとして上げられているんですけども、そこをやはり最初に考えないといけないんじゃないかなと思います。

具体的にメリット、入所者の処遇が低下というのは、どういうことが考えられますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今現在、やまびこ会が行っている、入所者へのサービスとしまして、年間の行事や病院への送迎、看取り等があります。それらのことを募集要項の要件の中に入れてありまして、現在行っているサービスの継続を要件として入れているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） それは、その募集要項の中で続けてくださいねというふういうた

っているから、変わりませんよという説明です。今、課長がおっしゃったのは、デメリットの中で入所者の処遇の低下が考えられると、デメリットとして、それは何かというのをお尋ねしているんですけども、もう一度、お答えいただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 入所者が受ける可能性があるデメリットということですか。先ほど言った、年間今、行っている行事の継続が、こちらとしては要望していますけれども、それが一応努力義務ということになりますので、必ずしも実施されるかどうかという不安があるということと、あと、病院の送迎等も今しておりますので、そういったところも継続をこちらとしては要望をしていくつもりではあります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 考えられるデメリットと、デメリットというリスクですよ、考えられるそのリスクと、それを回避するために募集要項にこれは続けてくださいねという但し書きを書いているにもかかわらず、それが履行されるかどうか不安だというふうに、今、ご答弁がありました。非常に、やっぱりそういう点で、最後に書いてますけれども、養護老人ホームは私、三股町になくてはならないものだと。議員さんも皆さん考えてらっしゃると思います。住民の方も考えてらっしゃると思います。

民間譲渡を行った上で、老人ホームの存続、担保されているのかというところはどうか。募集要項には書いてるけれども、果たしてそれはちゃんと履行してもらえるかはわからないということだと、この存続、どこに担保されているのかなと思うんですけど、ご答弁お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 一応、努力義務としています。養護老人ホームは、一応県の指定になっているために、県の実地指導もありますが、町職員はそれに動向しておりますし、町のほうが措置費として費用を払っておりますので、そういう観点からも入所者への不利益が被らないように指導はしてくつもりでいます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 端的に、やめたらどうなるんですか。譲渡した法人がやっぱりやめたと、老人ホームをたたんでしまったら、どういうふうになるのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 民間譲渡について、途中で経営運営をやめるという可能性もありま

すので、譲渡時につきましては、5年間の無償貸し付けとして、無償貸し付け期間の経過後は、期間終了前に町と協議の上の有償貸し付けとしておりますので、経営をやめた場合は町に返してもらうこととしています。

あと、建物は無償譲渡または無償貸し付けとしています。無償譲渡の場合は、更地にして返還、無償貸し付けの場合は、そのまま町に返還することになります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その要件要項の中で、いちお書いていますけれども、それがもしできなかったらどうなるかというところですけども、やはりそこが一番、住民の方も議会としても不安なところじゃないかなと思うんです。デメリットの中で、その入所者や職員の処遇の低下が危ぶまれると、そういう怖さがあるよということを、さらっとおっしゃったんですけども、やはりそれはないというふうに、きっぱりと言っていたかかないと、やはり議会としても、その要項の中に議会の議決が必要だとしっかり書いてあります。そこが、担保されない限りは、やはり議会の納得は得られないんじゃないかなというふうに思っております。

町ホームページを見ますと、老人ホーム移譲先法人の公募に係る質問と回答が出ていますけれども、やまびこ会購入の備品と、主に車両とか一部の電化製品ですね。譲渡金額が設定されていますけれども、やまびこで買ったときは2,991万5,000円余りの物品が、151万6,000円で譲渡できますよというふうになっていますけれども、これは例えば、募集要項の中には、備品については譲渡先の法人が希望する場合は有償譲渡するとありますけれども、逆に希望しない場合はやまびこ会が処分するというのでいいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 備え付けの備品もありますので、車みたいにいる、いらぬ判断できるものとあるかと思っておりますけれども、いちご希望の場合はやまびこ会さんと協議の上、有償となりますので、そこら辺は今後の協議になるかと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 希望しない場合は、やまびこ会がちゃんと処分してくれるのかというところもあるんです。この一覧表中には、例えばアンプとかプロジェクターとかのAV機器なんかは譲渡できませんよというふうになっております。これは、つまり今どういうサービスで使っているか、ちょっと調査できなかったんですけども、例えば、入所者の方々、入居者の方々が、大きい画面で何かそういう映像を見たりするときに使っているんじゃないかなと思うんですが、これは、譲渡不可能だと、これはやまびこが使いますよということになっているわけで

す。移譲先の法人がこれを新たに購入しないと、養護老人ホームにはこれ残らないということになると思うんですけども、そういう認識で合っていますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 譲渡できない備品は、やまびこ会さんが今後、使用される備品となりますので、譲渡できない備品で必要なものは、譲渡先の法人のほうで購入することになるかと思えます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 現行のサービスはそのまま継続するよというふうによ項に書いてあるんですけども、今あるものを、自分のところで買ってくださいねということ、やっぱり書いてないわけです。つまり、やっぱりその車の送迎にしても、例えば譲渡した法人がそのやまびこ会から、今、使っている車両、じゃあもういらぬからそっちで処分してくれとなったときに、新たに車を買わないとそういう送迎もやっぱりできぬと。結局はその譲渡先法人の負担になるということだと思えます。

こういう条件を見て、現地見学会とか説明会が5月10日に行われることになっていましたけれども、これが行われたのか、また、これらをとおして、また公募の締め切りをへて、どのくらい法人の注目度があるのかというのをお尋ねしたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 5月10日に清流園の現地見学会を行いました。現地見学には3法人、公募説明会には2法人が来られました。応募資格のある法人は、12法人ありますので、注目度が高くはないと考えております。また、6月1日から8日が応募申請提出期間でした。応募は1法人ありました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その法人の公表というのは、いつになりますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 7月に選定委員会のほうで書類審査やヒアリング等をしていきますので、公募選定委員会のほうで譲渡するかどうかは協議していきますが、今の森議員の質問は、申請があった法人のことですか。申請があった法人の法人名のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、答えても大丈夫なんですけどいいですか。

応募があった法人はスマイリング・パークさんになります。もう一回、スマイリング・パークです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） やはり、だいぶ荷が重いのかなというふうに、私は率直に思うんですけども、この例えば、スマイリング・パークが不適ということになった場合はどうなるんですか。仮にで申しわけないですけど。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今から選定委員会で選定してきますけれども、もし譲渡先法人がない場合は、また今後、どうしていくかは協議をしていく必要があります。30年度で指定管理が切れますので、来年度からどうしていくかというのをまた、競技して、譲渡先選定委員会で検討していく予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 1法人からの申し込みということで、これがもしだめだったら、また検討するということでした。もう一度、最後、端的にお尋ねしたいんですけども、この老人ホーム、これからの存続というのは担保されるというか、しっかりと守っていくというふうに約束はできますか。町長でもいいです。

○議長（池邊 美紀君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 濟いませぬ。この清流園の存続検討委員会で委員長をやっていたので、ちょっと補足をさせてもらいたんですが、そもそも、この清流園というのが、こういう話になったのが、当然、今、やまびこ会が指定管理やっているんですけど、やまびこのほうからどうしても経営が厳しいと。建てかえないと建物が古いということが発端です。当然、町としてはそれを受けまして、じゃあ新しい指定管理を引き続き募集をするのか、それとも今、今回、問題でありました民間譲渡なのかというのが話されました。そこは廃止もあります。廃止も含めていろんな4通り、全協で説明しましたように。

ご承知のように、廃止というのはありません。当然、生活に困った人の最後の砦といことですから、決してこれはもうなくすわけにはいかないということで、存続はしないといけない。じゃあ、その存続の形がじゃあ民間譲渡するのか、指定管理で続けるのかという話だったわけです。当然、指定管理するためには、町の持ち物ですから、建物も土地も。建物が古いということでもありますから、町で建てかえないといけない。町で建てかえるとなると、やはりそこに5億、6億、7億という相当の費用がかかる、ランニングの費用もかかるということで、今、説明したと思うんですが、日南市とかいろんな自治体で民間譲渡となっているということで、じゃあ民間譲渡でやりましょうということで、今回の提案があったということです。

それと、先ほど森議員からあったように、じゃあやめた場合どうなるのかということで、担保

されるのかということなのですが、実は町立病院の場合と非常に似てるんですけど、全協でも説明しましたように、町立の病院の場合は40床を持ってて、全て譲渡しました。だから、やめてしまった場合はそのまま病院の経営もなくなったということを踏まえまして、今回は、土地は譲渡しません。土地は貸し付けですよということで、じゃあやめた場合は、先ほど課長が言いましたように返して下さい。この今の清流園の50床というのは、実は町が50床つくれるという権利を持っていますので、県の許可なんですけど。ですからもし、やめれば、また新たに募集をします。当然、返してくださいですから、それをそのまま指定管理を続けるということもできますので、必ず、だから継続するというのは担保されています。町立病院の場合はベッドも何もかもいっしょに譲りましたから、もうそこでやめてしまうとおしまいですが、養護老人ホームの場合はその権利というのは当然、町が自治体の方が持っていますので、もし、今度申請した法人がやめてしまうと、町としては次に、新たにしてくれるところを探す、建物はそのまま貸付で返してもらえればそれを使って、また新しい、例えば指定管理を続けるということで、継続は担保されるということです。

ですから、これが土地も建物も、有償も含めて譲渡してしまうとなくなってしまうという恐れもあるんですが、その辺がありますので、土地はもう町のもので、もし建物、やめた場合は建物を返してもらいますから。そのまま残るといような考えで、よろしいでしょうか。

そういうことで、町としてやる。それと、先ほど言いましたように、今回1法人しかありませんので、当然、その選定委員会の中で基準がありまして、基準の満点の60%以上がないと合格しませんので、もしそれに到達しなかった場合は、先ほど課長が言いましたように、再度次の手を考える。だから、指定管理者を続けるという方法があるのかなと思っています。ということで、どっちにしても、この清流園というのは、続けるというのは間違いないということです。その方法を今回は民間譲渡という形でやってみようということでもあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま副町長が説明しましたように、町としましては、やはり養護老人ホームは必要だという観点から、これをどうやって経営するか、運営していくかということで今回の選択になったところでございます。

もし、そういう法人等がやめた場合は町営でやっていく、あるいはやまびこ会にお願いする、あるいはまた指定管理でやっていく、いろんな選択肢はあろうかと思います。

ただ、そういうときには、やはり今の施設が非常に古いものですから、先ほど言いましたように五、六億円の町費、町が建設するという方向で検討せざるを得ないというのが、実態じゃないかなと。もし、民間のほうでそういう施設をつくらうとなると、国の補助金等ございますので、

そちらのほうを活用して、新たな施設をつくって運営していくということになります。

ということで、本町としましては、この清流園の継続というのを前提にしながら、どういう方法でそれを維持していくかというのが、今回の発端でございますので、今回、そういう1法人が手を挙げたということでございますので、しっかりと審査して、継続できる環境づくりも町として、応援していきたいと考えています。

○議長（池邊 美紀君） 残り時間が僅かですので、まとめてください。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） やめたら返してもらおうよということ、今、ご答弁いただいたんですけども、やめさせないちゅうことはできないわけですね、譲渡先法人に。（「やめさせないように応援する」と呼ぶ者あり）やめさせないように応援する。しっかり、養護老人ホームは身寄りのない高齢者の方の最後のセーフティネットだということです。しっかりと、議会ともども守っていきたいと思います。鳴らなかったですね。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、あす13日に行うことといたします。

----- . ----- . -----

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時04分散会

平成30年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年6月13日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成30年6月13日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前9時58分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 皆様、おはようございます。

それでは、第1番に質問させていただきます。

通告いたしました（1）まちづくり基本方針について、（2）所有者不明の土地問題について、それぞれお尋ねいたします。

まず、（1）のまちづくり基本方針についてであります。

町長は3月議会の施政方針の中で、第5次三股町総合計画の5つのまちづくり基本方針の概要も申されました。この総合計画は平成28年3月に作成されております。策定に当たって、平成26年8月に町民のニーズ等をアンケートで調査したとあります。町民アンケートの中で住みよいかどうかでは、「住みよい」が53.1%、定住については、「ずっと住み続けたい」が62%とありました。

基本方針の第1番に、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」とあります。まさに住民のアンケートに沿った取り組みかと思えます。

しかし、策定されて2年が経過した今、その当時の数値で満足してよいのでしょうか。もうこれでよいとするならば、それ以上の進展はありません。住みやすく、住み続けたいという方々が100%近くになるよう希望いたしましたものであります。

そこでお尋ねいたします。豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくりについて、住民が実感できるような施策を実行されているのかどうか、その内容と具体策をお尋ねいたしま

す。

あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

まちづくりの基本方針についてのご質問、その中の5つの項目のうちの1つ、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」が掲げられておるけど、その内容について具体策はどうという質問についてお答えさせていただきます。

平成28年3月に策定いたしました第5次三股町総合計画後期基本計画の中に、まちづくりの基本方針の1つとして、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」を掲げております。その実現のためには、豊かな自然を初め、利便性の高い交通アクセス網、良好な住環境、バランスのとれた人口構造などを生かしながら、町民との協働によるまちづくりを推進していくことが重要だと考えております。

後期基本計画では、現況と課題を踏まえ、施策の基本的方向を掲げ、取り組み概要として施策の展開を示しているところであります。個別の具体的な取り組み、事業、内容については、担当課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、環境水道課では、水環境の保全と活用としまして、河川浄化推進委員を配置し、定期的に河川パトロールを行い、河川環境の保全に努めるとともに、公共下水道の整備や合併浄化槽への転換補助など、生活排水対策に取り組んでいるところでございます。

また、持続可能な循環型社会の形成としまして、各地区にリサイクル回収指導員等を配置し資源回収に取り組むとともに、県と連携して3010運動を推進し、食品ロスの削減にも取り組んでいるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 都市整備課におきましては、快適に暮らしを支える生活基盤の整備の取り組みといたしまして、まず、住宅、宅地の整備といたしまして、榎堀第4、射場前、射場前第2、五本松団地の老朽化による建てかえ事業として、射場前及び射場前第2団地の跡地へ集約し、東原団地A棟、B棟の建設事業を進め、住環境整備に取り組んでいるところでございます。

道路の整備といたしましては、地域間交流の活性化を目的に、島津紅茶園切寄線等の道路改良事業を初めとして、歩行者にやさしい歩道空間整備として、餅原線、役場前通り線の通学路歩道

再整備を実施しております。

公園緑地の整備といたしましては、公園の魅力と快適性を高めるため、上米公園のパークゴルフ場の増設、遊具広場の幼児遊具の設置、高齢者の方も利用できる健康遊具の設置を実施しております。また、町のスポーツ拠点であります旭ヶ丘運動公園の再整備事業といたしまして、陸上競技場の全天候型グラウンドの改修事業に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、まず消防・防災分野では、まず消防団につきましては、年次的な資機材等の更新を進め、消防力の充実を図るとともに、魅力ある消防団づくりに努めているところでございます。また、各部の訓練のほか、定住自立圏での大規模災害対応消防団員養成訓練にも団員を派遣し、スキルアップを図っているところでございます。

防災分野では、防災訓練の実施や災害備蓄品の整備を進めております。また、自主防災組織の充実を図るため、コミュニティ助成事業を活用した機材整備を行っているところでございます。

防犯・交通安全分野では、まず防犯啓発のほか、防犯対策として防犯灯の設置を毎年行っております。交通安全分野では、都城地区交通安全協会三股支部と連携した年4回の交通安全運動及び交通指導員による街頭指導を実施しております。また、町ではカーブミラーの設置を行っており、信号機等の設置などにつきましても都城警察署への要望活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） まず、おっしゃっていただきました。これは町長の施政方針の中でも取り組みの概要を申されたので、ある程度理解はできます。

しかし、実施と結果が重要でないかと思えます。例えばですが、そのいろいろな取り組みについて、例えば、耐震性の向上のために補助をされています。この申し込みに対して全て対応できているのかどうか。

あるいは、申込者が少ないとか検証しなければならない課題もあるかと思えますが、担当されている課に、もう少しこの部分は取り組まなきゃいけないじゃないかという部分をもし把握されているのならお尋ねしたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 耐震性の補助につきましては、おっしゃられるとおり、アドバイザー派遣とか調査までは皆さんしていただける、計画していた数をしていただけるんですけど、改修については、去年は4棟を計画していましたが、全て改修まで実施していただいております。

が、今まで調査した部分について、まだ改修まで至っていないところもありますので、その後については今後推進をしていきたいと考えているところでもあります。

○議員（10番 池田 克子君） ほかにはございませんですか。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それぞれ精一杯、いろんな目標、あるいは予定に対して実施してくださっていると思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これでよしとするならば、もうそれ以上の進展もないわけですので、ぜひ町民の皆様の声をよく聞いていただく、聞いていないとは申し上げませんが、耳を貸していただいて、よりよい方向で皆様、心して取り組んでいただきたいと思います。

このアンケートの中の項目の中には、町政に対する満足度と重要度というのもありました。1が重要改善項目、2が重点維持項目、3が現状維持項目、4が長期対応項目の4ランクに分けてありました。町民の皆様の要望ということでありますので、②番目の重点維持項目の中に、自然と生活環境や保健医療、福祉が重要だとしてインプットされておりました。町民のニーズを達成することが町政への満足度とするならば、よくよく分析されて、町民の皆様にお応えできるよう取り組んでいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、住みよいが53.1%、ずっと住み続けたいが62%であります。この数字をいかに上げていくか、これは町長の熱意と手腕にかかっているかと思えます。これをどのように取り組まれようとしているのか、熱意を町長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） アンケートの部分では、ただいま議員が言われるように重点維持項目の中にそれぞれの項目が上がっております。

町としまして、このアンケートも重要でございますけれども、町民の生の声を聞くというような形で地区座談会を実施しまして、きのうも宮日のほうも来ていらっしゃいましたけれども、たくさんの方々が3地区のほうの座談会に来ていろんな声を上げられました。そういう生の声を大事にしながら、そしてまたいろんな要望等もございますので、即現場に行くというような形で対応しながら満足度を上げていくというのも、取り組みも大事かというふうに思っておりますので、この総合計画のアンケート及びそしてまた生の声、そしてまたいろんな自治公民館からの要望等もございますので、そういうのを踏まえながら住みよい町、そしてまた本町が目指すやはり花と緑と水の町、文教の町、アスリートタウン三股、そういうものの実現のために努力していきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 行政は基本的に皆様のためにあるんだということを常に心がけ

ていただけたらと思っております。

次にまいります。まちづくり基本方針です。

この①には、快適な居住環境整備の推進も掲げられております。公営住宅の維持補修とか新住宅への取り組みとか、借家や持ち家の耐震性の向上への補助等を改善していくっていう大きな意味合いで促進すると書いてあります。どれも重要であるわけですが、生活の最も基盤となるのは衣食住であります。どれも重要であることは言うまでもありませんが、中でも、住の環境整備、これは多角的に捉える必要があるかと思えます。

今、共働きの世帯が非常に増加傾向にあります。となると、やはり留守が多いということになります。また、買い物をする時間も限られるとするならば、通販を意識をしなければならないというときもあります。

そこで通告にもありますように、必要なのが留守のときいつでも受け取れる宅配ボックスの設置を希望されているご家庭が多くいらっしゃるということでもあります。宅配ボックス設置のメリットは、共働き世帯ばかりではありません。当然、高齢世帯もぜひ必要であります。実は私事で恐縮ですが実感しております、あるときもう自宅におったんですけど、郵便受けを見たら宅配の不在票が入れてありました。おかしいな、チャイムは鳴らなかったのかなと思って、念押しでチャイムを鳴らしてみたんですけど鳴るんですね。だけど、やはり高齢者になりますと耳も遠くなります。行動もまたぱっと行動できない部分も出てきます。ですから、本当にこの宅配っていう部分では、高齢者にも大変ボックスっていうのはありがたい設置じゃないかと思っております。

このように少子高齢化とか共働きとか、いろいろもう時代は流れております。ですからこういうふうにな身近な生活実態を考えると、快適な居住環境の整備には利便性も重要になるのではないかと思います。そこでお尋ねいたします。留守でも受け取れる宅配ボックスの設置に先進的に取り組んでもらえないかであります。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 宅配ボックスの先進的な取り組みについてのご質問についてお答えいたします。

大手宅配業者の調べによりますと、三股町内における宅配便の再配達率は県の平均よりも高いということがございます。それだけ共働き世帯やひとり世帯が多いことが推測されます。

そこで試験的にではございますけれども、公共施設等に宅配便を24時間受け取るための無人宅配ボックスを設置し、町民の利便性向上と宅配業者の再配達の削減に資する取り組みについて、先日宅配業者のほうから提案がございました。

宅配業者は受取人の指示で無人宅配ボックスに宅配便を保管し、受取人はメールなどで届くパスワードを入力するなどして、いつでも宅配便を受け取れる、無料にて利用できるシステムでご

ざいます。

受取人側は通勤、通学途中に宅配便を受け取れるなどのメリットがありまして、同時に宅配業者には再配達に伴うドライバーの労力を省き、再配達に伴うトラックの燃料、排出する二酸化炭素、CO₂の削減効果が期待できるということでございます。

なお、この取り組みにつきましても費用は全て宅配業者の予算で賄うということになっております。この提案について庁内で、役場内で実施できないか、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） そういう状況もあるということは存じ上げておりますが、この本当に先ほどから申していますように、今この社会的現象の中で、本当に宅配便の再配達というのがクローズアップされておられるわけですね。全体の2割が再配達に回されて、おっしゃったように配達業者の負担増とか、あるいはCO₂の排出にも影響が出ていると当然言われております。

国交省が再配達の削減に向けて半額補助を打ち出してございまして、公共的な設置が、しかし、それでもこれは公共的な場所、さっき町長が業者のほうから提案があったっておっしゃるように、公共的な設置が主であるわけですね。ですので、いろんな高齢者とか共働きとかいう方々に対して、マンションとか戸建てには当然至っていないわけなんですね。

そこで、私もちょっと調べたところ、戸建て住宅にも宅配ボックスをと実証実験された市があります。福井県のあわら市ですね、ご存じだと思います。住民の皆様には大変な好評で、暮らしやすさがアップしたと言われております。

あわら市は、働きやすく暮らしやすい町づくりを推進されております。当町も快適に暮らせる定住のまちづくりでありますので、非常に取り組みが似ているんじゃないのかなと思っている次第であります。

また、あわら市は共働きの家庭が日本一多い県であると言われております。しかし、そういう県でどうなんだとこう思ったんですが、何と全47都道府県幸福度ランキング2016年度版で1位になっておられるわけですね。幸福度ランキングっていうのがあってこと知らなかったんですが、こういう調査っていうのもあるんだなということで、何ともうらやましい限りであります。これは行政が住民へのサービスを徹底して取り組んでいらっしゃるのではないのかと思われまます。

先ほど来申し上げております宅配ボックスの設置に関してですが、このあわら市では、再配達率が49%から8%に減少したということでもあります。それはとりもなおさずですね、業者の方々ですが、労働力の節約につながり、CO₂の削減につながり、なによりも住民の方々が大変

に喜ばれているということでもあります。我が町もあわら市に続いて、宅配ボックスの設置に前向きに取り組んでもらえないかと思うわけです。

先ほど町長は公設のところに、例えば庁舎内、庁舎の入り口とかそういうところについて部分で検討されるのかなと思いますんですけども、それにあわせて、できればそういう戸建ての住宅、希望される方々へ対して、あわせて検討いただけたらどうかと思うんですが、再度町長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまあわら市のお話をされました。ここは再配達という社会問題を宅配ボックスを使ってどれだけ減らせるかという実証実験を行って、100世帯に対してそういうボックスを設置して、その効果を見極めたわけです。これは多分、実証実験だから無償でやったわけです。

宅配ボックスになると数万円かかりますよね、そこまで負担して設置するかどうかというのもまた一つの疑問というか課題ですよね。しかし、そういう意味合いでは、現在、町として、まずこの共同の宅配ボックス、そういうものを実証実験としてやってみたらどうかと、どの程度効果があるのか、また需要があるのか、そういうのを踏まえながら次へのステップにいくということで検討したほうがいいのかというふうに考えています。

ですから、最初から個人、今言われるようにどれだけの需要があるかわかりませんが、約五、六万かかるのをそれに対して町が3分の1出しますよ、あとは自己負担ですよと、それがいいのかどういうやり方がいいのか、そのあたりは十分検討しなくちゃなりませんので、まずは共同の宅配ボックス、今ご提案があったそういうものを、例えば駅の近くに設置するとか、役場でもいいんですけども、そういう皆さんが取りに来やすい24時間使える、そういうものに取り組んでみてもいいのではないかとこのように考えております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） おっしゃるとおりでございますが、確かに実証実験という段階でございますけれども、その後も私もちょっと情報は入っておりませんので何とも言えませんけれども、多分あわら市では住民の皆様の本当に喜びの声を聞いたならば、必ずやそういう戸別の補助金等とか検討なさって、希望の方々にはそういうふうに補助をされるんじゃないのかなと、私自身の期待もあるんですが、思っておる次第です。

ちょうど文教厚生委員会が何か福井県に視察に行かれるっていうことをきのうもちょっとおっしゃっていたようでございますので、できればこの同行されて、あわら市にこの快適環境の町づくりとして視察なさったらいかがかなと、いい機会じゃないかなと思った次第でございますので、あわせて検討いただければと思っております。

では、次にまいります。

次は、(2)の所有者不明の土地問題についてであります。

国交省が平成28年度に地籍調査を実施した地区は1,130地区、563市区町村、約62万筆でありました。その中で、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が20.8%であったと報告されております。面積に換算すると約410万ヘクタールで、九州本島を超える水準と推計されております。当町においても調査されて結果が出ていることと思えます。

そこでお尋ねいたします。地籍調査における所有者不明の土地は何筆あったのかであります。お答え願いたいと思えます。

○議長(池邊 美紀君) 農業振興課長。

○農業振興課長(白尾 知之君) それでは、地籍調査における所有者不明の土地は何筆あったかという質問に対してお答えいたします。

三股町における地籍調査は昭和50年度に始まり、平成28年度に終了しております。地籍調査では土地の境界を明確にするものであり、所有者立ち合いを必要とする中、不明者、転居者、死亡している場合は親族が見つかるまで行いますので、所有者不明などについてはないものと認識しております。

以上です。

○議長(池邊 美紀君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) ということは、全然その後に所有者不明がないという認識では、調査しようもないということで、そのままになっているということですよ。どうなんですか。

○議長(池邊 美紀君) 農業振興課長。

○農業振興課長(白尾 知之君) 先ほども申しましたとおり、地籍調査自体がいわば土地の戸籍づくりという点でございますので、その所有者が誰になるのか、これは戸籍上を通じてずっとたどっていきますので、所有者、一般的に所有者不明という土地についてはないものと認識しております。

例えば、その所有者が不明という表現の仕方が、例えばその所有者がわかっても連絡がとれないとか見つからないとか、そういった意味合いを含んだ所有者不明の土地については、ちょっと私のほうでは把握はできていないんですけれども、一般的なその所有者、土地の戸籍の上では所有者不明の土地はないものと認識しております。

○議長(池邊 美紀君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) 国が要するに所有者の存在が確認できない土地が20.1%全国的にあるっていうことですよ。じゃ三股は本当にないのかっていう答弁ですよ、ないとい

うことですね、それもいかなものかなと。

そうなると結局もう何もかも全く手つかず、どうしようもないという部分ですよ。で、本当にないのかと思いますか、課長は。もう一回お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 地籍調査上での所有者不明はないものと認識しております。ただ、その行政事務上を含めて、例えば未相続の土地とか、先ほど言いました連絡がとれない土地、そういったものを含めた所有者不明という言い方をするのであれば、それはあるかと思えます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それを含めて、行政として把握しておかないといけなかったんじゃないですか。要するに、もう調査のしようがないから、もうないものと見なすっていうことの捉え方、ちょっとそれはいかなものかなと思うんですけどね。実際、ないわけじゃない、あっているはずなんですよ、そういう場所が。

要するにもうたどり着けない方々というのは当然あっていただけですよ、そういう登記簿上では。どこに今住んでいらっしゃるかもわからない、連絡がとれないってことはあっているということなんですよ。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 私のほうからは地籍調査という観点から申しているものでございまして、例えば行政事務上の問題ですね、例えば課税という視点からの問題でいくと、そういった問題は所有者不明という土地の表現の仕方はあろうかと思っておりますので、課税という点で言ったときに、ちょっと私のほうではその辺の詮索の仕方というのがちょっとわかっておりませんので、控えさせていただきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは一応それは原則の中では登記簿上で所有者の所在が確認できないって部分だとはおっしゃるんですけども、実際ですよ、誰も管理されない土地とか、あるいはもう本当におっしゃったように調査しようがないって土地はあっているはずですので、それはじゃあ行政としてはもう見て見ぬふりをしているってことになるかと思えます。

だけど、このやはりそういう管理されていない土地になるわけですよ、そうしたときにはもう本当に近隣の方々には大きな迷惑になっているところもあるわけですね。

また、当町ではないかもわかりませんが、公共事業のために、例えば道路の拡幅するか、

あるいは傾斜地をこれがもう崩壊寸前でなんとか対応しないとイケないっていう、その事業にも対応できないということになれば、これはもう皆さんに対しては大きな不安にもなるわけですね。ましてやさっきおっしゃったようにですよ、そういう部分ではもう税金の滞納っていうのは当然あっているはずなんですね。そういうものを考えると、ちょっとこれは今後、どういう方向でしていただけるかももう一回検討していただきたいと思うんですけどね、（発言する者あり）はい。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 例えば、農業の立場から言いますと、一つは土地につきましては農地もございます。農地につきましては、例えばその相続関係も含めてなんですけれども、早急にその相続がされていない部分につきましては、相続代理人というのを立てて、その土地の管理というのをやっております。土地の流動関係です。そういった形での管理という部分ではできているというふうには思っています。

ただ、課税上のところは、また担当部署のほうに聞いていただいて、どういった管理をされているのか聞いていただければと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 税務財政課から固定資産税の立場から、今のお問い合わせに対してちょっと回答させていただきたいと思います。

土地の登記簿があって公図にないなど、現地が確認できないものは、ほとんどが公衆用道路などの非課税土地であります。そして納税通知書を発送するに当たりまして、実際、返戻された所があり、住所が違うということで返戻されたところのものがありますけれども、その数につきましては約七十数件ということで、それをさらに再調査しまして発送しているわけですが、どうしても不明というものは公示送達を行っております。これが約十件足らずということであります。

それとこちらの解消策につきましては、死亡届を出された際とか広報紙などに相続人代表者指定届を提出するように案内しております。そして、また登記、住民票等の調査を十分行いまして、確実な納付書、通知書送達に努めているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 土地と言っても、さっき課長が答弁されたように農地があれば山林もあれば宅地もある、そうしたら各分野ごとにあるわけですけども、それぞれ納税に関しては課せられていっているわけですね。

そういう中でも、やはり例えばこの空き地がもう草ぼうぼうになっているということで隣の住民からもう苦情があって、どうしても行政がもう草刈ってやらんといけないというような場所も

あるかと思えます。

そのときに、それを対応するためには行政も人を使うわけですから、例えばシルバーに頼んだりとか、なかなか行政のメンバーの方が行ってするっていうこともあるかもしれないんですが、そういう意味ではコストがかかったりマンパワーの不足とかいう課題があるわけですが、私たちは日常の中ではその近所の方とか、あるいはそういう場面に遭遇されている方しか苦情は感じられないっていう部分があったときに、これはやっぱり住民の皆さんに対して、どの方にも平等にっていう部分をおっしゃっているわけですから、住民の安心安全っていうものを考えたとき、先ほど来答弁がぁっていますけれども、このような現状を考えたときに、町長としては今後どのような姿勢で取り組んでいけばいいのかという思いをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 具体的にこの草刈り、そういう放置された田畑あるいは宅地、そういうものの苦情等に対してどう対応するかというのは、きのう環境水道課長のほうで回答したとおりで、公平の観点から町が直接できるものではないというところがまず基本的なスタンスです。まず所有者を見つけて、きちっと対応していただくというところが基本だというふうに思えます。

今言われるように、そういう土地がだんだん増えてきている。そういうものにどうやって対応するか、それも一つ今後の課題かなと今のところは直接町ができる環境ではないということでございます。

ただ、国のほうで土地の所有権を放棄する制度の創設とか相続放棄なんかの義務化とか、長期にわたって放置されている土地を所有者が放棄したと見なすことの是非とか、先ほどから言われます九州以上の土地の所有者不明土地があるということですから、早急に国のほうで制度設計してほしいなとそういうふうに思えます。そういうのを踏まえながら、町としては対応をしていく、町独自で今のところ具体的にこうするという方針はないわけですが、そういうのが増えていくという現状をどうにか対処しなければならないというふうには考えております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 大変どこまで個人所有を行政が踏み込んでいけるかっていう今後の大きな課題かとは思っております。

そこで、第3番目の私は質問に上げているんですが、今後、所有者の不明土地にならないようにする対策を条例化してはどうかという質問であります。

国も今国会で所有者不明の土地を有効利用するための特別措置法を成立させております。そしてまた、この新制度で市町村や民間企業、NPOなどが所有者のわからない土地の使用を希望する場合、都道府県知事が最長10年間の使用権を設定できるというふうにこの制度の中に盛り込まれておるようでございます。

またそのほか、その新制度の中には土地が申請どおりに使われない場合の罰則とか、あるいは不明地の取得に手続を簡素化するっていう部分で当然盛り込まれておるようでございます。これもまた来年の5月までには施行されるようですが、ただ、これがどういうふうに行政がその場所を有効利用できるかどうかと考えたときには、当然、土地の広さとか場所とかそういう部分が出てきますので、全て有効にそこを使っているかどうかというのは不明であるわけですね。だけど、そういう不明土地が少しでもなくなるとするならば、有効利用ができればしていただきたいと思っています。

先ほど申し上げたこの特措法の成立であります、今後はそれに踏まえて使用権放棄制度、これの創設が検討されているんです。というのは、調査した結果、69%がこの所有権を放棄していいというような皆さんの声があるっていうことを調査したようでございます。

ですから今後そういう所有権の放棄制度の創設があるならば、行政としても取り組みやすくなるんじゃないかと期待するわけですが、ただ現在の中で、やはり今後の中で所有者の不明土地を増加させないようにする所有権移転の確実な捕捉、あるいは土地所有者の債務の明確化などを条例化して、所有者の意識向上を図ってはどうかと思うわけですが、この条例化に対してお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま議員が言われますように、国の新たな制度設計等も検討されておりますし、そしてまた国の役割、そしてまた自治体の役割、それぞれこの役割分担が決まってくると思います。

町としまして、所有者不明の土地を町が全部もらうということは大変負担なんですね。維持管理を常にしなくちゃならんと、不必要な土地なのに、町が全てやっていくということになると財政負担を伴います。そういう意味合いでは、国がやっぱり面倒を見て、町が必要だったらそれは無償で譲渡するとか、そういう方法とか何かしてもらわないと、全て地方自治体が不明土地は管理しなさいと、そういうのはいかなものかなというふうに感じています。

ただ、今言われます条例化については新たな制度設計等をそしてまた県の役割、国の役割、町の役割、市町村の役割、そういうものが明確になり次第、また今後検討させていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 高齢化が進む中で、当然所有者がわからない土地が今後どんどん出てくる可能性もあるんだという危惧はされているわけですので、これをどう未然に防ぐかっていうのも、また一つ行政のお勤めじゃないかと思えます。これが2040年には約720万ヘクタール、北海道に匹敵するような広さになるんだというふうに、2040年までは私ども生き

ておりませんが、そういうふうには危惧はされているわけです。

ですから、やはり早目早目の手を打つってということも後世の方々への私達の責務じゃないかなというふうに思いますので、ぜひともいろんな課題を前向きに捉えていただいて、手を打っていただきたいというふうに希望いたします、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより10時55分まで本会議を休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位6番、山中君。

〔11番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（11番 山中 則夫君） おはようございます。6番、山中です。

きのうからきょう一般質問を聞いておきますと、非常に今行政も大変だなと思っております。イベントはしなければいけない、そしていろんな補助金関係は町民の要望として出していないといけないということで、非常に行政も大変な時代じゃないかと、財政的にですね。

そこで私はずっといろんなことを考えておりましたが、やはり金を使うのもいいんですけど、やはり自分たちで金を生み出す行政というのも必要じゃないかと思っております。そのためには産業経済、この基盤づくりをしていかないと、やっぱり費用対効果を考えていかないと、いろんなサービスをすることは一番町民も喜ぶし、我々としてもやりやすいんですけども、しかし、いつかはそれは行き詰まっていくんじゃないかなと思っております。

そこで用紙の1番です。やはり三股の場合は、基幹産業は農業だと言われているものですから、どうしても今から農業者の所得向上、やっぱり農業者が豊かになると、いろんな三股町も自主財源の確保とかそういう面で財政を、費用対効果を考えた場合は所得向上を、やっぱり町民が豊かになっていかないと本当に町が元気にならないと思いますので、そのことを含めまして、用紙1番の農家の所得向上の施策をどういうふうにか考えているのか、まずそれをお聞きします。

あとは質問席から質問します。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農家の所得向上のための施策を考えているかというご質問についてお答えいたします。

農家の所得向上策についてのご質問ですが、農業の所得を向上させるための要因は3つあるというふうに考えています。1つは販売価格の向上、2つ目は販売量の拡大、3つ目は生産コストの縮減であります。具体的には、消費者ニーズに対応した高品質化に努めつつ、生産性の向上を図ることにより、消費者、実需者に選択される農産物の生産、販売力を強化することが必要だと考えています。これを実現するためには、すぐれた担い手の育成、規模拡大によるコスト縮減、産地形成などの供給面にかかわる施策を展開することが大事なことでございます。

まず、担い手を育成する施策として、本町の人・農地プランに基づき、将来的な人と農地のかかり合いを見据え、農地の基盤整備と農地の集積、集約化を具体的に進めていきたいというふうに考えております。

コスト縮減においては、1戸当たりの規模拡大を見据え、高能力施設機械の共同購入・利用化を進めることで、生産費に対する投資効果を高め、効率的に生産できるよう機械整備事業やリース事業を活用し、進めていきたいと考えております。

産地形成においては、関係機関、団体との連携を密にし、特定品目の質、量の安定供給に努め、購買者の誘客、相対取引の推進により販売価格の安定、向上に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今、町長は3つの提言というか、それをされましたが、そのとおりだと思います。それを基にして、私も3つの提言をしたいと思っております。

1つには、やはり農家の、農業者のまず意識ですね、やっぱり意識を向上させていかないと儲かる農業というのは、自分たちのことですので、それがまず、そのためにはやっぱり行政も営農指導というのを積極的に行っていないといけないと思います。ありきたりの営農指導じゃなくて、本当に専門家を入れた、今はもう農業の農生産物も非常に高度化されまして開発されましたので、ありきたりの指導者じゃなくて、本当に農協、農家、行政が一体となった意識向上をさせていかないといけないと思いますが、その点に対してはどうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今議員がおっしゃったとおり、非常に農業のほうも機械技術的に高度化されておりますので、そこを指導できる、経営的なものを含めて営農指導という点に関しましては、職員の意識として、やはり現場に出て農家の方々とやはり話を持つ場面を多く持つというところをやはり意識した形で職員には伝えておりますので、そういった中で技術員の農家からの助言、指導等も受けながら、職員の知識、技術、そういった指導能力も上がってくるものと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 何でその専門的な人を、営農指導をしてもらいたいというのは、もう大分前ですけれども、私も農家はしたことないんですけど、宮大にちょうど行く機会がありまして、そのときに農学校の杉本先生という教授がいらっしやいまして、私も緊張して面会で行きましたら、すぐ現場に、畑か何かに連れて行ってですね、いろいろお教をいただきました。そのときに印象に残ったのは、やはり農地の土壌をいかに改良するかということで、生産性が上がっていくんだということで、この方は札幌に何とかっていう酪農学園大学ですか、そういうところの教授をされまして、昔洞爺湖サミットってありましたね、あのときに講演をされた方と後で聞きましてびっくりしましてですね、そういう方はちょっと私も話を聞きまして、この人はすごい人だなと思って、当時、議会でも私も言ったんですけど、そういう専門の先生たちを講演料は幾らかわかりませんが、そういう人たちに指導を仰ぐような本当に思い切った営農指導を受けないと、なかなかその辺は、もう全国でいろんな取り上げ、取り組んでいるわけですから、三股だけが突出するちゅうのはなかなかそう簡単にはいかないことだということで提案は一般質問か何かでやった覚えはあります。しかし、その後そのままになっております。

そういうことを含めて、まず営農指導、農家の意識を向上させて本当に取り組む。そうでないと、新規就労者なんかはやはり儲ける農家でないと、後に入ってこないですよ。あのインフラ、その本当にやる人は来るかもしれませんけれども、農家を増やすことを考えていくためや、そういう営農指導をしっかり基礎を教えたり、いろんなことですね、生産性を上げる、もちろん先ほど町長言われましたように規模拡大も大事だし、コスト削減ですよ。やはり下手な、農協が押すような何か機械を導入ばかりすると機械貧乏ですよ。そういうことを含めて、やはり自然とか、そういう災害に対しては金は使ってもいいけど、一部の業者やらメーカー等がもうかるようなそういう指導は私はやっぱり勧めん、農家の所得向上には逆になると思いますので、そこ辺を含めて指導してってもらいたいと思います。そのへんは町長、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そういうすぐれた人といいますか、意識が高い方々を招聘し、いろんな刺激を受けるというのも大事でしょうけど、それも一つですけれども、またこの管内の農家自体も担い手としてここを選抜されて意識の高い方々も大変多くなりつつありますので、またそういう方々とそういう包括連携協定を結んでいます南九州大学の先生方との交換とかですね、そういうお互いのレベルアップするそういう取り組みも今後必要かなというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ここの農家の若い人達は非常に優秀な方がいっぱいいらっしや

います。そして、それをやはり地域で提言するんですけど、どうしても長く農家をやられている方、なかなか下からの意見なんか、なかなか取り上げてくれないというような、そこをやっぱり入り込んでいくのは行政になると思います。やっぱり行政とか農協はやはり入り込んでいって、そういう営農指導をするというようなことも町長積極的にやってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

2番目に、今、農産物のブランド化を進めて、何かゴマとかプチヴェールとかちゅうような話は聞きますけど、やはり私はやっぱり一般の農家を取り上げるようなそういうのをですね、なかなかその簡単にはいきませんが、営農指導して研究開発をすると。農家はどこでも生産に取り組むんだというような、そうでないと今ゴマももちろん頑張ってもらっていますが、生産性が一つも上がってこないですね。

やはりそれは若手がどんどん入り込んで、そういうのに取り組むというような一つそういう姿勢が見えてこない。これで本当に特産品のブランド化とか、三股町のそういうのになるのかなちゅうのが、そこら辺も含めて、一般の農家を取り上げられるような農産物のそういう研究開発はいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） どうしても三股町という範囲ではなくて、都城、北諸という圏域の中での考え方としましては、どうしてもその一般の品目、作物という点においては、一番大事なのはやはり流通販売、こちらのほうがいかにしっかりしているかというところが非常にポイントになってくるのかなと。

そういった点では、もう今は新しい品目という点については、三股町ではマンゴーですかね、果樹ですけどこちらのほうが、まだ若干農家数は少ないんですけど、やはり宮崎ブランドという中でそういった果樹栽培農家が定着したという事例もございます。

あと既存の品目で言いますと、やはり肉用牛という点では、やはり誘客という点では肉用牛、子牛の産地ということで全国からお客さんが集まるということもありますので、やはりその流通販売という点がしっかりしていないと、なかなか皆さんが入り込めるような作物、品目というのは難しいと。どうしても流通販売の視点から物事を判断しなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ブランド化するというのは大変なことだと思いますけれども、一つ、私もその場所に行ったことはないんですけど、いろいろ専門誌を見まして、先日、長野県の川上村ちゅうところに問い合わせを二、三回しました。

ここは長野県の、地図を見ますと南東ですか、あそこにある、東のほうは埼玉県、南のほうは山梨県という、この5,000人ぐらいのところなんですけれど川上村って言うんですね、ここは野菜の天国と言って、もう全国的に、この辺までは聞こえていないと思いますけど、レタス栽培が日本一だということですね、レタスですね、だからそのレタスというのはどういう研究開発をされたというのが、政務活動費があると行くんですけども、そういうのがないものから電話での聞き取りしかできなかったんですけど、ここの村長は藤原忠彦さんとかという方で、今もう8期目ということで、もう30年もやられている方で非常に全国的に一時有名になった方だということでお聞きました。

それはそれで、とにかくレタスです。そして農家のやはり職業、大体七、八割ぐらいは農家をやっているという、そのぐらい本当の農業者の比率も全国的にも一番じゃないかなと思っております。そういうところがレタスを取り組んで、そして年間の収入ですね、所得じゃありません、収入が平均2,500万円、ということは人件費を恐らく引いても半分は残らんかもしれんけど、半分残んでも1,000万からの所得が、みんなじゃないですけど、これは平均がですね、そのぐらいの村ということで、そういうところに同じようにはやらないとは思いますが、やっぱり大衆向きなレタス栽培ということで取り組んで始めたんじゃないかと思っておりますので、そこ辺を含めて何か一般の農家が生産できるようなものに取り組んでもらいたいと思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 長野県のその川上村についてはレタス栽培、高冷地ですから、そういうふうな条件、環境条件に、気象条件に恵まれているわけなんですけど、本町を含めてこの都城盆地は畜産を主体にしたこの農畜産物を生産しておりますけれども、それとともに、またカンショ栽培、それからまたサトイモ、大根、ラッキョウ、そういうのも特産として、また地場産業もそういう形でそちらのほうと連携をとりながら活性化されております。そういう意味合いで、今やっているこの産品をやっぱり磨いていくということも大事かなと思います。

そしてまた新しく新規就農で入られる方、キュウリを始めたり、マンゴーなんかなかなか即収入が入りませんので、3年間ぐらいはハウスの中で育成しなくちゃなりませんので大変難しいところがあるわけなんですけど、そういうふうな今やっておるところをやっぱり磨いていくというのが大事じゃないかと思えます。それとゴマも販路は結構あるわけなんですけれども、ただ生産のほう非常にまだ十分でないというところがございますので、そちらのほうも強化していく、また、プチヴェールも新しい農産物としてそれぞれシルバーもつくっていただいておりますし、また小規模の部分でできますので、高齢者もできますので、そういう意味合いでは、この生きがいのにもつながっていくというようなことも考えます。

そういう意味合いでは、新しい作物に取り組むんでなくて、今あるこの三股町、そしてこの都城盆地に当然合うものをつくっていくという、そして伸ばしていく、磨いていくということが大事じゃないかというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今、本当にいろんな市町村も取り組んでいる、大変だと思えます。そして一生懸命、農業振興課長も本当に町の指導も受けておりますが、本当に一生懸命やって、その分、町長も権限をどんどん与えてやっていけたら、またそれが農家の所得向上に結びつくんじゃないかと思っております。

そこで3番目に、これが大事だと思えますけど、やっぱりもちろん地産地消もいいですけど、地産地消といえば、この辺では100円のものを120円から30円で売るのがいっぱいじゃないかなと。やはり生産するなら地方、そしてやっぱり消費するなら都会だと思えます。

私の先輩は東京にいきましたけど、もうすごいですね、昔は私も東京でちょっと小さな店ですけど4年ぐらいいて店をしておりましたが、あの当時もすごかったんですけども、客の数が違うんです。そして、100円のを向こうではかえて120円ぐらいで売ると、何かこの何か違うんですね、150円とか2倍ぐらいの原価とすると販売価格がそのぐらいやっぱり利益率がいいんですね。

そういうことを含めていくと、やはり販路拡大ということ念頭に置いて取り組み、消費をするところに、高く買ってもらえるところに農産物を持っていくということを頭に入れながら、先ほども町長も言われましたように、販路拡大というのが、販路が大事だということでは言われましたけど、そのとおりだと思いますが、その辺の対策的なことは少しはありますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今おっしゃられた地産地消という言葉なんですけども、一つは地元でできた農作物、これをまず地元の方がそのよさを知るところに、その地産地消というのがあるかと思えます。その地元の方は、その地元でできたものを外部にまたPRしていくという一つの効果はあるんじゃないかと思っております。

やはりその販売力という点では、私も以前から思っていて、その地産地消というところを一つは「地産外商」と、できたものをいかに外に「しょう」も「商う」という字を使っていかに売り込もうかと。これが販売力になってくるかと思えますので、そういった取り組みはぜひ必要なことだというふうには思っております。

また、その販売等につきましては、今のゴマとかあとプチヴェール等もございまして、6次産業化という観点からそういった商品をもとに加工も含めたところ、販売力を強めていかなければいけないと。そういった取り組みについては、また企画のほうでも数年前から取り組んでいただ

いておりますので、そういった取り組みを持続してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） そのためには私、行政が主体としてやっていかないといけないと思いますけど、農協ですよ、農協の組織も少しは尻をたたいて販路拡大をして、農家の所得向上に貢献するべきじゃないかなということを、やっぱり連携してそういういい方向にも向かっていくような物の言える、そして農協に対してもいろんなことで要求ができると。そういう意味では、今は多分、農政協議会というのがあると思いますけれど、私も数年前に出まして、もうだいぶ前ですけど、そのときに意見を言ってくれんかということで、意見を言いました。そのときに、農協っていう組織が何のために組織があるのかと、やっぱり販路拡大ですよと、東京とか大阪に物を持って行って、少しでも付加価値をつけて農家の所得向上に貢献するのが、そのための都城の農業協同組合じゃないかということをやったら、何かもう一つですね、地産地消ばかり言うんですね、地産地消はもちろんいいんだけど高くで買ってくれるところに物持っていかないとどうしようもないんじゃないかなということで、何かこの農政協議会というの、今は違うかもわかりませんが、そういうところでの審議もして行って質疑応答の時間をたくさんとってくれれば農協は何をやって、今何ということに取り組んでいるというのは大体わかりますよ。

やっぱり農家をやっていない人の意見も聞いたりしながらですね、あくまでも農家のためにという形で意見を言うわけですので、その辺も含めて、行政が農協にいろんな提言をしてもらいたいと思っております。その点はいかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今言われた農政協議会につきましては、年に1回、農協の役職の方々含め、あと町のほうは町長以下、議長等を含めて協議会のほうに参加をしまして、三股町の例えばその農業の施策、方向性、そういったものについて意見交換をさせていただいておりますが、私も3年目になりますけれども、その会議の中で出る話の中に、その販売力というところの強化についてはなかなか話が出てこない状況でございます。

出てくる話とすれば、やはり農協の事業、町の施策方針という事業の内容等を報告する、報告会みたいな状況に今なっております、そういった前向きな販売についての話はなかなか出てこない状況でありますので、そういった機会に、やはりどうしても先ほど言った流通販売という点での販売力を高めるためには、どうしても質と量、この安定供給というのが欠かせない条件ですので、そういったものの行政にできる、あと農協にできるそういったもの話を進めながら、そういった販売力の強化のほうについては意見を交わしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今、販売ルートの開発ということで、とにかく消費の多いところに持って、何でしつこく言うかと申しますと、何年前だったですかね、私がちょうど東京に行ったときに、東京の宮崎東京事務所があるんですね。

去年も行きましたけど、そのときに東京で一番どこから農産物が全国から入ってくるかと聞いてみたら、その所長だったと思いますが、1番目が千葉だったと思います。それはそうですね、千葉はすぐ隣ですから。それで2番目が北海道、北海道ですね。で、3番目が、びっくりしました、どこだと思えます、今ではどうかわかりませんが、その当時ですね、沖縄なんですよ。だから農協の方がこっちから輸送の、やっぱり輸送料がかかりますからち言うたけど、しかし、宮崎のほうが東京に近いんですよ。そういう、何ていうか私はそのときに言い訳はするなと思ったんですけど、沖縄が全国3番目でそこに入っている、東京にですね、供給しているということを知りまして、それなら宮崎のほうでも、三股でもある程度の販路拡大ができるはずだなということを実感したことがあります。その点、もう一回ひとつ、町長の意気込みを聞かせてください。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 確かに東京、関東付近、都市部のその消費者が一番多いわけですから、その消費者ニーズという点では、やはりその品目に対するそのイメージ、それを植えつけさせるというのが一番大事なのかなと。

特に千葉、北海道、沖縄というふうになら言われたんですけども、イコール観光地のイメージがあります。そういった品目に対するイメージづくり、そういったものはやはりアピールしながら外部にそういった品目を売り込んでいく、そういった施策は大事なのかなと思います。

例えば三股というところにどういったイメージを消費者に持たせて、その品目をいかにして売り込んでいくか、そこに一つのポイントがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 農家の所得向上、これはイコール実質財源の確保にもなりますので、積極的にやはり取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは、2番目の、これも大事な本当に大きな事業になるんじゃないかと期待しております。五本松住宅の跡地の今後の計画について、現在わかっているところがあったら意見を聞きたいんですけど、スケジュール等も含めていかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 五本松団地跡地の今後の計画についてということでお答えさせていただきます。

五本松団地跡地活用につきましては、都市計画との関連があることから今年度から都市整備課が担当しております。

まず、五本松団地を更地にするための計画についてお答えいたします。

来年の2月には東原団地B棟が完成する予定ですが、その後、五本松団地の入居者に転居していただき、来年度末にはおおむね転居が完了する計画であります。住宅の解体工事につきましては、来年度に解体工事を発注するための設計、解体に伴う建設廃棄物の分類別の見込み数量の調査、算出を行いまして、その後、2カ年程度に分けて解体工事を行う計画です。おおむね平成33年度中には取り壊しは完了し、更地になる予定としております。

次に、跡地の利活用の計画についてお答えいたします。

さきの3月議会で当時の担当課である企画商工課長が答弁しておりますとおり、「健康とにぎわいと交流の拠点」というテーマを基本に検討作業に着手いたしております。検討に当たっては、方向性を限定せず幅広く情報や資料を収集し、住民の方の声を聞きながら、それをもとにテーマに即した施設整備のプランを3パターンほど取りまとめたいと考えております。このプランをたたき台として、来年度、外部有識者の方や町民の方々からご意見を伺い、基本構想を策定したいと考えております。

現在の状況についてはこのような状況でありまして、完成までのスケジュールや具体的計画については、まだ定まっていない状況であります。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） その解体工事が終わるのは平成33年ですか。もう一回お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今の計画では、おおむね平成33年度をめどに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） もう少し早く前倒しはできないでしょうか。やはり、計画的に進めるのはいいんですけど、余りにも時間がかかると、町民が非常にあそこは注目しているところなんですね。もう私なんかでもよく聞かれます、あそこに何ができるのかとか、そういうのは、やはりなかなかこの開発事業というのは、なかなか今町内にも久しぶりじゃないですか、こういう大きな面積を含めた開発事業はですね。ゼロからの発想ですから、そういうのを取り組むときはやっぱり注目度があるから、もう少しスピードあるスケジュールは組めないのかなと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 解体に当たりまして、先ほど申しましたように、今分類という形で廃棄物の分類が必要になります。そのために数千万程度の多分予算が必要となつてまいるものと思われまふ。そんなとき、この解体についても単独という形になりますので、町の財源等も大分お金が要ることとなりますので33年度という形で計画しております。

また、施設を建設するに当たりまして、今の土地については、都市計画で言う用途という指定がかぶっていない土地でありまして、その部分においては都市計画事業で行う補助事業というところの要件に合致しないというところもちょっと調査したところわかつておりますので、そちらの進めも進めていくことになろうかと思ひます。そうなつたときには諸手続がありますので、その部分踏まえましても33年度より前というのはなかなか難しいスケジュールではないかと考へております。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ぜひ計画的にやることはもちろんなんですけど、一番の中心部で目立つところですので、今、夜通ると本当にもうほとんど入っていないものだから廃墟みたいな、失礼ですけど、そういうようなイメージをよそからあの転入された方は、びっくりするんですよ、ああいう簡平の、あの通りに、あれは何じゃということをよく私なんかも聞かれるんですけど、そのぐらいのイメージですので、どうしても少しでもそれは町としての明るいイメージというのを、そのために少しでも早目な計画をしてもらいたいと思ひます。

そして、まだその具体的に審議会とかそういうのは一切できていないわけですね、まだそこまでいっていないと言っても、町長としての少しはどういう、その生産性がある事業をやるのか、人が集客できるらしい事業をやるのか、それとも何かいわば自然公園的な何か金のかからん静かな事業を考へているのか、その辺はまだ考へは、どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） さきほどお話ありました解体関係ですね、これは単年度ではなかなか事業費としては厳しいんじゃないかということで2カ年程度、できるだけ前倒しできるように努力はさせていただきたいというふうにお思ひしております。

土地の利活用計画ですけれども、先ほどありましたように、「健康とにぎわいと交流の拠点」ということで、それにふさわしいような施設展開ができないかなということ、いろいろな声がござひます。

それとともに、こちらのほうからも出向いていって、いろいろな団体等との意見交換をしながら、その声をお聞きしたい。そしてまた町民アンケート、今までやってきた総合計画でのアンケートとか、アグレッシブタウン構想でのアンケートとかいろいろのもござひます。それも踏まえながら、また新たなヒアリング、いろいろな団体のヒアリング、または新たなアンケート、そういう

のを踏まえて方向性を決めていきたいと思います。

いろんな思いがございます。また、いろんな団体等からも、例えば文化協会がこうしてほしいという話もございます。まだそういうのを調整している段階でございますので、まだ具体的には固まっていない、ただ、3パターンぐらいをやはりこちらのほうである程度のもをつくって、そしてまた外部有識者を入れて、それをまた揉んでいただいて、また町民の方も入っていただいて、2年間ぐらいで方向性を決めたい、基本構想をつくりたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今から計画的に今後ということですけど、とにかく町民も期待しておりますので思い切った、費用対効果の面もありますけど、しかし、やはり三股町は三股町であり続けるためには、あそこの開発事業というのは非常に大事な事業じゃないかと思っております。その辺を含めていろんな意見を聞かれて、そして町民のために町民が集えるような、本当にいい施設だというようなことを思えるような施設にしていってもらいたいと思います。

それでは、3番目の用紙の2地区、3地区ですね、難しい面もあると思いますけど、この農地を宅地にできないのかということで質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは樺山地区、宮村地区の農地を宅地化することに関しましてお答えいたします。

まず農地は、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用の観点から、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法ですけれども、それによりまして農業を振興する地域が定められ、また農地法により有用性の高い農地を確保するための措置がなされております。農振法におきましては、農地以外の用途制限、開発行為の制限等の措置がとられるため、農業振興地域内の農用地を宅地化することはできないものと思われま。

しかしながら、農振法における農業振興地域整備計画において、おおむね5年ごとに農地等の農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模等の基礎調査を実施するとともに、経済事情の変動、その他情勢の推移から変更できるものとしておりますので、地域の生活環境の実情、周囲の農業事情等の調査を踏まえた上で、具体的で実現性の高い事業計画であれば変更計画、いわゆる見直しといいますけれども、について検討を進めることは可能であると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今課長が言われましたが、そこなんですよ、私もそう思いました。確かに難しい面はやっぱり農地の確保ということで難しいこともわかりますけれど、今言わ

れましたように事業計画とかそういうのを具体的に三股町が示して、県にいろんな方面で陳情をするというのが、もう平成23年か4年だったと思います。今でも町長、県に都城と三股町の要望書を持っていったり、意見交換会、する会がありますよ。私もそこに当時議長をしていたときに行って、今でも覚えておりますけれども、余り意見が出なかったもんですから、そのときその他の項目で知事に、「知事、きょうはその他の項目で言いますけど」ということで、農地の転用を三股町は県がちょうど平成5年だったと思います。県が都城圏域拠点都市構想というのを出したことあるんですね、そのときに、三股町は住環境的に非常にいいところだと、平坦地で起伏が余り激しくないから、そういう土地ということで住宅供給地域として指定か何かしたことがあるんです。そのことを私は知事に言いました。そういうことで、三股町は住居に非常にいい、災害も少ないし、そういうところですよ。それであればですよ、隣が田んぼ、畑があって、隣が新興住宅地があると、それはおかしいんじゃないですかね。それならば、その農地を集約して、農地と土地の交換っていうのができますから、三股町の農地は幾らか確保しないとやっぱり、国の政策に基づいて残してそれは集約して、住宅地にするとところは住宅地にしてくださいよと、宅地にしてくださいよということを言われまして、先ほど課長が言われましたように、そういう計画のもとにあれば、三股町は総合計画を我々に出してくださいということで、そういう答弁をいただいたことを覚えております。

そういうことを含めて、ぜひ、そうじゃないと、もう宮村小学校もこのままだったら私は廃校になると思います。どんどん分譲して、町が、物すごく都城にも近いところですし、いろいろ利便性があるところなのにほとんどいなくなりますよ。まだまだ町が分譲したりもするからいいけれども、それはやっぱり町の負担も多くなるし、やはり自然的にやっぱり生徒が増えるようなそういう政策をとっていかないといけない、そのためにも宅地化を進めて、もう特に宮村なんかは要望が多いんです。もう跡取りもないし、何でこう農地ばかりかというような要望もありますので、その辺を含めて、町長がまた先頭に立って、知事なんかには直接トップ同士のやっぱり要望をしていって、すぐにはならんかもしれんけど、そういう熱意を示していけば何とかなるんじゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） さきほど課長が答えましたように、農振除外というような具体的な計画がないと外せないということなんですね。以前は道路を隔てて、ここからこちらは全部住宅地に今後しますからという一つの町の方針で外せたわけなんですけど、今はそういうことができないという状況ですから、やはり地域の中でこういうふうな跡継ぎがここに帰ってくるんですよ、将来ここはこうしますよと、そういうふうな要望等をきちっと町のほうにも出していただければ、町としても努力はさせていただきます。ですから、単なる農振除外を県知事の方で道路でこのあ

たりは全部住宅地にしてくださいというそういうふうな計画では全く話になりません。

先ほど言われました平成5年のレジデンスパーク構想ということで、うちは居住拠点地区ですね、拠点都市の関係でそういうふうな指定を受けましたけれども、ただ、その時の用途指定は、この五本松地域、そのあたりのところを宅地化しようということで、白地を宅地化しようという方針での居住拠点地区の指定でございました。2地区、3地区というのは入っていませんよ。

ですから、今言われるように、今後やっぱり人口情勢をこう見ると、やはりそういう宅地化というのは必要でございますので、町としましても、今度は小鷺巣のほうの一部、町で分譲というか、開発公社を通じながらそういう努力をして、少しでも人口が定着するような取り組みをさせていただきます。さきほど言いましたように、具体的な計画等があったら、どんどん町のほうに提案していただければありがたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） とにかく宅地化を望んでいますので、私、なんかも今町長が言われましたように、住民の方にそういう具体的な要望ということでまたいろんなことで伝えて、とにかく宅地化することが固定資産のほうからしても、実利に確保からしても、やっぱり農地よりは宅地のほうが固定資産も上がると思うんですけどいかがでしょうか。そこ辺の農地と普通の宅地との固定資産の差っていうのはあるんでしょう、かなり。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 農地と宅地の固定資産税とは当然あります。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 質問項目に入っていないからいいです、それ。

とにかくそういうことで、あの地域を少しでも栄えるような、難しいかもしれませんが、そう簡単には、私らが要求するときは簡単に、しかし受けるほうは大変だと思いますけれども、そういうことを地域の住民のやはりことを思って、常にやっぱり意識しながら取り組んでもらいたいと思います。

次に、4番目の、これが一番大事じゃないかなと、いろんな事業を始めるときも、このことが一番大事じゃないかということで、なかなか今、行財政改革とか職員の意識的なそういう指導をどういうふうにしているのかということで、毎年毎年、新職員も入ってくるわけですので、そこ辺を含めて職員の意識改革はどのように指導されているのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 職員の意識改革の指導ということで、職員の意識改革、専門的知識の取得とか政策形成能力とか職員の能力向上を目的としまして、宮崎県市町村振興協会の研修セ

ンターの実施する職員研修等に出ているところがございます。あと新規採用とか昇格及び人事異動等、さまざまなタイミングで該当する職員を受講させているところがございます。

また、人事評価制度も今取り組んでおりまして、その中でも個人の目標設定、面談、上司との面談、評価といった、各団体を通じて評価者が評価内容に応じた業務上の指導、助言を実施するだけでなく、個々の職員の能力の開発、スキルアップを促す観点からの助言ということを行いながら、職員のモチベーションの向上につながるということで、意識改革の指導の一つとなっていると考えているとことごとでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 私は長年役場の職員の方にいろいろお世話になっております。本当に個人的には非常にすばらしい職員がいっぱいいらっしゃるということは常々思っております。そういうことを含めて、どうしても職員の方には町民のやっぱり主導的な立場になってもらいたいから、やはり私はこういう質問をするわけです。

その中で、やっぱり役場は何のためにあるのかですね、原点に戻って。そして役場の組織というのは何のためにあるのかということ、やっぱりそれはそれぞれいろいろ意見はあると思いますが、どう思われますか、役場、行政の立場、役場、誰のためにあるのか。そして組織というのは、いや、また組織としてすばらしい組織ですよ。組織というのは何の目的で組織はあるのか、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 役場という組織ですね。ちなみに入庁する際に公僕ということで、まず役場の存在自体が三股町であれば、三股町の住民の福祉の向上とか、生活の安定とか、やはり住民に対してサービスを行うためにある組織であります。

それがもとの、やはり税金等をいただきながら、住民の意見を反映させながら、全ての方の全ての意見に応えることは難しい部分もありますけども、多くの住民がそれぞれの要望といいますか、ニーズとかそういうのをあると思います、それを国で決められております法律と町の条例等の範囲の中で住民サービスを行っているという組織であると考えております。ですから、町は基本的には町の住民の福祉の向上とか、そういう部分のためにある組織、職員であるというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 私もそのとおりだと思います。

もう一つ、やっぱり役場は、役場というその字のとおり役に立つ場所ですよ。それは町民のために役に立つ場所でないといけない。もちろん職員の方も町民の方がいっぱいいらっしゃいますけど、そういうことを含めて、そして組織というのは、自分たちの既得権益を守るための組織

じゃなくて、やはりさきほども言われましたように、町民の福祉の向上ですよ。町民が心から豊かになれるような町政をしてもらいたいということです、そのとおりだと思います。

それで問題になるのが、やはり使命感ですね、何か英語で言うとミッションとか何とかちゅうわけですが、使命感というのをもう一回再認識してもらいたいということで、きょうの質問をしております。というのも、私はきょうまでいろんな町民の方々と接してきました。今、景気がいいとか何とか言っていますが、町民の生活は本当に厳しい人たちがいっぱいいらっしゃいます。そういうことを含めて、もう一回、きょうの職員の方も原点に立ち戻って、町民の幸せのために熱意を持って、情熱を持って汗をかいてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場は役に立つ場所ということで、使命感を持ってそれぞれ職員頑張っているというふうに思います。

さきほど、昨日、私のマニフェスト、そしてまたこの8年間の仕事についてちょっとお話させていただきまされたけれども、それを起点に職員にお願いし、そしてまたそういうミッションを与えて取り組んでいただいた結果が一つ一つこう実現してきているというふうに、ですから、常に職員のほうに話をしているんですけども、やはり誰のために仕事をしているのかは、やっぱり町民の幸福の向上ですから、そういうふうな話は常にさせていただいております。そしてまた新規職員にも、やはり全体の奉仕者ということで仕事をするようにということでお話はさせていただいております。

ですから、今言われるように、本当に職員の自覚というか、そういうところを常に認識はさせているところがございます。そしてまた、職員に対し、先ほどございましたように、職場での、この役場での研修はもちろんでございますけれども、また県のほうの研修とか、いろんな研修にも参加させていただいて、プロ意識の向上、そしてまたスキルアップ、そういったのもしていますから、本当に心して、住民の役に立つように頑張っているつもりでございます。

また何かありましたら、またいろいろと教えてほしいんですが、やはりときどき町民のほうからも苦情も来ます。窓口の対応でちょっと十分な説明ができなかったとか、それが町としては非常に冷たかったとか、そういうような受けとめ方もされたりします。なかなか限られた時間での対応とかあったりして十分な接遇もできない部分もございます。それも人的には十分ではない部分もございますし、仕事に追われている、権限移譲で仕事が増えている分もございますので、いろいろとご迷惑をかける部分もあるかと思っておりますけれども、役場職員自体はもう一生懸命、与えられた仕事をどのように頑張って、そしてまた三股町、また県内外発信するためのやっぱりそういう努力もしているというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 先ほど言いましたように、職員の方々は個人個人的には素晴らしい人たちがいっぱいいらっしゃいます。しかし、今町長も言われましたように、町民からの窓口の対応とかいろんなことで、今特にほかの市町村と比較しますから、そういう方々がやっぱりいろんな人たちが役場の中に入っておるようなところにいろいろ我々も聞くんですよ、苦情を聞きます。

そのたびに、やっぱり一人一人の職員は素晴らしい人がいっぱいいらっしゃるんですよということを言うんですけど、しかし、やっぱりそういう町民の声というのはもう仕方ないですから、これを払しょくするためには自分自身が、職員の方々がますますそのそういう町民のためにということで、公僕として働いていけばいいんじゃないかなと思って、もう一回原点に返ってということで、これは何ぼ職員の方々にどうのこうの言うわけじゃありません。そういう気持ちになってくださいよというような、やっぱり疑惑の声も入れて、そういう気持ちになって行ってもらいたいと思います。

そこで、職員のその年功序列で職員を登用したりという、そういうのはやっぱり残っているんですか。何年したらこうだとか、やっぱり優秀な人をやっぱり上に登用しようというようなそういう組織でないと、今からそんな年功序列でやっていくような時代じゃないような感じがしておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 現在、職員の昇格とかそういう物につきましては、何年でとか特別決まっているようなことではございません。やはり本人のそれまでの職務状態とか判断しながら、管理職等についてとか課長補佐等についてとか、その部分について協議して決定しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） その昇格についてですけれども、ここにいる課長の皆さんをこう見ていただければ、年齢的にも上の方もいらっしゃれば、若い人もいます。要するにやっぱり実力主義だというふうに思っています。また、そういうふうな登用の仕方をしたいというふうに思っています。

ある一定の年齢にすればそれなりの役職は必要ですから、そういう責任ある地位につきますけれども、それ以降は係長とかそういうのにつけますけれども、それ以降はやはりその方がそういう与えられたところでどれだけの仕事ができるか、そういうのを異動をさせながら見ながら、そしてこの幹部に登用するかどうか、そういう判断をさせていただきますので、年功序列では階を昇格してないつもりでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） よくわかりました。そういうことで、やはり能力主義、実力主義ということで民間感覚ですよ、そういうのを入れて、それはそういう優秀な職員をまたそういう立場に立ってもらうことは、イコール市民の利益につながると思います。そういうことでお願いいたします。

それで、新入職員の方の研修はどのような研修を、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 新規採用職員につきましては、まず採用をした初日等にて基本となる地方公務員法とか、あと役場の財務規則とかの流れとかそういうものと、今情報システムでコンピューター関係使いますので、その関係のセキュリティの関係とか、そういうものを庁内で研修しております。

また、採用時に年に2回ほど3日間ごとでありますけども、前期と後期という形で、これは市町村の研修センターというところに研修をお願いをいたしまして接遇関係とか、また新たに自治体の役割について研修を受けさせているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ぜひ、そういう研修は研修で、もちろん職員として職務につくわけですので、それはそれで結構なんですけど、民間感覚を取り入れるためには研修の中に民間との、この前のことしの何月かに都城市は自衛隊に二、三日行かせて研修するとか、その前は消防署に二、三日そういう指導を仰ぐとか、そしてこの前もある団体では職員の方にやっぱり市民と接するわけですので、いろんなその第一印象的につけるためには民間のそういう営業とかそういう、何かこの前の方は客室乗務員のベテランを研修に来てもらって講習をしてもらいましたということで、非常に頭の下げ方とか非常に第一印象ですから、やはりそういう面でそういう指導を仰いだということで、民間感覚を入れたいというんであれば民間の人を呼んで、専門的なことはそれでいいんですけど、そういうのも入れていったほうがいいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 他の自治体で、やはり先ほどおっしゃったとおり自衛隊とかいろいろな研修されているところがございます。本町においては、まだそういう取り組みはしていないところがございます。

ただ、各種イベント等があるときには、やはり人と応対するというので、最初、採用時に祭りのイベントとか今度ものづくりだとかもありますけども、そういうものを通して人との接客ということで新人をお願いしたりしていることもあります。

また、本町におきましては、やはり総体の人員的にやはり即戦力という分野もありますので、

ですから職場内でOJT、職場内研修ということで、先輩等がやはり指導していくというような、今のところそういう体制になっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） とにかく先ほども言いましたように、町民の指導的な立場になってもらいたいということで、そういう専門的なことでもういっぱい優秀な方がいらっしゃいますので、それを町民のために少しでも役立てるようにしてもらいたいということで、いろいろ意見を言いました。もちろん頑張っているというのわかりますけれども、それ以上に意識を持って頑張ってもらいたいと思います。

一つだけ、これは質問じゃありませんけど、例えば、去年だったと思いますけど、ある知事になられた方の話をちょっとしたんですが、そうしたら、その元知事という方が前、県庁か何かに入ったら、こんなに職員の人達と意識が違うのかと、口ではみんな民間感覚だ、民間目線ととか言うけど、全然違うというところで、これを直さない意識改革をしないことには幾らいい仕事を持ってきても、やっぱりそういう意識がないとだめだということで、自分の4年の任期の中でその職員の、これだけの宝ですよ、宝物を磨くことが、この意識を変えていくことが、その県政の7割は私はもうその役割は済んだと、そのぐらいやっぱり意識を変えていくのが大事じゃないかなということですよ。

それだけの能力があるわけですので、それを発揮するためには意識の向上、改革ですよ。最初から持っている職員もいますよ、それはみんなそうで、どうしても同じ組織にいと、どうしてもその中の内向きになるんですね。だからそのことを含めて、今後またいい仕事を、町民のためになるような仕事をして、我々もまた議会としてもやっぱりそれに対しては協力していかないといけないんじゃないかと私は思っておりますので、今後を期待しますので、よろしく願いいたします。それで私の質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより13時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位7番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。質問順位7番、楠原更三です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

全国的に地域活性化の動きが注目され初めましてかなりの時間が経過してきています。「人が元気、町が元気」というようなフレーズは、地域活性化をあらわす言葉として全国各地で使われているようです。

地域活性化という面から見ると、本町でも1年を通してさまざまな催しが見られています。きのうも取り上げられましたが、この時期には、まちドラ、モノづくりフェアなど、行政主導での催し物が毎年行われ、対外的にも評価されているように感じます。

「三股は元気があるな」などという声を私にもかけていただくことがあります。しかし、自立と協働のまちづくりとはそのようなものばかりではなく、派手さはないながらも地域主導の地域住民による地域の特色を生かした動きを期待してのものではないのではないかと思います。そのような面から見れば、現状は少し物足りないのではないかと感じています。

地域主導となると、その母体として自治公民館の存在がクローズアップされてきます。もちろん現状では年中行事の一環としての取り組みが行われています。それにプラスして、その地域の特性を出すということは大変難しいことではあるでしょうが、その地域らしい自治公民館のあり方という点から考えると、自治公民館の自治活動の延長線上に地域活性化の答えが見えてくるのではないかと思います。

そうすれば、自治公民館の数だけの地域活性化の試みが見られることとなります。ひいてはこれが自治公民館の魅力につながるのではないのでしょうか。そのような面から見た上で、自治公民館活動については、今回は地域活性化の關係に絞って伺ってまいります。

まず、現在の自治公民館の自治活動の地域活性化に対して、町としてどのようなことを期待されているのか伺います。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 本町において自治公民館制度がスタートいたしましたのが平成4年です。それ以来、よりよい地域社会をつくるためにお互いに助け合い、親睦を深めながら住みよいまちづくりを目指して活動をしていただいているところであります。

自治公民館は住民自治が基本であり、自立と協働でつくる元気なまち三股の実現のために、最も連携すべき団体であります。よって、その活動に期待するところは大きく、地域住民の交流を図るための夏祭り、あるいはレクリエーション等の開催はもとより、清掃活動や資源ごみ回収などの環境美化活動、安心・安全なまちづくりの推進のために、防犯灯の設置や通学路の見守り活動、ボランティアの活動への参加促進が上げられます。

次に、福祉、健康づくりの推進も近年重要な課題となってきました。また、地域の問題を解決し、生涯学習の拠点にするとともに、災害時の安否情報の収集や避難所の運営など、自主防

災組織としての役割につきましても期待の大きいところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。自治公民館の役割というのは非常に広範囲にわたっているということはよくわかっております。したがって、私は、先ほどの質問で、地域活性化に対してどのようなことを期待されるのかというふうに限定してお尋ねしたところですので、もう一度お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 自治公民館の活動は、先ほど言いましたけど、生涯学習の拠点となっております。いわゆる生涯学習のまちづくり、生涯学習を地域住民が非常に推進していただくことで、元気のある地域になるというふうに思っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 生涯学習のまちづくりという面からの自治公民館活動というのが今一般的に行われていると思っております。

調べてみますと、社会教育法の中に公民館活動というのが位置づけられておりまして、もちろん先生に言うのも何ですけれども、今、公民館活動として中心になっているのは、先ほども言われましたけれども、美化の面とか、それから、防犯の面とか、地域福祉の面とか、さまざま言われましたけれども、その中でも教養を深めるということが先行しているような感じがします。

しかし、自立と協働のまちづくりということで考えていきますと、地域の特色を生かした地域づくりという面から、何回も申しますけれども、自治公民館活動にどのようなことを期待されるのか。まちドラとか、モノづくりフェアとか、1年を通して、先ほど、いろいろあると申しましたけれども、これは役場の職員の方々がリーダーシップをとって行われます。

非常に役場の職員の方々の苦勞というのを、特に企画関係の方々のご苦勞というのは大変なものがあると思っておりますけれども、これを地域主導にしますとそうでもなくなり、余計地域の特色というのが生きるものになるんじゃないかなと思います。

それで今、お伺いをしているところですので、まず、資料のⅠをごらんください。

これを見ますと、地域活性化と直接関連したものではないと思っておりますけれども、全国公民館連合会が5年後とに調査しているということらしいんですけれども、今回手に入ったのは平成25年に実施されました全国公民館実態調査結果検討報告から抜粋したものです。

私はよく理解していなかったんですけれども、これを見ますと、ここにありますように自治公民館の運営についてというところだけを抜粋していますけれども、「自治公民館はない市町村が多かった」と報告されています。だからなくてもいいのではないかと考えているのではありませ

ん。

ただ、なぜそうなのかは気になりますが、今回は自治公民館活動と地域活性化との関係を取り上げていますので、その点には深入りしません。

ともあれ、なくてはならないというものではない性格の自治公民館制を本町はとっています。

今、教育長が申されましたけれども、本町の自治公民館制度というのは、平成4年、1992年に始まったということですから、26年の歴史があるということになります。

本町が自治公民館制度を導入したときの思いはどのようなものがあったのでしょうか。26年の歴史となれば、それなりの三股らしい地域活性化の動きの蓄積があってもよいのではないのでしょうか。

社会教育という面からの自治公民館活動ではない、地域をおらが町として、おらが地域として、より活性化させるような動きというのが過去にもあったとは思いますが。また、自治公民館の活動にしましても、自治ですので、全国一律のものではありません。

そのような中で、自治公民館活動の例として調べてみますと、全国的に綾町の活動が取り上げられているようです。調べますと、綾町の自治公民館制は、昭和40年、1965年に導入されています。現在では、ご存じのように綾ブランドを確立し、共同通信社とか内閣府の調査によりますと、全国からモデルとされる自治体の常連となっていると書いてあります。

本町もこの制度を導入するときに先進例として綾町に研修に行かれたのかもしれませんが。三股でも自治公民館単位での地域の特色を生かした地域の活性化にますます取り組んでいき、今後、他の自治体のモデルとなっていくようになればと思っております。

しかし、先ほど教育長の答えの中で見ますと、地域の特色を生かした地域の活性化という面では、今お答えはいただかなかったわけですが、今度は、自治公民館の規模というのについて見てみたいと思っております。

規模としては、面積的な意味を込めた範囲の規模とか、自治公民館の加入者数であるとか、加入者が地域に占める割合等々が考えられますが、そのような面からの自治公民館の規模として、どの程度を適正規模であると考えられているのでしょうか。

資料Ⅱをごらんください。これは、総務課のほうからいただいた資料を抜粋したものです。本町の自治公民館加入状況です。加入率の高い自治公民館から5つ、加入率の低いほうの自治公民館から5つを上げています。これ10になります。30ですから、20自治公民館はここには入っておりません。

このような地域差が見られます。89.38%の加入率のところもあれば、34.63%という、そういう地域差というのが見られます。こういう面から見て、自治公民館の規模としてどのようにお考えでしょうか。適正規模の面、それから、地域差の面、別々に答えていただいても結構で

すけれども、一緒にでも構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町内の自治公民館の規模につきましては、ことしの5月1日現在で、戸数で見ると、蓼池自治公民館が642戸、そして、大八重自治公民館が6戸という大きな差があります。また、それぞれが地域の実態に応じた活動をしているところでございます。

加入率につきましては、34.6%から89.3%と地域により差が生じております。平均しますと62.9%となっているのが現状でございます。

自治公民館は、住民自治の最も基本的な単位でございまして、地域生活に根差した地域活動の拠点となっております。地域コミュニティの形成維持に欠かせない組織であると言えます。

したがって、それぞれの地域の特性、そして、現状を考慮しますと、自治公民館の適正な規模というのを一律には示せるものではないというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） あっちこっち質問をしまして収拾がつかなくなりましたんですが、適正規模については答えられないということをおっしゃいましたが、続きまして、資料の2枚目をごらんください。

これは、平成30年度第1回自治公民館長会議で使われた資料から抜粋したものです。ですので、当然ご存じだと思いますけれども。

資料Ⅲの1、自治公民館の基本的な考え方、二重下線を引いていますけれども、自治公民館とは、「人づくり・地域づくりの組織的な対応を図る拠点である」、次が、「地域住民の総意により、住民の力で住民の生活・文化の向上及び自治能力を高めるために、住民によって運営されている組織である」と、住民自治というのがこれではっきりわかるわけですが、基本的なあり方のところを見ますと、「全地域住民の意見や願いを反映して」とか、「住民全員の参加により」とか、「住民の生活課題を解決するため」というのがあります。

これを単純に自治公民館活動の中で当てはめようとするならば、自治公民館の役員になられる方はもちろんのことながら、誰しも容易ならざるものを感じられるのではないのでしょうか。住民の総意、さきのでいきますと、34.63%、これで住民の総意という表現が当てはまるのかどうなのか。

もちろん89.38%でも同じようなことが言えるかもしれませんが、物の本によりますと、「未加入者が多くなって、実態と全世帯加入の建前との乖離が大きくなると、住民の総意だとすることが成り立たなくなる」というような表現のある本もありました。

こういうようなことから考えて、もう一度お聞きします。自治公民館の適正な規模というものと、今の実態、これを考えてどのようにお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 加入率の問題、ちょっと置かまして。まず、ここで言う住民の総意とか、そういうのは、その自治公民館に加入している方々の総意ということなので、入っていない方を含めての総意という意味ではございません。あくまでもここで言っているのは、その加入者のところですよ。そういう意味で捉えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 加入者のということですか。けど、「全地域住民」という表現があるんです。くどいかもしれませんが、「人づくり・地域づくりの組織的な対応」とか、「地域住民」、「全地域住民」という表現が、今のでいきますと加入者に限るとのことなんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 自治公民館の中では、いろんな総会とかを開いて、いろんな自分たちの話し合いで、よりよい生活ができるための取り組みをされると思うんですが、それは、あくまでもその自治公民館の加入者に対して適用されるものでありまして、その以外の方に適用されるものではありません。

だから、入っている方の皆さんで、どういうふうにやっつけようか、もちろん加入率を高めていこうという動きは行政のほうと一緒に頑張っているわけですが、一応入っている方々の中でこういうことをやっているということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） どうも、「はい、わかりました」と言える答えではないんですけども、行政とすれば、自治公民館に加入されている、いないにかかわらず、町民の方々ですので、対応は同じであるべきであると思います。

ただ、今現状が30数%だから、いけないと私は言っているわけじゃないんです。これから先、どうしても自治公民館を盛り上げていくためには、地域の指導者という人たちが、人づくり・地域づくりのための自治能力を高めるための方策というものを、行政としてつくっておく、それは必要ではないかなと思います。

先ほども言いましたけれども、平成4年、自治公民館制を導入したときに、「はい、これからは自治公民館制度にしますので、お願いします」と言って始まったわけではなく、「こういう形で行います」というような説明は当然あったと思うんですが、それを、地域によりましては1年ごとに公民館長さんが入れかわられるとか、何年も続けられるところもありますけれども、そうしますと毎年毎年、自治公民館とはこうあるものかということをお願いしていく必要があると思いますが、そこで使われているこの資料の中身が非常に難しいと思うんです。

積極的に「私が自治公民館長になりましょう」と言われるところもあると思いますが、そうでないところに関しましては、こういうのを理解した上で地域住民の方々にこれを還元していくとなった場合には、並大抵のことではありません。だから、こういう公民館長さんというのはリーダーシップをとられるわけですから、それなりのカリキュラムというか、それを持った研修制度が充実していかなければならない。

現状では、先ほども言いましたけれども、年中行事の繰り返しを消化するというのが、自治公民館のあり方の中心であるような気がいたします。

それであれば1年交代であっても、そう無理なく続けることができるのかもしれませんが、それではそれだけで終わるんです。もっと地域を盛り上げる、おらが町をもっとすばらしいものにして子供たちに残していこうという気持ちを持つのであるならば、現状では非常に中途半端ではないか、役員になられる方の重荷にだけであって。

したがって、特別なことをせずに、去年と同じようにことしも消化しようかなということになると思います。

それであると、綾ブランドのような、全国から注目されるようなもの、簡単にできたわけではないでしょうけれども、そういうようなシステムの蓄積というものがあれば、少しずつ自治公民館と地域の活性化というのがつながっていくと思うんです。

どうしても、先ほどの教育長のお答えでいきますと、全国一律どこでも行うような公民館のあり方、社会教育としての公民館のあり方は、先ほどの答弁で非常によくわかるんですけども、地域の特性を生かした自治公民館活動のあり方というものがあることによって、この三股がより活性化していくというのがあるのではないかなと思います。

そうしますと、おらが町と考えれば、「これも行政に頼む、これも行政に頼む」というんじゃなくて、「これは自分たちで何とかしようや」と、本当の協働のまちづくりというのできてくるのではないかなという気がします。

先ほどの2枚目の資料Ⅲにあります、自治公民館の基本的な考え方の中にあります「自治能力を高める」というところにつきまして、これまでどのような取り組みが行われてきたのか、過去、これまでです。自治公民館の役員の方々に対して、リーダー育成のための具体的なシステムというのどのようなものがあつたのでしょうか。

また、地域の方々に対しても、自治能力を高めるためにどのような施策がとられてきたのか伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、自治公民館長さんに対する自治能力を高める取り組みとしまして、自治公民館連絡協議会を組織しておりまして、定期的に館長会や代議員会を開催し、まち

づくりや、地域における諸問題の協議、情報交換等を行うほか、公民館の研究大会の参加、そして、県内外への先進事例を学ぶための積極的・自発的に研修を重ねて、自治能力を高めているところでございます。

なお、自治活動の一つとしまして、自治公民館へ活動交付金、こちらを交付しております。さらに、生涯学習の取り組みの一環としまして、平成29年度、昨年までは公民館主催教室を開講しておりましたが、今年度からは、いきいきわくわく教室事業というのを新設しまして展開しております。

この事業では、多くの住民が参加できるように、会場及び実施曜日・時間帯を考慮して、全ての公共施設を、教室開催場所として対象としております。

ここでは、地域の施設において、特定の科目を専門的に学習するわくわく教室と、地域で開催されるいろんなサロンがあると思うんですが、そういうサロンにおいて、参加者が生きがいづくりなどを目的に学習する教室の2つから構成されておまして、町民が生きがいのある充実した生活を送るため、自主的・自発的意思によって学習したり、地域住民で組織する団体が地域のコミュニティの再生・活性化等のために学習するきっかけづくりに寄与しているところがございます。

ことし始めたばかりですので、さらにこういう活動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今言われたこと、ことしから着手したということは、これまでの社会教育の教養を深めるという流れと、また別にとということでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今はどちらかと言いますと、公民館、こちらの教育課のほうで主導的にいろんな教室を提供していたんですが、今度は地域の方々の意見を十分反映したものというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） それはもちろん大事なことだと思いますけれども、それプラス、何回も言いますが、まちドラとか、モノづくりフェアとか、非常にこれは定着するまでに時間がかかり、ご苦労があったということは推察できますけれども、そういう、派手さはなくても、イベント的なことを地域で地域の人がやれるような能力を高める研修とか、指導とか、そういうものはできないんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） そのために県外の事例の研修だとか、町外研修だとか、そういった

ものでいろんな先進地の研修にも行っています。そういったものを参考にして、地域独自で、地域でできる、おらが自治公民館を発想の結果だと思います。あとは発想、それぞれの自治公民館で発想をしていただく。

行政から、これをやってくださいと言ったら、何も意味がないわけですので、それぞれの地域の実態に応じた、大八重公民館が6戸しかありません。6戸でできるものは何かないのか、400戸のところは何かないのかという地域の発想だと思います。一律に、まちドラをうちでやってみようと言われれば、それを展開する施設があるよと言われれば、それを委託でやるとかいう方法も考えられると思います。

あとは地域の発想が一番大事かなというふうに思っております。そのための研修はやっております。いろんな、町外へ出まして。三股は特に30ですから、全員行きます。例えば、都城は300あるんです。300の公民館を全部連れていくことはできません。

だから、三股はそれだけ、全部行きますので、それぞれが館長さんやら地域住民の声を聞いて、いろんなアイデアを生かしていただければありがたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） だから、最初に返るんですけども、適正規模をどう考えられるかということなんです。加入者数から見た規模もありますけれども、加入者割合から見たのもありますし、加入者数、そういうのでも差があり過ぎるので、適正規模を、どういうことを自治公民館が地域活性化として行うかという期待を聞いた上で、それを行うための適正規模はどれぐらいだということをお聞きしたいんです。

もう一度お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 自治公民館の適正規模についてなんですけれども、この自治公民館については、一定の区域に住居を有する者の支援に基づいて組織されております。ですから、町のほうで、今までの歴史・伝統を含めて、その地域自体がまとまって一つの自治公民館をつくっているわけですから、おたくたちはこうなさいという形で町のほうで指し示すということは控えるべきだなと思います。

これは、市町村合併も似たようなものなんですけれども、国のほうから1万人以下の規模については合併しないと、そういうふうな指導よりも、やはり、その地域の中でどうやって生きていくか、みずからが考えて、住民自治の中で結論を出すという方向での市町村合併もございました。

そういう意味あいではですね、自治公民館の一定の規模というのは多いところもあれば少ないところもある、その中で、また、多ければ、また、分割したいということであれば、その声を尊重しながら対応をしていくということで、町から適正規模はこうですよというのは指し示すの

は控えたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よくわかりました。

では、自治公民館とはこうあるべきだというのは、平成4年、三股町が自治公民館制を導入したときにあったと思いますけれども、それまでの公立公民館制から自治公民館制に変わったときに、「はい、皆さん、これからこう変わりますよ」という説明があったと思いますけれども、ありましたよね普通。

私は、これまでいろんな先輩方に、自治公民館制になって公民館活動にどんな変化が見られるようになりましてかというようなことを聞いてきました。自治公民館制になってからの自治公民館活動の変化、または地域の変化としてどのようなものが上げられますかとお聞きしたところ、明確な回答を聞くことができていません。

ですから、もう1回原点に戻って、26年前に戻りまして、三股の自治公民館制はこういうことを目的にするという答えも欲しいんですが、通告していませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 昔からそれぞれの集落で、自治会という形であったわけですが、それを三股の場合には公立公民館長のもとにそういうのがありましたので、それは自治会からするとおかしいということで、宮崎県としては、そういう自治会を自治公民館というふうにとこもしましたので、三股町でも自治公民館という名前をつけて、自治会自体は昔からそれぞれあったんですが、それを自治公民館として制度化したんだというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） なかなかわからんのです。私もいろいろ調べましたけれども、自治公民館、自治会、この言葉だけでもよく理解できていないんです。自治会、町内会、自治公民館、これが同じなのか違うのか、中央公民館と自治公民館の違いというのはいろんなところで出ていますから、これはわかります。

それはいいとしましても、三股町におきまして自治公民館制を平成4年から導入しました。変わったわけなんです。そのときに、これから我が町の自治公民館はこうなりますよというのが周知されてきたと思いますけれども、きょうは無理としましても、そのうちにまた教えていただきたいと思うんですが、それを原点にして、自治公民館活動というものがまたスパイスのきいたものになっていければと思います。

今、団塊の世代の方々が地域に帰ってこられまして、非常に各地で、もう1回ふるさとを見直すという動きがひしひしと感じとれます。今そういう人材が豊富に地域に存在している時期ですので、もう1回原点に戻りまして、我が町、我が地域というのを見直す活動というのを何とか

行政のほうで人材づくりのシステムと、全て行政がかかわるんじゃないなくて、そのきっかけをつくっていただけると、また三股の見方、考え方というのが変わっていくのではないかなと思います。

これといった質問がなくて、答えもなかなかないんですけれども、この公民館というのは非常に難しいなど、調べれば調べるほど難しいものなんですけど、もう1回確認だけします。地域住民の総意の解釈につきましては、先ほど課長が言われました公民館対象者に対しての総意という理解でよろしいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 自治公民館というのは、先ほど申しましたように、その事業の推進するときに、事業計画とか収支予算とか、そういうのを公民館の規約にのっとって総会で決められます。そこで審議されて決定したことは、民主主義方法で言いますと、住民の総意というふうに解釈してよろしいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） で、もう1回もとに戻りますけども、そうしますと、加入者が30数%のところであっても、自治公民館で決まったことは、その地域全体の地域住民の総意というふうな解釈をされるということによろしいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 一応、今おっしゃったように、その地域の方々の総意というふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、議員のいろんな質問を聞いていますと、役場のほうで何らかの形で公民館、自治公民館に対する活動指針、あるいは何らかの形でのモデルを示すような、こう聞こえてくるんですけど、私はどちらかという、自治公民館自体がみずからの活動、行動、そういうものを自主的に立案して、それを行政がバックアップするという、どちらかという、そちらのほうで個性的なやり方じゃないかな、また、独自のやり方じゃないかなと。

ですから、町のほうで一定の規模をこうしなさい、あるいはこういう形でしなさいということになると、金太郎あめみたいに同じことの繰り返しになっていく、町が示したものを、何だかそんなふうを感じるんですけれども。

それと、先ほどまちドラとか、それとか、今度やりますモノづくりフェア、これも行政が最初はスタートしましたけれども、しかし、今は、どちらかという、実行委員会形式で、町主導というよりも、その民間の人たちを中心にしたところでやっておりますので、ですから行政がサポートする、あるいはバックアップするような手続等はやっていきますけれども、その内容等は、どちらかという、住民の総意の中でやっているというふうにご理解いただきたいなと思います。

そしてまた、自治公民館自体の活動については、ここの中に第1回の自治公民館会議の中で示してありますように、地域の福祉の向上を含めて、健康づくりを含め、コミュニティ行政いろんなことをやっていきますけれど、そしてまた、今一番、これからの大事なものは、高齢化も進んでおりますので、そういうような地域の中の生活支援、それなんかもこの自治公民館のほうでいろんな形で取り組んでいただきたいなど、行政主導ではなくて、自治公民館の中で地域をどうしたらいいかというのを考えていただきたい。

それを町はまた、財政的な支援が必要だったら財政支援しますし、何らかの形での応援をしていくと、そういう地域づくりがこれからは大事じゃないかなと思います。

また、災害等も、これからは地震が起こる可能性もあります。そういうときには自助共助、そして公助と言いますけれども、やはり、ともに助け合う共助というのが非常に重要だということを言われていますので、自治体公民館の顔が見える環境をつくって行って、そして、助け合いの組織という、また、そういう自治防災組織の中での地域の守りとしてまた取り組む、そういうふうな取り組みのところに対する町としての支援をしていくということで、行政主導ではなくて、住民主導、そして、自治公民館主導、それに対する行政サポートというような体制で今後のまちづくりは必要かなというふうに思います。

言われるところはよくわかるんですけども、行政のでこうこう云々というのはわかるんですけども、ただ、どちらかという公民館の中で住民の声を聞きながら、何をしたいのか、どういふふうな活動をしたいのか、そういうふうな独自性、個性的なものを提案していただければ、町のほうでできることはまたサポートをしていく、そういうスタンスでいいのかなと私は思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 目指すところは全く同じなんです、今言われたことと。さっきから言っていますのは、公民館長さん、役員さんになられる方がどこも大変であると、選ぶのが。という現実があります。

そのときに、私、さっきから言っているのは、今、町長のと違うのは、自治能力を高めるための、立案能力とか、そういう自治能力を高める、いわゆる人材を育成するシステムをお願いしたいということなんです。金太郎あめみたいになったら元も子もありません。それはよくわかっています。

だから、そうならないように、うちの地域はこういう歴史がある、こういう裏付けがある、それを生かしていこうじゃないかという人が一人でも多く出てきてほしいと、そのためには、こういうような人材育成システムがありますよというところがあれば、じゃあ俺もやってみようかな

という方が出てこられるのではないかなと、リーダー育成のためのシステムを準備していただけないかなということなんです。

そうすると、行政のほうでも、そこに1人か2人いらっしゃれば、その方が対応できる範囲ではないかなと思います。非常に難しい部分ではありますけれども、自治能力を高める施策や、リーダー育成のシステム、それをお願いしたいということをお願いしているところですけども、もう一度これについてはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） さっきと同じようなことになってしまうんですけども、30自治公民館がありますけども、その30自治公民館の歴史を私たち全て知りません。私は花見原ですけど、花見原の歴史は（ ）ますから、あそこができたときからずっとわかっています、流れは見えています。昭和時代から自治公民館的な動きをしておりました。

全ての自治公民館の動きを全て知って、こういう歴史があるからこんなことをということまではなかなかなんです、全てのこういう自治公民館長さんたちの資質向上のための研修会というのは、先ほど何回も言いましたように、視察だとか、県大会とか、いろんな場で学んでいただいて、あるいは都城との協議をしながら、県のほうからの生涯学習の担当も来ます。

いろんな中でディスカッションしながら、そこで資質を高めていくと、その中で地域の中の独自性を生かしながら、地域住民の方々と何かあったら、いいアイデアはないかということをもた協議していただく、そこに新しいアイデアがまた出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん、みずから研修するというのもあろうかと思えます。もちろん綾町にも行っております。自治公民館の研修もしております。だから、そういったことを実体験はしていらっしゃいますので、過去。今の公民館長さんじゃないかもわかりませんが、そういった方もいらっしゃるわけですので、そういった方々からいろんな情報を聞きながら、その地域の実態に応じた独自の公民館活動をしていただけると非常にありがたいなというふうに思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 済みません、何回も同じことで。

ただ、誰が公民館の役員になられても、育てていただけるんだというシステムがあるかどうかなんです。今あちこちに研修に行かれるということをおっしゃったけども、それで実際できるのかどうかということなんです。「この研修しました」、「これやりました」、「やりました」、それだけじゃなくて、これだけだったらできるでしょうということまでちゃんとと言えるのかどうか。

順番で公民館長になりましたという方もいらっしゃいます。自分から手を挙げてなられた方も

いらっしゃいます。それで公民館活動に差は当然出てきますけれども、完璧じゃないですが、指導助言のシステムはここにありますよと、30自治公民館全てのことを知る人がいるということは、これは不可能です。それは当然わかりますけれども、そのシステムです。人材育成のためのシステム、そういうものができないのかなと思っているところです。

もっとそれに時間をかけて、人をかけて、地域を育成するということはできないもんなんでしょいか。

また同じと言われるといけませんので、私の気持ちです。

皆さんよくご存じのように、ケネディ大統領が就任演説によりまして、もじって言いますと「地域のことに對して町が何をしてくれるかを期待するのではなく、地域が地域のために何ができるかを議論してほしい」と、これが協働のまちづくりの根本であろうと思います。

けど、議論をするには、議論の方法、そして、それを導く人、導くシステム、そういうものが必要ではないかなと思います。

人材づくりには、ご存じ、それなりの時間がかかります。人材がいなければできません、地域づくりも。人づくり・地域づくりというものを全面に出すのであれば、それに応えるようなシステムというのがなければいけないのではないかなと思います。

話は若干ずれますけれども、12月に都城市が自治公民館加入及び活動参加を促進する条例というのを制定されました。これについて、三股の現在の状況を考えて、どのように思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都城市が12月につくられましたけど、12月は自治公民館加入促進に関する条例です。読ませていただきましたけれども、我が町では25年に、まちづくり基本条例をつくっております。その中には同じようなことが書いてありますので、コミュニティの組織はどうあるべきか、うちのほうが先に取り組んでいると。

ただ、都城市の今回の条例制定は自治公民館に限ったところでありまして、そしてまた、自治公民館、事業者、市民、そして、役所の役割分担が書いてありますけど、本町の、まちづくり基本条例も全くそのような取り組みをさせていただいておりますので、特別その取り組み、そういう条例等、同様な取り組みも本町のほうでは以前からしているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 転入者につきましては窓口で公民館加入を勧めるというのは聞いております。現在未加入の方に対しては、自治公民館ですから、自治公民館で館長さんなり支部長さんなりを通して加入を促進するというのが普通というふうに聞いていますけれども、それでもなお公民館から脱退する人が見えるという話は聞いております。

やはり、いろんな理由があると思いますけれども、公民館の魅力づくりというのが重要ではないかなと思います。

じゃあ、どういう魅力をつくれればいいのか、どうあればいいのか、これは答えがないから現状があるんでしょけれども、これにつきましてはまだまだこれから考えていきたいと思いますので、しつこくまた似たような質問を次回していくことになるかと思います。

時間も大分押してきましたので、次に行きます。

もう一つ、地域活性化の取り組みとしまして、地域づくり推進事業というのがあります。ご存じのように、プレゼンテーションを行って、そして、認めて得られた事業には補助金が配られるというものであるわけですが、前回も一般質問で扱いましたが、29年度についてどのような事業が展開されているのか、まだ周知されていないように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域づくり推進事業の29年度の実施状況と成果の周知という点についてお答えいたします。

「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業」は、地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域の特色を生かした地域づくりに取り組む団体に、最長で3年間になりますけれども、補助金を交付するものであります。町民によるまちづくりとして支援をしているところであります。

平成29年度の実施状況と成果につきましては、事業名と事業団体名、それと、事業内容等について、町のホームページにおいて周知しているところであるんですけども、「みまたん協働のまちづくり」というバナーがあるんですが、非常にここが項目が多くなっておりまして、それぞれの方が目的のものを探しづらい、または見落としやすいような状況になっておりますので、今現在、ここをよりみやすいように変更をしようということで検討中でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よくわかりました。ホームページの右下のほうですね、協働のまちづくりのところ。29年度のは成果まで出ているんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） その成果といいますか、取り組んだ内容等について載せておるところです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 30年度につきましてもその同じところで周知される予定でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在、私も29年度のこの実績の報告を見まして、文字だけの表の形式で載っておりますので、見ていてちょっと物足りない感じを受けております。

ですから、29年度のこの成果といいますか、実績の報告も含めて、今後、写真を入れたりとか、その写真の説明もですけれども、ちょっと見ごたえのあるようなものに変更をしていくのも検討をしていきたいなということで考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」交付要項というのを見ますと、これは資料には上げていないんですが、附則の3番目のところ、要項の有効期限に平成31年3月31日限りその効力を失うと書いてありまして、これ、衣がえする予定なんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 要項自体は、一応この補助金に関しましては、3年ごとに更新するというようになっておりますので、また来年の3月31日で改正するかもしれませんが、変わらないかもしれません。それについても今後検討をしてみたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） もし更新されるのであれば、以前も言ったところなんですけど、先ほどにかけまして自治公民館活動とリンクして、今の自治公民館の活動をそのまま継続した上で新たな地域活性化に取り組むとした場合に、この事業者の中に自治公民館も対象にしたものにはできないものなんでしょうか。

以前にも町長のほうから、それはしないとされたのはっきりと覚えているんですけども、現在のようにプレゼンテーションを行ってやるとなれば無責任なことではできません。

そして、プレゼンテーションを行うとなるには時間がかかります。そのプレゼンテーションをするまでの段階で、地域に活性的な雰囲気が上がってくるのではないかなと思うんですけども、できましたら一考していただきたいと思っております。

次の質問に移っていきますけれども、先ほどホームページの協働のまちづくりのところでしょうか、右下の。あそこのところにいろいろとあると言われましたけれども、そこを活用しまして、地域活性化がいろんなところで行われていますけれども、そこにいろんな情報を載せることは可能なんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域の活性化の取り組みに対する周知でございますけれども、地域住民の方々が創意工夫により地域の活性化に取り組むことは、自分たちの住む町に対しての

愛着を育て、みずから積極的にコミュニティ活動等に参加するなど、まちづくりの理想といってもよいんじゃないかなと思っております。

さらに、このことを効果的に進めるには、地域住民に対しまして、その地域の課題であったり、具体的な取り組みであったり、地域の将来像、そういったものを、情報の共有というのは必要であろうかと考えております。

しかし、現状におきましては、紙ベースのものになりますけど、スペース的な問題があったり、ある地域、特定の地域の方々の活動を載せるとなると、平等公平な立場などから、現在は町主催のものとか、町全体にかかわるものを中心に載せているところでございます。技術的には可能だとは考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほどの全国の公民館実態調査の、資料には上げていないんですけど、その中に公民館情報を発信する手段として、公民館が独自出す公民館だよりとかと並んで、市町村ホームページ内において公民館情報を掲載しているというのも上位に来ています。

でありますので、そういうことに敏感な公民館の役員がいらっしゃるところは、最初から積極的にそれに情報を載せると、それを知った上でほかの方もとなると、より情報を載せるためにいろんな催し物を企画されたり、考えられたりする可能性が高くなると思いますので、もしよろしかったら、今言われたように技術的に可能であれば、ホームページ上の公民館情報を発信する場所というのを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ご質問のタイトルの中に掲示板というのが載っておりますので、そのことについてお答えしたいと考えます。

その掲示板を管理する上で、誰でもが書き込めるような掲示板であれば、誹謗中傷であったり、個人情報の流出であったりということが懸念されていきますので、それを管理する職員の体制であったり、システム変更の費用であったりということで、早急に取り組めない課題もありますので、今後、検討課題として考えますと、すぐに活用できるものとしましては、フェイスブックを活用した、町のフェイスブックがございまして、そちらのほうで、例えばメールで写真とか活動内容を送っていただく、もしくはデータでほかの媒体で送ってもらうということをしていただいて、フェイスブックに載せて周知を図っていくなどの検討もしていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

地元就職を進める施策についてというところなのですが、ご存じのように宮崎県は全国のおきましても、高校生の段階で県外へ就職をしていく子供たちが多いところであり、資料にも上げていますけれども、平成29年3月、高等学校卒業生の就職状況、文科省の出しているものを抜粋したものですけれども、太枠で囲ったところを見ますと、宮崎が県外へ就職する人たちが1,342名いて、割合としては44.48%とあります。

鹿児島、宮崎、青森、熊本、佐賀、九州は明治維新スタートからずっと都会への人口流出の多いところではありますけれども、現在もそれが続いているというようなことで、県としましても、県内就職を勧めようとしてさまざまなことを行っておりますけれども、それが功を奏して2番目にあるということです。それまでは1番だったということを聞いております。

そこで、いろんな理由があると思います、県外流出する理由はいろいろあると思いますが、ここでは、子供たちはもちろんのことながら、学校の先生方も保護者も地元の事業所のことをどれぐらいご存じなのか。当然、中学校になりますとインターンシップがありますので、一部の先生は町内の事業所をご存じになるかと思っておりますけれども、小中学校の先生方で、地元の事業所のことを把握されている先生はどれぐらいの割合でいらっしゃると思われませんか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先生方に調査をかけているわけではございませんが、企業もたくさんありますし、先生方の数も多いです。

どの企業ということも言えませんので、こういう状況というふうに捉えていただければと思いますが、現在、小学校3学年及び4学年の社会科におきまして、地域の人々の生産や販売に関する仕事について、見学したり調査をしたりして、その仕事に携わっている人々の工夫を考える内容を扱うよう、学習指導要領に位置づけられております。

そこで、本町教育委員会では、私たちの三股町と題した社会科副読本を小学校の先生方と作成しまして、町内全小学校の3年生に配付しまして授業で活用しております。

町内の工場やスーパーマーケットで働く方々や農家の方々の話などを掲載して、身の回りの仕事や環境へ関心や意欲を持つことができるよう工夫をしているところです。

また、中学校では、キャリア教育の一環といたしまして、2年生が職場体験学習を実施しております。毎年、地域、都城を含めましてですけど、約100の事業所に体験学習の受け入れを依頼している状況であります。昨年度は町内では38の事業所で職場体験を実施しております。

小中学校の先生方は、児童生徒との地域活動や学校行事、授業等を通して、町内の事業所を把握しているものというふうに認識しております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 何でこんなことを言うかと言いますと、先日、新聞で「地元企業

冊子で知って」という見出しで、都城・三股小中学校生に配付という記事を見ました。この冊子は、宮崎市内にあります小柳クリエイションというところが企画し作成したものです。

資料の4枚目にその抜粋したものを出しております。「発見 たんけん 都城市 三股町 どんな仕事があるのかな」という題です。後援として、都城市、都城教育委員会、三股町教育委員会と書いてあります。

教育課で見せていただきましたけれども、2冊しかそこにはないということですので、1回預かって見せていただいて、これを写しました。それでまたお返ししたわけですがけれども、この「はじめに」というところからこっだけ、「この本の使い方」、「先生方へ」というところを抜粋しております。

このはじめにというところを行きますと、線を引いたところです。「都城市内と三股町内のさまざまな仕事を紹介しています」、「都城市や三股町にも、こんな仕事があるんだ」、これは小学4年生が見るんです、中学校2年生と。

「この本の使い方」のところを見ますと、「都城市・三股町内の 職場を調べたりする時」と書いてあります。

次に、「先生方へ」というところで、「(都城市・三股町)の産業について」と、こう書いてありますけど、ここに掲載されているのは、下にありますように、三股町内の業者はひとつもありません。文章表現とこの掲載されている企業、合わないんです。

町教育委員会が後援したとあります。どのような後援だったのかお伺いたします。

○議長(池邊 美紀君) 教育長。

○教育長(宮内 浩二郎君) この冊子の作成の経緯でございますが、昨年度4月にキャリア教育本の第一弾として、宮崎市版の作成を行いましたK・Pクリエイションズ株式会社が、都城・三股町バージョンの作成に当たりまして、6月に名義後援の依頼がございました。

本冊子をキャリア教育の資料として、本町・都城市の小学校4年生の児童及び中学2年生の生徒に無償で配付するというものでありました。

掲載企業の打診、選定や記事作成は、この会社、当社が行うこととしながら、内容については宮崎県教育研修センターが監修に入り、本町や都城市にも報告をしてもらうことになっておりました。この本冊子の掲載企業については、同社が最初から1業種1社という方針を固め、この会社が打診・選定を行ってまいりました。

結果的には、三股町内の企業は掲載はされておきませんが、これは掲載料の負担も課題となったようで、打診した三股町内の企業、約30社だったそうですけれども、全て掲載見送りの回答であったと説明があり、これを了承した次第です。

また、最終校正において、3ページにあります「三股町でどんなところ」については、企画商

工課及び教育課で内容を確認して修正依頼をいたしました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 経緯がよくわかりました。

それと、今度はもう一つ、この冊子なんですけれども、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課というのが担当して出されました「ワクワクWORK！宮崎企業ガイドブック 宮崎で仕事を楽しむ200の方法」という冊子です。ごらんになった方いらっしゃると思いますけれども、これも県のほうでこういう冊子をつくるということで、前もって各市町村に伝えたということを担当の方から直接お聞きいたしました。200社載っています。

最初から200社がばっと集まったわけではないということでしたけれど、これをずっと中を見まして調べてみました。大体人口に比例して事業所が載っています。一番人口の多いところは宮崎市ですので、宮崎市が一番多くて76社、2位が都城で31社、3位が延岡で23社、4位が日向で16社、5位が日南で12社、6位が小林で10社と続きます。これは全部人口の多い順に掲載事業所も多いんです。

三股町は8番目の人口を持ちますけれども、1社なんです、ここに出ているのが。

ちなみに言いますと、門川と国富はそれぞれ4社、だから何だというようなことでもありますけれども、これはUJIターン者に配られるということです。それから、高校生にもみんな配られるということを聞いています。

そうしますと、これを見た人たち、UJIターンを希望する人たち、高校生、どうなんでしょう。三股というのは26市町村の中で8番目に人口を多く持ちながら、こんなと思う人がいてもおかしくないんじゃないかなという気がします。

聞いてみますと、ことし、これの第二弾を出すということです。それらにつきましては、今月の初めあたりに説明会があったのではないかと思いますけれども、この第二弾が作成されるに当たって、どのように対処されますか。お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ワクワクWORK！宮崎についてですけれども、県が作成した若者向けの企業紹介冊子ということで理解しております。

県内の就職促進を図ることを目的として発行されたわけなんですけれども、200社のうち町内の企業が1社しか載っていないということで、確かに説明会的时候に、こういったものをつくりますよという紹介があったようです。ことしも6月頭でしたか、そういった紹介があったところです。

実際の選定におきましては、県のほうで委託した作成業者、そちらのほうで選定をしております。

して、町のほうがどうこうというのは言っていないところであります。

ただ、県のほうに私のほうからも問い合わせしましたところ、今後は町と話もさせてくださいということでしたので、県全体で200です。人口割合から見ても4社か5社ぐらいになるのかなということで、そこら辺の枠の確保について、県と相談していきたいということを考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私が直接聞いたところによりますと、この第一弾につきましても200社すぐに集まらなかったということなんです。ですから、県のほうが各市町村のほうに打診をされた。早ければ何ぼでも載るような感じがします。4分の3も集まらなかったということ聞いております、最初は。

たかが本なんでしょうけれども、やはり、こういう中にもそのまちの元気さというのが出てくるのではないかなと思います。

ちなみに、三股よりも人口規模の低いえびの市が4社出ています。10位の串間が2社、三股は1社です。第二弾につきましてはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

このように、雇用機会を選択肢の中に入れるということで、こういうものが作成されると思ひますけれども、この県の雇用対策の動きと連動した施策というものを、本町も積極的に進める必要があると思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 若者の流出というのは、三股町は今まで人口が増え続けてきましたけれども、今横ばい状態になりまして、今後、減少に転じていくということが予想されております。

そのような中で、若者の流出であったり、U I J ターン者による移住定住の促進を図っていくということは、行政の重要な役割であると認識しておりますので、そういった県のほうの情報も集めつつ、協力し合つて、そのような取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほど教育長のほうから答えられましたけれども、町内の事業所のことを小学校3、4年生を中心に伝えていられると言われましたけれども、これから先も、まず先生方に地元でどれだけの事業所がある、どういう種類があるというようなことを周知できるような機会というものを、できるだけ多くつくっていただきまして、普段の会話の中で、僕はこういう仕事したい、私はこういう仕事をしたいというときに、三股にこういうのがあるよというような会話が普段からできるような状況に近づけていっていただきたいと思ひます。

もちろん、これには町の商工会との連携というのが重要でしょうけれども、商工会がやることになるのかもしれませんが、こういうことを町主導で、このような情報誌作成というものを考えられないでしょうか。お尋ねします。（発言する者あり）もうちょっとそこの内容を充実させるというような意味です、先ほどの。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小学校向けには、先ほど言いました副読本、これを次年度改定する予定です。そこでまたいろいろと、この三股はかなり町なかの様子も変わってきておりますので、改訂版をつくりまして、それをつくることによって地域を知るし、いろんな職業、いろんな事業所を知ることにもなります。

小学校3、4年生の先生方でつくりますけども、全ての先生方がその内容を理解しなくちゃいけないということで、それでそちらのほうの資料というふうにかえさせていただきたいと思っておりますが、先ほど言いました新たな町版で企業の情報誌を作成するということにつきましては、かなりのエネルギーが必要だと思います。

このK・Pクリエイションズが、来年度はまた新たにつくるということを言っております。新たにつくると、毎年つくると、昨年は宮崎市、ことしは三股と都城版でした。新たにつくるというふうに言っておりますので、その中に三股町バージョンを今度入れていただくようにまたお願いをしようかなというふうにも思っております。

そういった意味では、商工会との連携も、あるいは企画とも連携を深めていって、連携した形での紹介本ができるといいなというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。

それで、今、小学校3年生を中心に、先生方を中心にしてと言われましたけども、きのうの段階で先生方は忙しいと言われましたので、これでまた仕事が増えるわけです。そういうことを考えますと、やはり、ここについては行政が入って行って、そして、既にそういう知識を持っていらっしゃる方の部署があるわけですから、その方々と連携してというのはいかがなものでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 編集委員にはもちろん行政は入っております。幸いなことに今年には派遣の指導主事が1名ふえましたので、教育の専門家が2人配置されましたので、そちらも入ってきますので、子供の実態、3、4年生の発達段階に応じた社会科の学習というのは先生方が一番詳しいですので、先生方を中心にしなごら、行政でいいますと教育委員会の指導主事が2人おります。そこが入った形での編集委員を今後構成して、作成に向かっていきたい。

また、もちろんほかのいろんな専門家、議員さんも社会科が専門ですので、いろんな形でご指導をいただければありがたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、梶山城跡整備事業についてお尋ねします。

用地買収が進んでおります。しかし、土地所有者の高齢化もありまして、この状態をよしとせず、ピッチがもっと早まることを期待しております。

これまでも取り扱っていますけれども、昨年末から本丸跡まで行きやすくなり、私はこれまで老若男女問わずたくさんの人たちを案内してまいりました。本丸跡で戦国時代に思いをはせると、その景観がまた重みを持ってきまして、異口同音でそのすばらしさに感嘆の声を上げていただいております。

この梶山城跡というのは、三股を地政学的に見た場合、その重要な意味合いを感じとることができる場所であると思っております。歴史の中で三股というものを再確認できる場所であります。

そうやって何回か案内してきたわけですがけれども、草木が茂ってきて歩きづらくなってきております。そういう状況もありますけれども、全体の買収の終了を待ってから、その活用を始めるのではなくて、せめて買収の終わったところから活用を進めるような計画というものはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 梶山城跡整備事業につきましては、まず、地元の方々のご理解・ご協力、また、議員のご支援、大変ありがたく感じているところでございます。

まず、土地の購入状況でございますが、平成29年度末で6万6,305平方メートルを町開発公社のほうで購入しております。

また、本年度が8万9,431平方メートルを取得する計画であるんですが、立木の関係で、この計算等にかかなり調査時間を要しますので、どの程度行くかは不明なんですが、仮に半分ぐらい買収できたとしますと、全体の46%ぐらいは購入できるんじゃないかなというふうに考えております。

今後の整備方針につきましては、町史編さん作業を、今大変苦勞しておりますので、これが終わる今年度秋以降に、お城に詳しい専門家、そして、考古学に詳しい専門家、あと、島津家に詳しい専門家、こういう有識者からなる梶山城跡調査整備検討委員会を設置しまして、国指定に向けて本格的な取り組みを今年度後半には始めたいというふうに考えております。

国指定を受けて、町が開発公社から土地を購入して整備するまで若干時間がかかりますので、

開発公社からその土地を借用するという形をとりまして、その間、何か有効活用ができないかというのも、そういう専門家の意見を聞きながら、どこが入っちゃいけないとか、いろいろあると思いますので、そういう意見を聞きながら有効活用を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

きょうは、自治公民館のことを捉えようがない状況で取り組んでいきましたけれども、なかなか取り扱いが難しい部分であると思いますが、ますますこの協働のまちづくりのためには、自治公民館の活動というのは避けて通ることのできないものであると思っておりますので、自治公民館育成という面から、また、これまでと違ったような取り組みというのも考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。これで終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより15時まで本会議を休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時59分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位8番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議席番号も発言順位も8番の指宿です。よろしく願いします。

下水道の促進加入について質問をしております。それと、役場職員の処遇改善についての2点やっておりますが、まず、最初の下水道の加入促進について質問をしたいと思います。

今さら、ご存じのことを繰り返して恐縮ですが、私たちが使用したきれいな水は、生活する上でなくてはならないものです。汚れた水を私たちが、また使う前のようなきれいな水にして自然に返していく、大切なものが下水道事業であります。

本町では、平成6年に梶山農業集落排水事業、平成13年に宮村南部農業集落排水事業が、そして、平成17年に公共下水道が供用開始されています。

農集排の事業の供用開始区域は拡大していませんが、下水道事業は年次的に工事が進み、供用開始区域が拡大しています。

そこで、各農集排水ごとの接続率の推移について答弁をしていただき、あとの質問については質問席から行います。よろしく願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 下水道の加入促進について、下水道の加入率の推移はどうなっているかということについて答弁をさせていただきます。

公共下水道の接続率についての回答でございます。

公共下水道事業は、平成9年度に事業着手し、平成17年3月より供用開始いたしました。接続率は、利用人口、接続完了を利用可能人口、接続可能で除して算出いたしますが、毎年度整備区域を広げているため、年間の利用人口の増加数と利用可能人口の増加数は異なるため、年度末の接続率は増減することはあります。

平成17年度末の接続率は4.7%、平成20年度末は26.5%、平成25年度末は47.1%、平成29年度末は55.9%となっております。

集落排水につきましては、担当課長のほうから回答させます。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、梶山農業集落排水の接続率についてご説明いたします。

平成25年度の接続率は91.3%、平成27年度が93.5%、平成29年度が93.6%でございます。

続きまして、宮村農業集落排水事業でございますが、平成25年度が79.8%、平成27年度が81.9%、平成29年度が83.6%でございます。

平成13年度に宮村南部が竣工しておりますが、これについての接続率は今のところ数字は今持ってきていないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 農集排については、先ほど申しましたように、供用開始を、区域を拡大しているわけではないので、この程度かなと思うんですけども、それにしても宮村南部が少し低いかな、83ということですが、この辺についてはまた努力してもらおうとして、本来の公共下水について質問をしていきたいと思っております。

公共下水の加入率がなかなか推移しないということで、5年ぐらい前ですか、あれは施設負担金、三股町の公共下水道事業の受益者負担金の減免という形で、3年を限りにという形で行われています。

今も施行規則の中で3年を限りにと、新しくつくるところは別けども、今、もともと家が建っていたところに供用開始が拡大した区域については、3年を限りに接続に対するこの受益者負担金の免除というのがありますけれども、3年間のこれを行うことによって、どれほど周知され

て上がってきたのかなと、新築は必ず公共下水をつながないと家を建てられませんからそうなん
でしょうけれども、もし、こういういきさつがありましたとか、もしくはこういう顕著な例があ
りましたとかあれば教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、受益者負担金の減免についてご説明いたします。

受益者負担金の減免は、三股町公共下水道事業運営審議会の答申を受けまして、平成22年度
より、新築物件を除き供用開始の告示以後3年以内に排水設備設置工事に着手した家屋を対象と
しておるところでございます。

また、平成21年度以前の供用開始区域内においては、平成24年度末までを免除期間といた
しております。

減免規定のなかった平成18年度から平成21年度までの4年間では、1年間に平均399人
の利用人口の増加でありましたが、受益者負担金免除を開始いたしました平成22年度から平成
24年度の3年間では、1年間の利用人口の増加は平均549人でありました。このことから、
受益者負担金免除は大きな効果があったと推察されております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 本来、受益者負担金は払わなくてはいけない、水道で言うと加入
金みたいなもの、権利金ですからそうなんですけれども、減免をしたら、それはそれでうれしい
んでしょうけれども、実際上の問題として、加入率がそこまで上がってこないというのは何か問
題があるのかなというふうには思ったところです。

3番の問題に入ります。

今後、今、町長の答弁でありましたけども、今、55.9、ここに普及率が載っているのは、
37、行政人口で割ったんでしょうけど、町が発行した下水道施設及び普及状況というふうに乗
っていますので、これは農集排も入れた感じのを人口で割ったんだと思いますが、これがあって
質問を考えたわけですけども、この接続率を上げるために、この会議、公共下水道運営審議会
なるものがあります。

その中で、何回も開かれていると思いますが、この接続率を上げるための内容がどの辺まで踏
み込まれて審議されているのかというのを教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、公共下水道事業運営審議会についてでございますが、公
共下水道事業運営審議会の審査審議するものとしまして、下水道事業受益者負担金に関する事
、下水道使用料に関する事について審議するものでございます。

公共下水道事業運営審議会は、平成21年12月に受益者負担金に関する事項としまして、受益者負担金の免除等について調査審議していただきましたが、その後、審議会は開催していません。

また、接続推進に関することについての審議会や、これに類似する会議も含めて開催していませんが、下水道係内では接続促進に向けての検討、打ち合わせなどは常に行っているところがございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この下水道事業運営審議会条例及び施行規則というのがあります。この条例等とこうして見てみると、要するに下水道事業の円滑で効率的な運営を図るため、地方自治法38条の4第3項の規定に基づき、三股町公共下水道事業運営審議회를置くと、こうなっています。

ということは、その受益者負担金だけではなくて、事業の円滑で効率的な運営というふうに、こうなっているわけですから、やっぱり定期的に開いて、これ何が原因なのか、要するに、せっかく、今度も拡張工事をやるようですけども、それだけの巨額な資金を投入して行うということであれば、やっぱり審議会委員の方々も真剣に悩んでもらわないといけないのではないのかなというふうに思うんですが、開いていないということはいかがかなと、条例があって、施行規則まできれいにつくられているわけです。

もう1回、これについて開く意味がないのか、委員10人以内と、こうなっていますけども、もう1回ちょっと、何で開かんかったのかなというのを教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 以前、公共下水道の事業計画を見直すときには、都市計画審議会において区域の変更を行う審議会は行っておりますが、公共下水道事業運営審議会では、そういう事業の見直し等については審議していないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） していないということですね。ぜひともやってほしいというふうに思います。

4番に行きます。

同じような悩みは、ほかの自治体も抱えているんだろうと思います。三股町ばかりではなくて、そこでこの運営審議会があったわけですけども、同じような悩みをしているところと交流をしながら、うまくいったら、うまくいったように、失敗したら失敗したように交流をすれば、新たな知恵が浮かぶのではないのかなというふうに思うわけです。

この設問4のように、例えば運営審議会は多分開かれていないということであれば、ないでしょうから、行政の中で、ほかのところと、超えて協議会、もしくは検討会、もしくは連絡会、何でもいいんですが、お互いに悩みを協議をするものという連携の場はありますか、聞きます。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 町村におけます下水道の整備を促進することを目的として設置されました全国町村下水道推進協議会宮崎県支部においては、町村からの陳情、要望活動、情報、資料等の交換を行っていましたが、平成19年度末をもって宮崎県支部は解散をしております。

ほかには、下水道事業を推進することを目的に設置されました公益社団法人宮崎県下水道協会においては、現在も会員相互の連絡及び情報交換、要望活動、調査研究を行っているところでございます。この調査研究の中で、会員同士のやりとりとしまして、接続については協議をしているところでございます。

また、大淀川の浄化と、河川環境の保全を図ることを目的として設置されております大淀川サミット実行委員会では、河川浄化の目的のために、下水道への接続を推進する啓発活動を行っておるところでございます。

住民が安全・安心して利用できる水環境の実現を図るため、都城盆地において策定された大淀川清流ルネッサンスⅡ地域協議会では、生活排水対策としまして、下水道への接続率向上をさせ、水質汚濁防止に取り組むこととしておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） その大淀川何ちゃらは前の大淀川サミットの名前の変更になったやつですね。違いますか。大淀川サミットの名前が変わったやつじゃないですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 議員のおっしゃるとおり大淀川サミット実行委員会は、大淀川サミットの流れで続けている委員会でございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） あれは、大淀川の流系、源流からずっと宮崎市まである自治体が集まって広域でやるやつで、公共下水も一部はそれに係りますけれども、全てがそうではない。家庭から出る例えばごみであったり、それから、不用品の廃棄であったり、いろんな問題が出てきて、汚濁もそうです。という形で、下水とは限っていない。下水はその一部という考え方になっていると思います。

もちろん下水が大きい役割は、汚濁に対してはあるということは重々承知の上で、申し上げたいのは、要するにこの接続率をするためには、何かないのかなって、審議会とかそういうものは出ていないのかな。例えば、接続率を上げるために、条例は難しくても、要項とか決めて、下水

道法では速やかに接続することと、供用開始になったらなっていますけれども、速やかには、三股町は何年というふうに捉まえてそれをされようとしておりますか、聞きます。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 受益者負担金の減免期間が3年でありますように、3年間で早期接続だと考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ということは、3年が勝負ということですか。供用開始されてから3年間で目いっぱい出さないと、要するに次は受益者負担金を取りますというわけでは絶対つなごうです。

要するに、受益者負担金を払わないで、要するに要りませんよと言うたときにつなごうだった人が、4年目やから要りますよと、それを待ちよって言ってつなごう人はいません。ということは、その3年間に何をするかです。

回りくどいことを言っていますけれども、要項等をつくって、それに基づいてこういうふうには三股町は要項を決めています。だから入ってください。下水道法第何条でこうなっている、その速やかには3年です。だから、三股町は3年間だけ受益者負担金を減免していますというふうにして、考慮をつなごうなかったら、こういう指導がありますよ、もしくはペナルティがありますよというところまで踏み込んでいる自治体もあるんですけども、それについて論議されたことはありますか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 公共下水道の整備におきまして、合併浄化槽等で、合併浄化槽以外で行われている水洗化においては、接続を促すというふうには下水道法にもなっております。下水道法に、ご存じのように整備後すぐに接続しなさいというふうになっておりますので、それについて罰則規定は、下水道法にはないので、町で罰則規定を設ける議論をしたところではないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） これ、先進地なのか後進地なのかわかりませんが、福山市ですかから広島です。ここは、下水道接続指導要綱というのをつくっています。要するに要綱をつくっているんです。それに基づいて、今度は下水道接続指導審査会設置要綱というのをつくっています。何をそしたらしているんかということですか。ペナルティーまでつくっています。

この設置要綱の中に、要するに勧告、設置命令及び改造命令、最後には、管理者は設置命令または改造命令に違反した者を告発することができる、ここまで踏み込んでいるんです。これがいいとか悪いとかじゃないです。そういうふうには真剣にやっているということなんです。これは法

律に違反しているのか、違反していないんです。大きな市でこれをつくってやっているわけですから。

下水道法のさっき言った速やかには3年というのは、この中にびちゃっとうたわれています。

三股の町のホームページを見たけど、ホームページは通り一遍のことしか書いていないです。これは福山の下水道の手引きです。

目次からなって、それから、初めにが、通り一遍からなって、何でこうしますからというのがずっと出てくるんです。文字通り字が大きいです。最後に、融資をあっせんします。三股町は、5%、要するに、この設置をするに当たって、お金を借りた場合については、5%をオーバーする分についてお金を出しますというのがあります。利息を決めてあります。その件数はありましたか、お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 私の記憶するところでは、過去に1件あったと記憶しております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ここの厳しいだけあって、ここは利子を完全に補給しているんです、借りたものについては。だから、元金に関係ないです。利子だけ、それも年数は5年やったかな。

要するに、5カ年ぐらいで借りたものについての利息は、この改造費に伴う、要する下水道接続に伴うものについての利息は市が出しましょう。利息ですから、今は金利の安い時代ですから、そんなに大きい金額ではないと思いますが、三股町が5%から上を出しますって見ると出てくるんですけれども、先ほど言われたように、1件ということはほぼ知らないか、つまらんか、どちらかです。5%から上のを計算してみたら、6%か、申請するよりも、いいやもうというふうになったのかもしれない。

手続が、融資あっせんの対象者はこういう人ですよとか、それから、要するに利子分を契約したところ、銀行も契約をしているわけですけども、そことやりますよというふうになっています。

できるだけ接続をしてほしい、ここは下水道の減免規定はないんです。供用開始をしたところについてもないんです。だから利子補給しているのかもしれないけども、みんなで入ろうね、そしたら、みんなで接続を勧めようねという中で、最後は、とはいうものの、全然言うことを聞かなかったら告発する権利までうちは持っていますよということで、強力に多分接続を勧めているんだろうと思うんです。

だから、最初に言いましたように、審議会等で円滑な運営というのでこういうことをやられていますかということをお聞きしたわけです。

だから、ぜひとも、この50%何ちゃらですか、55.9%、半分です。こういうことを真剣に検討をするつもりが町長、ありますか。答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 加入促進についての取り組み等も本町でもそういう要綱はございませんけれども、個別相談会を開催したり、そしてまた、平成19年度から推進員を配置しまして、これは町単独です。専門にこの推進をするという人材を配置して、そしてまた、免除期間終了世帯に対して戸別訪問とかポスティング等を行っているところでございます。

本当、どういう形が一番いいのかどうか、議論をすべきとは思いますが、本町のほうでも少しでも1軒でも多く加入促進につながるよう取り組みはさせていただきます。

ただ、高齢化して、我が家は今のままでいいんだというところに、強制的に云々というものなかなか難しい話、そしてまた、共同住宅とか、そういうところで家主さんが理解が難しいところもございまして、なかなか担当課のほうも苦慮しているところであろうかと思えますけれども、しっかりと河川浄化、そしてまた、下水道接続の必要性、重要性、そういうものは十分訴えてといますか、皆さん方にご理解いただくよう努力はさせていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） くどいようですが、要するに町も各戸回って、接続の推進をされているのはよくわかっています。しかし、その行った人が、お願いですよ。「お願いします、つないでください」、要するに、こういう要綱等があった上で、町のこの審議会ですという人については猶予しようとか、そういうことができるわけです。

先ほど言ったように、告発することができるやから、告発しないこともできるわけです。要するに告発する手段を持っているということだけなんです。だから、要綱でこういうふうに決めていますと、だからつないでくださいと、でなかったら命令を出しますよと、最初は勧告です。勧告を行って、それでも変だったら命令出しますよというふうにやって、その家庭の実態を見て、聞いて、本当にやるときには現場に行くわけですから、職員が。

そのときに、ここはもう無理だと、例えば高齢化、人が住んでいない、戸籍上だけ人がおって、例えば入院している等々、いろんな特殊事情があるでしょう。そういうときには、そこでその審議会でも議論をするべきだろうというふうに思うんですけども、ぜひとも、真剣にこういうふうには、冷たい病院の布団をはぐってでもしろって、こう言っているんじゃないですが、そういうふうには真剣に取り組む中で、町民の実態も見えてくるんじゃないのかな。

ただ推進員をして頼んでいますよ、回りました、何なつながんといかんな、いやお願いします。お願いならよかというふうに言われた実態もいっぱい見聞きしておりますので、再度、審議会に諮るものとして、もう1回、こういうことができないのか、真剣に議論をしてほしいと思います。

要綱等は、条例じゃないので、これは要綱です、福山市の。だから、要綱で定めるということにしてありますので、ぜひとも真正面から受けていただいて、やっぱり、私自身は、これが全部接続になって、道路の側溝を水が流れなくなると、タヌキ、野犬、いいねぐらになって大変だという、二次被害も知っていた上で話しているんですが、とはいえ巨額の金を今回も費やす8億ですかねという話の中で言うと、やっぱり、接続していないところについて、接続していない人が余り協力願えないということは、河川浄化にも強力願えない、そういうところこそ垂れ流しになっているという可能性が、これは十分あるわけですが、再度検討、こういうことについて、要綱なんかの設置について検討をしていただけるかどうかだけ。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 強制執行みたいな形での意味で町がその辺の実力行使をしていくようなやり方というのはいかになものかなという感じがいたします。

といいますのは、空き家の撤去関係についても大変、そういう執行関係を出す場合には、弁護士を含めて第三者機関がきちっと判定してからでないという取り組みはできません。

こういうふうな形で、そういう接続しない人たちに対して、その要綱をつくって、どんな効果があったのか、どういうふうな運用をされているのか、そういうところを十分検証しないと、安易にそういう要綱をつくって、町民の方々に強制力を持ったものを執行すると、なかなか難しい問題かなというふうに思います。

ただ、言われるように、これだけの投資をして、公共下水道の整備をしているわけですから、加入の促進というのは非常に重要なことだというふうには認識しておりますので、そちらのほうの努力を、先ほど言いましたような個別相談会、あるいはまた、お願いという形だけではなくて、何かほかにも方法はないのか、そういうのもいろいろ検討をさせていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 最後になりますけども、ぜひとも、何がいいのかって、要するに、これは、要綱というのはつくったから全部当てるということではないわけで、前もって言うように条例ではないわけですから。要するに内部規定みたいな感じです。だから、そういうことも一つの視野として、選択肢として検討をしていただければというふうに申し上げたわけでありませう。

要するに、その流れの中で、今度は、川の浄化という、それから、自然にきれいな水を返すという観点で言うと、農集排と、それから、公共下水の未設置場所、もしくは計画外、下水道の計画外というのも結構あるというふうに、計画区域が、これで言うと、28年度ですから、2万6,027人の中で計画区域は2万1,879人ですから、約5,000人近くが計画から漏れている、43ページ、というふうになっています。

そこについて何をしていくのか、前、合併浄化槽の町営というのを議論、論議、提起、何かし

たと思うんですが、町が合併浄化槽を個人から寄附してもらって、個人の家で管理する。そうすると、管も引かなくていいわけだよね、そこできれいな水が流れるわけです。料金は公共下水の料金を取れば済むわけです。全部点検する。

そういうようなことも可能だと思うんですけども、要するに公共下水も届かない、農集排も届かない、町民ですから、そういうところについて、ただ合併浄化槽は個人ですよということじゃなくて、町に合併浄化槽を寄附してもらって、それを町が管理するというようなことをやっている自治体もあるんですけども、そういうことについては何か考えがありますか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、議員がおっしゃったやつは、市町村設置型の浄化槽整備事業であると思っております。今、三股町において合併浄化槽への転換事業、単独浄化槽、またはし尿のくみ取り槽からの合併浄化槽への転換事業については、国の補助等を使いまして事業を進めているところでございます。

その区域が、下水道区域、または農業集落排水区域以外のところについては、その事業は使えるところでございます。（発言する者あり）

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今言われているのは、要するに補助金を出しますという話で終わっているんだろうと思うんです。そうじゃなくて、寄附してもらうんです、その槽を町に。槽を寄附してもらって、地下に埋設したまま。それを町が直接管理するんです。料金は下水道料金を取ればいいわけです。同じこっちゃから。

要するに区域から漏れている人がいるわけです。農集排でもない、公共下水でもない、そこについて町が直接出て行って、それを、合併浄化槽をつかって町が管理します、全て。というようなことは議論になったことはありませんかとお聞きしているんです。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 既設の合併浄化槽を町で管理するということについては、議論をしたことはありません。

○議員（8番 指宿 秋廣君） あります、せん。

○環境水道課長（西畑 博文君） ありません。

○議員（8番 指宿 秋廣君） せん。

○環境水道課長（西畑 博文君） はい。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 末尾がなんで。

要するに、してほしいんです。要するに、これはほぼお金が、町としては道路埋設も要らない

わけですし、それを管理するわけです。

加入してもらって、その家については町が直接管理するわけですから、浄化槽を。それはきれいな水が出ていきます。その対象区域は、先ほど言った農集排と公共下水道の将来的なところもひっくるめて排除したところ、残ったところですよ。

今から先、蓼池まで行くのかどうかわかりませんが、だから、そういうところも全部精査した上で、残ったところの人たちについてはどういうサービスを提供するかというときに、町が乗り出して行って、合併浄化槽の管理を直接やる。

これは、直接やるといっても、職員が行くわけじゃないので、業者に委託すれば済む問題ですけども、くみ取りから何からという意味です。料金は公共下水と同じ料金はとりましたよというふうな形をすれば、本人たちがお金を出してつくった合併浄化槽がそのまま利用できるということですよ。

だから、供用区域内、将来的な区域内という、それを想定している。それから外れたところという意味です。もう1回、そこら辺について議論をする余地がありますか。お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それについては、今後、他自治体の動向等を勘案しながら勉強をしていきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） たしか隣が合併前の、財部、たしかやっています。要するに、今やる公共下水だって40%ぐらいの補助でしょ。個人でするのも40%ぐらいの補助でしょ、国からの来るの。ということは、同じ補助率でやっているということになるんです。ただし、それを町はその補助にしておいて、合併浄化槽を寄附してもらおうと、埋設したまま。

財部は、自分だけで建設するところから何か乗り込んじょったような気がしますが、そこまでは厳しいかなと思うんですが、管理全部やりますという感じです。だから、町が全部出ていくのかどうかもひっくるめて調べてほしいと思います。

白地と言う何の予定もないところという意味ですから、何の予定もないところの合併浄化槽、もしくは単独浄化槽というところ、くみ取りひっくるめて、何かの手だてをする必要があるんだろうというふうに思いますので、ぜひともそこら辺の議論を、この運営審議会ですることができるのかどうかはわかりませんが、公共下水で特定されていますので、何かそういう審議会か検討委員会か立ち上げていただいて、町として何かができないのか、この合併浄化槽を個人でつくっている該当外のところですよ。予定外のところに住んでいる人。

だから、今から先の問題についてお願いしたいと思います。

もう1点、今、区域がこの中にずっと出ていますけれども、この区域というのは見直すことは

ないんですか。公共下水道の将来的な予定、今その予定内で少しずつ進んでいるわけですが、将来的到達のところの全体的な見直しというのは考えていらっしゃるんですか、お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 区域の見直しについては、今現在、整備区域として決めていますのは、植木の一部まででございますので、植木を全部行うのか、また、蓼池方面をどこまで行うかについて今後、都市計画審議会等で検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 当初の絵は、2地区からずっと蓼池まで全部入っていたというふうに認識しているんですが、それについてはしないというふうに理解していいですか。それとも、それをいつ年度にやるかという審議はしているという意味ですか。ちょっとわからなかったので教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今現在、公共下水道事業の整備区域、整備しますよと、国に申請する区域が、植木の一部、または2地区の一部までになっておりますので、全体的には蓼池を含めた区域が全体区域となっております。一部、都市計画審議会等で谷地区方面を区域から外した経緯はございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それは、要するにいつぐらいまでが考えられる時間帯になったんですか、それは。いつぐらいまでに終わるということになったんですか、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 時間があれなので、休憩を入れます。休憩してください。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道事業計画においては、5年間をめどに、5年間でできる区域を設定しておりますので、現在は平成27年から32年までを目標に区域を設定しているところでございます。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 全部完了をするのはいつという、おおよそめどっていつているのという話。絵がばあっち描いちゃいわ。わからんたい。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに、いつぐらいに全部を供用開始するかというのが聞きたかったわけで、おおよそのめどはこのぐらいにして考えていますよ、それはいろんな社会情勢はあるだろうけれども、現実的にはどうですよということが知りたかったわけです。またそのときには教えてください。

実際上の問題として、さっきあったように、50%になるかならんかぐらいのときでずっと進んでいくということになると、やっぱり少し見直す必要があるな、見直すに当たっては、先ほど言った町が乗り出していった合併浄化槽という選択肢も視野に入れる必要があるのではないのかなど、そうすれば道路を掘る必要もないし、土地は買う必要もないし、個人の土地ですから、私有地ですから、ということ想定して質問をしたところでした。

もう少し、都市計画審議会でも何でもいいんですが、少し議論をしてほしいと思っています。

三股町の住民が、口に入ってくる、手が届くまで来るのは、動脈です。みんなが手をたたいて、「よかった、よかった」と言いますが、今度は手から離れるとき、人間の血に例えて静脈と言いますが、静脈産業については皆が嫌がるものです。

しかし、それがなければどうにもならないわけで、少なくとも町としての考え方的なところは整理しておいてほしいし、公共下水は何年度ぐらいをめどにというふうなところも答弁ができるようお願いをしておきたいと思います。

また、さっき言った要綱についても議論だけはお願いしておきます。

次行きます。

2番の問題ですが、正規職員の早期退職者の人数と、その理由はどうなっているのか。要するに、定年退職じゃなくて、寿退職もあるでしょうけれども、そうでない退職もあるやに聞いておりますので、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 正規職員の早期退職者の人数と、その理由についてでありますけれども、過去3年間の早期退職者数は5名となっております。内訳は、平成27年度はゼロ、28年度は2名、29年度が3名となっております。理由につきましては、全て一身上の都合ということでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） これは定かに本人に聞いたわけじゃないんですが、うわさによると、ほかの自治体を受けて通ったからやめたと、それは多分事実だろうと思うんですけど、ということは、三股町は魅力がなかったのかなという、要するに職員に通っていたのに、受け直して、通ったから三股をやめました。こういう衝撃的な感覚は、我々としてもやっぱり真剣に受けとめ

ないといけないのではないのかなというふうに思っています。

やっぱり、この三股の役場に勤めてよかったなって、60歳定年まで、このあと60歳定年、話しますけども、勤めようと、そのために一生懸命汗をかこうという職員があつてほしいし、ほかの市を受けたらぼんて通るぐらいの優秀な人ですから、惜しかったなというふうに今思っているものです。

魚に例えると、逃げた魚は大きいと言いますから、それが本当かどうかはまた別にして、早期退職者の中にこういうのがあったということで、共通の認識として知っている必要があるだろうというふうに思っています。

次の問題に入ります。

先ほど言ったように、一生懸命仕事をしました、ある一定の役職にもつきました、60歳になりました。そしたら再任用という話になりました。再任用に当たっては、1週間に3日と、ほぼフルタイムというふうに2種類あったというふうに記憶をしているんですが、職員からの希望というのはどういうふうになったのかお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、一身上の都合ということで申し上げましたので、誤解のないように述べさせていただきますと、29年度は2人の方、女性がやめられたわけで、1人は結婚ということで大阪のほうに行かれました。

もう一人は、どうしても都会志向ということで、東京都の区役所のほうにどうしても行きたいというようなことでありまして、そちらのほうに就職されたということでございますので、引きとめはしたんですけれども、そういうことで、本人がどうしても東京のほうで仕事をしたいということでございました。

そして、28年度の職員については、どうしてもほかの仕事がしたいということで、収入のそういうふうな、現金収入源のところがあるということで、早目にやめて、そちらのほうの仕事をしたいということでございました。本人の都合、一身上の都合ということでございます。

2番目については、総務課長のほうに回答をさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、再任用者の処遇がどうなっているかということで、まずお答えいたします。

再任用職員の処遇についてですけども、三股町職員の再任用に関する条例施行規則に基づいて行っているところでございます。

勤務条件等につきましては、地方公務員法第28条の4第1項に基づきます常時勤務、1週間が38時間45分を要する職員の再任用常勤職員、または法第28条の5第1項に基づく短時間

勤務、1週間が15時間30分から31時間の処遇を占める職員、再任用短時間勤務職員の2つに区分しております。1年を超えない範囲で任期を定めて、町に勤務する一般職として位置づけているところであります。

先ほど二通りあるということで、なお、昨年度からは定時退職時に勤務形態を、先ほど申しました再任用常勤職員と、再任用短時間勤務職員を選択できるようにしたところでございます。

また、再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員の職名は主査といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用に当たっては、職務の級3級に格づけをしているところでございます。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 全員3級ということ。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 3級が、給料表を持ってくればよかったが、持ってきていないので、一番下のほうに書いてある。金額的には余りよく金額ではなかったと思うんですが、その職員は職員だから、例えば残業とか、通勤とかそういうのは全部出るわけですか、オーケーですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 職員扱いでありますので、規定に当たって付与しております。ちなみに、3級が現在のところ25万4,800円ということで、再任用者の給料となっております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 次行きます。

③ですが、退職後にほかの自治体に再就職した職員、要するに再任用みたいな感じで、60歳を過ぎて職員、要するにした人がいらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 退職後にほかの自治体に再就職した職員ですけれども、過去3年間の再就職者数は3名であります。それは早期退職者も含めてであります。内訳は、29年度の退職者の3名となっております。再就職先は大阪府貝塚市役所、東京都目黒区役所、熊本県益城町役場の3カ所でございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 3名の方がほかの自治体に行って、三股町で使った大切なものが向こうでされる、いいのか悪いのかわかりませんが、東京とか大阪とか、熊本とかというふうには、大都会、大きなまちのほうへ流出してしまうと、I Jターンの逆だなというふうには思うんですけども、これは、要するに、この人たちは試験を受けて、もしくは何かの免許を持っていてということで行かれたんでしょうか、お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 2名の方は早期退職者の中でありまして、試験を受けて合格されております。1名の方は、退職と申しますか、再任用期間の満了に伴いまして、県のほうから、そういう退職する職員の被災地に対して、そういう情報はありますかということで問い合わせが町にあったところございまして、それでご紹介したところ、そちらのほうに、熊本県の益城町でありますけれども、採用をされたということになっております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この再任用の職員も正規の職員も同じ仕事をほぼするわけですけども、平成はないので、西暦で言うと2020年4月から、会計年度任用職員というのが新たにするという話が聞きましたので、その概要についてお聞きをします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） まず、会計年度任用職員につきましては、再任用の職員は対象とならないということでお伝えしておきたいと思っております。これにつきましては、昨年の5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。施行期日は平成32年4月の1日であります。2020年の4月1日ということになっております。

この地方公務員法の改正内容は、まず、特別職の任用と臨時的任用の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化でありまして、法律上不明確であることから、新たに会計年度任用職員を創設し、規定を設けまして、採用方法や任期等を明確化する内容となっております。

特別職につきましては、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化しまして、臨時的任用につきましては、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化することとなっております。

地方自治法の改正内容につきましては、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するという内容となっております。

会計年度職員の制度の法改正等の対応についてですけども、現在、町村会や研修機関の研修等で情報収集を行っているところでありまして、法規支援等の経費などを次の議会で上程いたしまして、来年度の9月を目途としてまず条例改正を行いまして、平成32年4月1日から施行するという方法で進めているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 確認ですけども、来年の9月議会に条例改正を出すということによろしいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） まずはその予算をお願いすることになると思うんですけども、それ

をお願いいたしまして、1年間をかけて、職員の関係もありますし、それぞれの審議会委員等の要綱等も、会計年度職員になりますと1年間の任用、任用となっていきますので、さまざまな分野の改正等も必要になってくるのかなというふうに感じておりますので、来年度の9月までを目途に、その内容についての改正を行っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 処遇が、今呼ばれている嘱託とか、委託とかという人たちが、こういうふうに変わるというふう認識してよろしいんですか、大枠は。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今、内容等をいろいろ勉強している最中でありまして、今、本町であります5時間のパート職員が会計年度任用職員のパートタイム、あと、今、特別職の非常勤ということで、いろんな審議会の委員さんとかありますけれども、先ほど申し上げました指導的とか助言とか、そういうものに限定されていきますので、それ以外の方が一般職の非常勤職員ということで、会計年度任用職員のパートタイムというような形になるのではないかと考えているところでありまして。

あと、今、職員と同じ時間を勤務しております、今、雇用契約職員が会計年度任用職員のフルタイムというような区分に分かれていくものと今のところ考えているところでありまして。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに、危惧をしているわけですが、会計年度というのは4月から3月まで、4—3ベースです。その職員が職員という名前が出てくるということになると、正規の職員との違いというのがうやむやになりかねないわけで、今の雇用契約をしている4月から3月の人たちが余りふえ過ぎても、将来を計画する人たちにとっては、計画ができない状態に、この人たちは1年間、4月に入ったら3月まで考えれば済むわけですが、三股町はまだずっと続くわけで、その流れは、今のシステム、今の人たちがほぼそういうふうに分かれるだけですよというふうに理解してよろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 現在のところと言いますと、職員の人数につきましても今、長いスパンで町の行政をやっていくための必要な職員数というのもあると思います。

今の雇用契約職員につきましても、ある意味専門的な分野ということで、継続で2年、3年いただいている方もいらっしゃいますし、事務補助として任せられる部分として、雇用契約で雇用してお願いしている職員さんもいらっしゃいますので、基本的な流れとしては、そう大きく変わるものではないのではないかなと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、法律は変わって、施行日は2020年4月ということなので、この議会の中にも、こういう流れというのは教えてもらわないといけないのかなというふうに思っております。

それと、これによって、これができたからって、全部これをやったらどうもこうもならんというふうに思いますので、今いる人たちの、仕事をしている人、これになったからあんたは首よということにはならないと思いますが、その点についての考え方については、今までと同じように取り扱うということで理解してよろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 基本的な流れとしては、今までの取り扱いで、そういう職員の法的区分が変わっていくというふうに今のところ認識しているところでございます。

ですから、この内容についても当然、また議会にお願いするときには、その時点でわかっている部分については、全員協議会等をお願いして、説明できる部分があれば説明していきたいというふうに考えておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） これで終わりたいと思いますが、新しい名前が出てきて、我々もついていくのがいっぱいいっぱいというところもありますので、今働いている人たちがどこの法律に準拠して雇用をされているかわからない、ブラックの位置づけだったのが、これで明確化になるというのはある一定いいことかなというふうには思っておりますので、以後、今までの考え方が大きく変わらないようお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時00分散会

議事日程(第4号)

平成30年6月14日 午前9時58分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 質疑(議案第46号及び第47号の2議案)
日程第4 討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 質疑(議案第46号及び第47号の2議案)
日程第4 討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)
-

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	鍋倉 祐三君
会計課長	川野 浩君			

午前9時58分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、全体審議します議案第46号及び第47号の2議案を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき、1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、質疑はありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、質問をいたします。

議案第49号、これは下水道事業団との随意契約による契約となっておりますが、まずお聞きしたいのは、第4条以下にもちょっと出てくるんですが、工事のあれは8億4,700万は、予定概算事業、予定もあれば概算もあれば、予定事業に概算事業で十分だというふうに思うんですけども、なぜこういうふうに2重に加えなければならなかったのか。

それから、それについて今度は第11条で、年度実施協定というのがこう出てくるんですが、これとの絡みについてちょっとお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、予定概算事業費でございます。概算事業費から申し上げますと、あくまでもこれは見積もりをとっていない状況の積算でありますので、概算として表示しております。また、予定としましては、発注予定の予定でありますので予定価格、予定をつけているところでございます。

続きまして11条の件ですが、11条以降の年度実施協定についてですが、毎年度、予算は議会に提案いたしまして、議決後、発注をしますので年度ごとに協定を結ぶということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ということは、この予定概算というのは見積もりをとっていないということは、どこから出てきたのかというふうに思うんですね。だから随意契約ということは、向こうが言われたままにほかの見積もりも何もとらずに書きましたよと。

あと工事については、それならその年度、その年度にまた違いますのでというふうになっておるわけですが、ちょっと釈然とせんなど。847万ならまだそうですかかってなるけど、8億4,700万という莫大な金額になるわけで、三股町が町の業者、地元業者と言ったほうがいいですかね、入る余地ちゅうのはどこにも、この予定枠、場内整備についても、この中に土木一式というふうに1番、別記資料の中に出てくるわけですが、地元業者等が入るようなものについての契約とか、もしくは内部規約とか、もしくは細規とか何かそういうのもまた別にこれ以外にあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 地元業者が入札に参加できるのか……。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 入札じゃない、この中に入れる余地があるのか、入札じゃなくて、もうここが勝手にするんでしょ、入札じゃなくて。

○議長（池邊 美紀君） 休憩をとります。確認をお願いします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○議長（池邊 美紀君） 本会議を再開します。

環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今議員がおっしゃいました下水道事業団が発注する業務に対して、入札に参加できるかということでお答えいたします。

入札に参加できる要件としましては、事業団の要綱でA、B等等級に対しては、A、B等級業

者というのは、今回のケースの場合は3億5,000万以上9億円未満となりますので、これに対してはJV構成員、JVを組みなさい、またJV構成員のB、(コ)ですが、これについては県内の本店を有する業者というふうになっております。

ちなみに以前の入札、平成13年から平成17年においても、事業団へ協定を結びまして事業団が発注しております。この場合に、13年度と14年度にかけまして、発注した金額2億5,300万については、その当時の大淀開発及び渕脇のJVで行っている事業でございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 疑問だらけなんですけど、それはそれとして、今度は10条に「乙は」ちゅうところから始まって4行目ですか、「契約した建設業者（共同企業体にあつては）」ってなっていますけど、共同企業体にあつてはっていうふうに書いてあるだけで、共同企業体を組むということはどこにも出てこないような気がするんですけど、共同企業体を組むに当たって、共同企業体にあつてはということとは、共同企業体ではなくても大手ゼネコンであればできるというふうには、これを読むと読めるんですけども、共同企業体を組むという、どこかにありますか、ね、組まなければならないみたいなこと、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 本会議を休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（池邊 美紀君） 本会議を再開します。

環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） この基本協定の要綱には書いてありませんが、下水道事業団に確認したところ、地元業者の発注機会を確保するというところで確認をとっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

日程第3. 質疑（議案第46号及び第47号の2議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、質疑を行います。

議案第46号及び第47号の2議案を一括して行います。

質疑の回数は、1つの議題で5回までといたします。

質疑はありませんか。福永君。

○議員（7番 福永 廣文君） 46号の議案について、教育委員と自治公民館長とは兼務できますか、そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 自治公民館長におきましては、任意の自治組織の役員さんということとありますので、ほかの町の特別職とは異なりますので、その点では兼務ができるというふうを考えております。

○議長（池邊 美紀君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第46号及び第47号の2議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第46号「教育委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第46号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり同意されました。

議案第47号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第47号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり同意されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時10分休憩

〔全員協議会〕

午前10時10分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時10分散会

議事日程(第5号)

平成30年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案)
- 日程第4 意見書案第2号上程
- 日程第5 意見書案第2号の質疑・討論・採決
- 日程第6 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案)
- 日程第4 意見書案第2号上程
- 日程第5 意見書案第2号の質疑・討論・採決
- 日程第6 議員派遣の件について
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正するものであります。町が主体的に策定した計画に基づき行われた中小企業の設備投資について、固定資産税をゼロとする特例措置を創設するものです。内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,967万9,000円から、歳入歳出それぞれ185万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,782万4,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億3,781万2,000円から歳入歳出922万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,858万7,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては4月の人事異動に伴う人件費の減額及び医療費の減額を行うものであります。内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号「農業水路等長寿命化・防災減災事業事務の委託に関する都城市との協議について」ご説明申し上げます。

本案は、農業水利施設の長寿命化対策、防災減災対策の事業事務委託に関し、別途規約を定め都城市と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、課長に説明を求めて審査をいたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第49号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、日本下水道事業団との間で、三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事に関する基本協定を締結しようとするものであります。内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第39号、40号、42号、43号の計4件です。

以下、案件ごとに説明します。

議案第39号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、放課後児童支援員の資格要件において、厚生労働省令で定める基準に準じ、所要の改正を行うものであります。内容の一つに、第10条第3項第10号に5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者が申請され、資格要件の規定を明確化するとともに、資格要件を緩和拡大するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」。

本案は、平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業者の指定権限を県から町に移譲されたことに伴い、厚生労働省令で定める基準に準じ、所要の条例制定を行うものであります。第16条第1項第20号介護支援専門員は居宅サービス計画に、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならないに対し、サービスの低下をきたさない十分な配慮が必要という意見が出ました。

今回の条例制定に伴い、本町現在の指定居宅介護支援事業者数や支援事業者の業務内容及び町の業務内容を確認いたしました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

185万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億6,680万3,000円とするものであります。歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

71万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億5,769万3,000円とするも

のであります。歳入については一般会計繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第41号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第1号）」でございます。以下、ご説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであり、歳入歳出予算の総額103億円に、歳入歳出それぞれ2,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億2,332万7,000円とするものでございます。

まず、歳入についての主なものは、県支出金は事業決定等により農林水産業費県補助金、総務費委託金の増額補正をするものです。

次に、歳出の主なものは、本年4月の人事異動に伴う人件費の増減等を補正するもので、総務費は、産業廃棄物処分委託料などを増額補正し、農林水産業費は事業内定により、産地パワーアップ事業費補助金などを増額補正、教育費はコミュニティ助成事業の決定となる補助金などを増減額補正するものです。

5つの課から、これらの議案審査の中において説明があり、いろいろな質問に対し、適切な説明や資料提供を受けました。

主な質問として、農業振興課の産地パワーアップ補助金についての内容についての質問がありましたが、園芸関係のキュウリや甘藷の機械機材の購入に対する助成であることの説明を受けました。

特に、議案審査の結果において問題点、附帯、意見、要望等はなく、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第2．質疑（議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第38号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、委員長報告に質疑いたします。

この制度の税収への本町の影響額というのは審議したんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） そういうことは協議しておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 設備の更新をする余裕がない下請けとか、零細企業とかにも効果があるのかどうかというのは審議されていますか。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） これは資本金1億円以下の法人または従業員1,000名以下の個人事業主となっておりますので、影響があると思います。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） それは委員会で審議されて、そういう意見になったんですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 済いません、今のは38号の続きですか。総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） これは、委員会のほうで説明を受けております。

○議員（1番 森 正太郎君） 説明じゃなくて、審議の内容にあるのかということを知っているんですけど。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 説明を受けて、それは委員会の中で説明を受けて、これは皆さんが納得しております。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第38号から議案第45号までの8議案及び議案第48号から第49号までの2議案までの26議案並びに諮問第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第38号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第38号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第40号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」案について、反対の立場から討論いたします。

本案の第16条の20号を見ると、介護支援専門員は居宅サービス計画に厚生労働大臣が定め

る回数以上の訪問介護をする場合には、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、この計画を町に届けなければならないとあります。

この労働大臣が定める回数以上の訪問介護という基準が、平均プラス偏差値の値を付けたものということで、平均がその基準がもとになっています。このケアマネージャーが必要ということで計画に入れているサービスを、こういうふうな報告を義務づける、その上で、この計画の中では地域ケア会議でその計画を練り直すというようなことも計画に入っております。こういうことが行われると、必要とって付けている介護サービス、必要とって付けているサービスが財政の面からという理由で削られかねないという懸念があります。町の財政が非常に厳しいということとは理解しております。

しかし、住民の懐も非常に厳しいという状況の中で、介護保険料が引き上げになっております。住民の懐事情にも配慮した介護保険料を定めるということがないと、これはつり合いがとれないんじゃないかという立場から、この法案に反対するものであります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第40号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり

決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号「農業水路等長寿命化・防災減災事業事務の委託に関する都城市との協議について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書案第2号上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、意見書案第2号を議題とします。

まず、意見書案第2号「地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）」について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） では、提出しております意見書案について、ご説明いたします。

「地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）」について、ご説明いたします。

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要であります。

このため、新たな森林管理システムのもとで、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、地域内エコシステム構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望するものであります。

1つ、公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取り組みが円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。

2つ、公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取り組みを推進すること。

3つ、中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集

成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。

4つ、病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取り組みを進めること。

5つ、木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用推進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第5. 意見書案第2号の質疑・討論・採決

○議長(池邊 美紀君) 日程第5、意見書案第2号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いいたします。

それでは、意見書案第2号「地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池邊 美紀君) 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員(1番 森 正太郎君) 今、議題になっております意見書案第2号「地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)」に対して、反対の立場からの討論を行います。

本意見書案の中で、新たな森林管理システムの中で、このもとの、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するための取り組みを推進する必要があるというふうになっております。この新たな森林管理システムが、ことし成立しました森林管理法をもとにされていると思うんですけども、この根拠になったデータが林野庁の2015年のデータで、84%の方がこのアンケートの中で経営意欲が低いというデータを国会に出してきました、これが3月です。しかしこの4月になってこのデータの差し換えがあったんですけども、この84%の中に現状維持を望むと、現状を維持したいと答えた方が実は71.5%いらっしゃった。これも含めて経営意欲が低いということと見なして、国会に出されていたとして、この立法の根拠が揺らいでい

るという状況がありました。

残念ながら、この法律自体は成立しておりますけれども、この経営意欲が低いとされたデータが果たして信憑性があったのかどうかということが検証されていないままに成立した法律でございます。森林を取り上げて、また市町村が一括管理するということに対して危惧する声もあります。

以上のことから、この意見書案には反対の立場といたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 議員派遣の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配布のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時34分休憩

[全員協議会]

午前10時36分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成30年
第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 森 正太郎

署名議員 池田 克子